伊賀市空家等対策計画

古民家等再生活用指針

2019（令和元）年6月策定

伊賀市

目　次

第１章　基本的な考え方

第１節　指針策定の背景　2
用語の定義　3

第２節　指針の基本理念
1　基本理念　4
2　基本的な考え方　5
3　対象区域　5
4　対象建築物　5
5　事業の期間　5

第３節　指針の位置づけ　6
1　指針の位置づけ　6
2　既存計画の整理　8

第４節　国の政策
1　全国的な潮流　２５
2　明日の日本を支える観光ビジョン　２６
3　文化財の観光資源としての開花　２９
4　文化財活用・理解促進戦略プログラム2020　３０
5　歴史的資源を活用した観光まちづくり　３１
6　文化財保護法の改正　３５

第２章　概説

第１節　伊賀市の地勢
1　位置・地形　４０
2　気候・気象　４１
3　住民自治　４２

４　交通・街道　４３
５　産業　４５
６　人口　４７

第２節　土地利用
１　土地利用　４８

第３節　伊賀市の文化と歴史
１　文化と歴史　５４

第４節　伊賀市の伝統工芸と食文化
１　伝統工芸　５９
２　特産品・和菓子・料理　６０

第５節　観光
１　忍者市宣言　６８
２　伊賀忍者　６８
３　忍者グローバル調査結果　６９
４　観光客数　７１
５　訪日外国人の傾向　７４
６　古民家等を活用した観光産業の可能性　７８

第６節　ＩＣＴを活用した新しい働き方　７９

第７節　空き家対策の展望　８３

第８節　概説からみた課題と方向性　８８

第３章　調査・分析・検証

第１節　利活用可能空き家の調査・分析
１　第4次空家等実態調査（国土交通省モデル事業採択事業）　９９
２　町屋活用調査　１０６
３　空き家所有者等活用意向調査（国土交通省モデル事業採択事業）　１０９
４　空き家活用ストックバンク登録数　１１４

目 次

第４章　伊賀流NIPPONIAモデル

第１節　古民家等の再生活用に関する基礎理論

１　コミュニティをベースとした面的な開発　１１８
２　滞在機能の創出　１２０
３　開発コンセプトの設定　１２２
４　ビークルの設計　１２３
５　移住者（プレイヤー）のマッチング　１２５
６　古民家等の改修方針　１２６
７　官民連携の事業プロセス　１３０
８　官民連携による拠点施設の整備　１３１

第５章　実施プラン

第１節　官民連携した実施体制の構築

１　実施体制の構築　１３４
２　空き家対策推進体制　１３８
３　スケジュール・開発目標　１３９

第２節　古民家等再生活用指針の具体的検討

１　ゾーニング計画　１４０
２　各地域の整備方針　１４１
３　モデル地区の選定　１４２
４　各地域における再生活用方針　１４２
５　伊賀上野城下町（モデル地区）　１４３
６　他地域での改修方針　１４６

第３節　伊賀上野城下町の古民家等再生活用プラン

１　伊賀上野城下町の現状と今後目指すべき姿　１４８
２　コンセプト設定　１４９
３　ターゲット設定　１５０
４　物件整備プラン　１５１
５　改修物件選定　１５２
６　活用希望物件　１５３
７　活用計画図・概算工事費　１７４
８　事業計画　１７８
９　ビークルの組成　１７９

第６章　収支・経営プラン

第１節　収支試算

１　初期値（目標値）の設定　１８４
２　収支試算　１８６
３　ホテル・レストラン収支計画　１９０

第１章

基本的な考え方

第１節　指針策定の背景

人口減少や少子高齢化に伴い、全国的にも空家等の増加が問題となっており、適正に管理されず放置された空家等が、防災、防犯、衛生、景観など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことから、国は生活環境の保全と合わせて空家等の活用を促進するため、2014（平成26）年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法という。」）を制定した。

そうした中、伊賀市は、人口減少が大きな政策課題であり人口維持を図り、かつ、空き家の発生を抑制するといった視点で、計画策定に向けて取り組みを進め、「住宅を取り巻く社会の変化」や「地方移住を希望する人々の意識の分析」、「移住しやすい街の都市分析」、「既存住宅の流通市場分析」、「空き家バンクを利用した移住希望者のニーズ調査」、「空き家対策ワークショップを通じて地域の意向の把握」、「空き家所有者の意向調査」、「空家等実態調査」、「空家等を活用し地域活性化に向けた経済波及効果の分析」、「若者の定住促進に向けた魅力あるまちを創造するための観光分析と空き家活用分析」を行い「伊賀市空家等対策計画（以下「基本計画という。」）」を2016（平成28）年5月に策定した。

基本計画に基づき、推進体制の構築を行い、これまでの分析データを基に“伊賀流空き家バンク制度”を構築した。また、「特定空家等に対する措置指導」の措置命令を三重県下では初めて実施し、利活用の促進と適正管理の促進の両輪による空き家対策がスタートした。

伊賀市への移住希望者の利用登録も順調に推移し、「特定空家等」や「空家等」の行政指導や適正管理、利活用の啓発を行うことで、効果的に空き家バンクへの登録へと繋がり順調に物件数が増加している。

しかし、移住者は田舎暮らしを求め敷地の広い公共下水道が完備された郊外へ移住する傾向から、伊賀上野城下町やその周辺地域と旧宿場町など住宅が密集した地域（以下「伊賀上野城下町等」）で、狭小敷地の住宅は移住者の希望には合わず、伊賀上野城下町等は空き家化が進み、特に伊賀上野城下町がある中心市街地では１㎢あたりの可住地面積に占める空き家が220棟を数え、周辺地域での8.4棟と比較しても23倍もの空き家が存在し、中心市街地の空洞化が進んでいる。

京都・奈良や伊勢を結ぶ大和街道・伊賀街道・初瀬街道を有し、古来より都（飛鳥、奈良、京都など）に隣接する地域として、また、交通の要衝として、江戸時代には藤堂藩の城下町や伊勢神宮への参宮者の宿場町として栄え、古から現在に至る歴史の中で震災や戦災で大きな被害を免れてきた、伊賀上野城下町の町割りや町家等は大和街道・伊賀街道・初瀬街道といった旧街道沿いの宿場町に数多く残る、地域の重要な歴史資源・観光資源でありながら、空洞化により空き家となり放置され喪失の危機に直面しつつある。

こうした、空き家となった農家や町家、蔵造り、蔵などの古民家等の歴史的建築物（以下「古民家等という。」）とその景観を、次代を担う世代へ保存及び継承す

るため、古民家等を再生活用し、地域資源・社会資源として、観光や新たな産業の創出による地域経済の活性化を図り、これらの歴史的資源を活用した観光まちづくりを進め、空き家の発生の予防と有効活用、中心市街地と農山村地域の賑わいと移住者増加を目指すとともに、官民連携した観光振興・産業振興に取り組み、地域を支える人材の育成を通じて、新たなライフスタイルを受入れることができる環境・しくみ・ネットワーク等を構築するため、空き家となった古民家等の活用ビジョンを定める。

用語の定義

この計画において使用する用語は、空家法並びに建築基準法における定義と同様とする。

1．空家法における定義（第２条）

「空家等」　：建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

「特定空家等」：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

2．建築基準法における定義（第２条）

「建築物」　：土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造物のものを含む。）これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

3．一般的な古民家の定義と本指針における古民家の定義

「古民家等」：一般的に古民家とは建築後50年経過した建物とされるが、本指針における「古民家等」の定義は、昭和25年の建築基準法の制定時に既に建てられていた「伝統的建造物の住宅」とする。

第２節　指針の基本理念

１．基本理念

伊賀市は京都・奈良や伊勢を結ぶ大和街道・伊賀街道・初瀬街道を有し、古来より都（飛鳥、奈良、京都など）に隣接する地域として、また、交通の要衝として、江戸時代には藤堂藩の城下町や伊勢神宮への参宮者の宿場町として栄えてきた。このような地理的・歴史的背景から京・大和文化の影響を強く受けながらも独自の文化を醸成し、伊賀流忍者や俳聖松尾芭蕉や横光利一のふるさととして、また、吉田兼好ゆかりの地として知られ、また、藤堂高虎が築いた城下町として数多くの歴史的建造物が軒を並べている。

これらの歴史的資源を活用した観光まちづくりを進め、空き家の発生の予防と有効活用、中心市街地と農山村地域の賑わいと移住者増加を目指すとともに、官民連携した観光振興・産業振興に取り組み、ひとが輝く、地域が輝くまちづくりを目指す。

そのため、基本計画の基本理念を踏襲し、基本計画並びに伊賀市特定空家等対策計画（以下「特定計画という。」）に基づき、「空家等の利活用推進」と「古民家等の再生活用」を礎とした、観光振興・産業振興等に取り組むため、基本理念を次のように定める。

２．基本的な考え方

空き家を含む全ての建築物は、憲法や民法に定める所有権や財産権により所有者等が適正に管理することが基本原則である。

しかし、空き家の所有者等が様々な事情から空き家の管理を十分に行うことができず、その管理責任を全うしない場合に周辺地域の住環境への影響を及ぶ。

そのような場合において、基本計画に沿って官民連携した空き家対策による取り組みが必要である。

本指針では、基本計画並びに特定計画に定める「空家等の利活用推進」と「古民家等の再生活用」の施策をより具体的な取り組みとして実行するため本指針を策定する。

また、本指針を礎に上位計画に基づく観光振興・産業振興に取り組むものとする。

３．対象区域

基本計画に定める、伊賀市内全域を対象区域とする。

４．対象建築物

対象建築物は、原則、昭和２５年の建築基準法の制定時に既に建てられていた「伝統的建造物の住宅」とする。

ただし、建築物が持つ地域にとっての意味合い・重要性などに鑑みて、対象とするかは総合的に判断することとする。

５．事業の期間

本指針の期間は、基本計画に定める期間とする。

ただし、社会経済情勢や空家法の見直しなど、地域の状況が大きく変化することが想定される場合は計画期間中においても必要な見直しを行うものとする。

第３節　指針の位置づけ

１．指針の位置づけ

本指針は基本計画と特定計画を具体的な取組を実施するための指針とし、総合計画や各分野別計画などまちづくりや観光を進める他計画と整合・連携・連動しながら空き家となった古民家等の再生活用を推進する指針である。

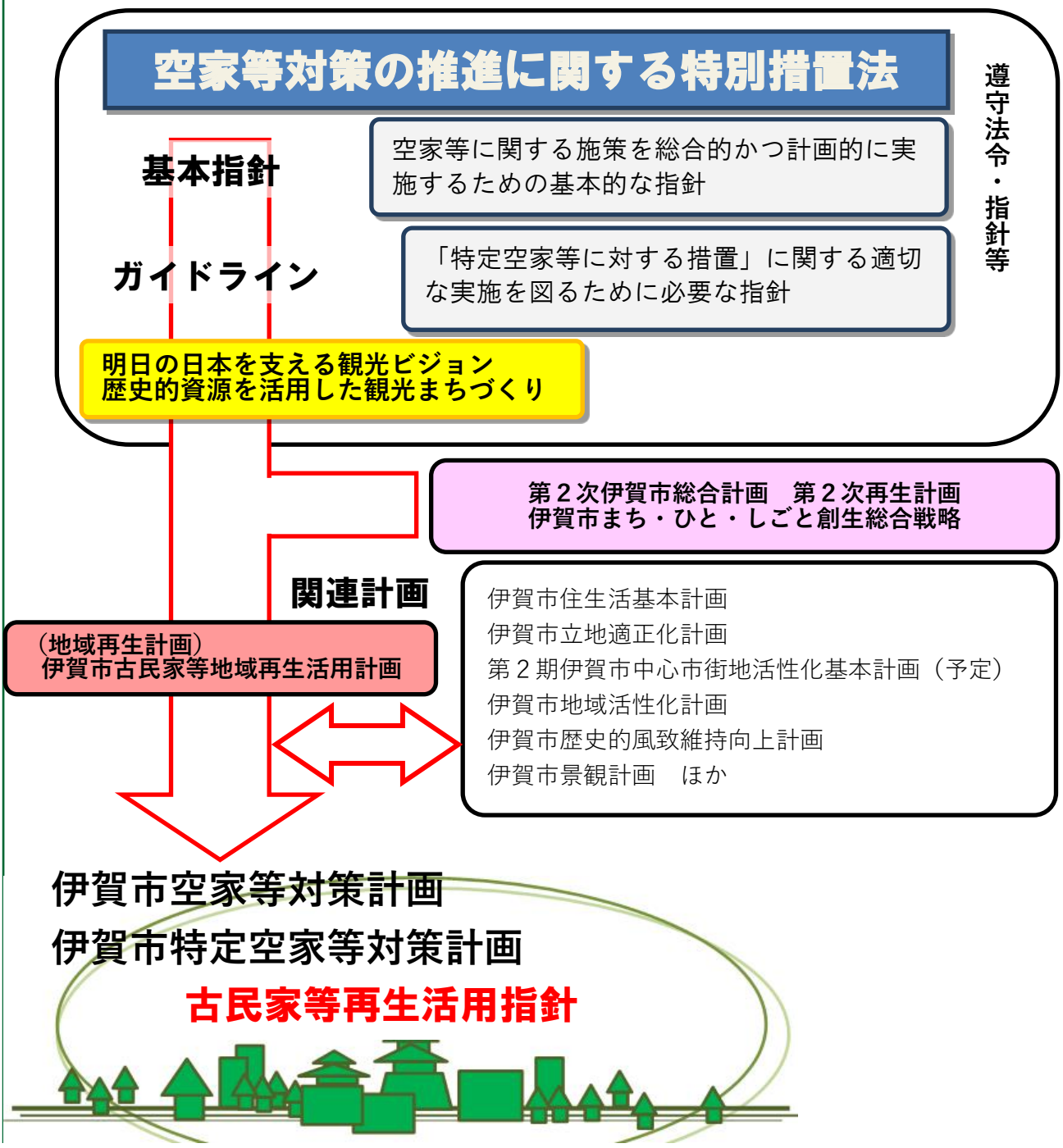

また、基本計画及び特定計画に掲げられた、空家等の再生活用の取り組みに対して具体的な方針を定めるための指針とする。本指針のイメージは下記記載のイメージ図のとおり、流通、管理、再生を基本計画で位置付けており、本指針は再生についての指針を定める。

空家等対策計画のイメージ

２．既存計画の整理

伊賀市において策定した行政計画のうち、基本計画及び特定計画を除き、本指針の基本理念の礎となった計画について述べる。

本指針は、空家法を核としながらも、空き家対策を基礎として、伊賀市における様々な課題をイニシアティブ※1を持って取り組みを進め、関係部署と連携強化を図り、空き家対策を協働して取り組む11団体とも連携を図りつつ、タスクマネージメント※2を図る。

そのため、本指針の基本的な考え方の基となった２計画について整理を行うこととする。

基本となった計画は伊賀市における計画の上位計画である「第2次伊賀市総合計画第2次再生計画（平成29年6月策定）」と「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年10月策定、平成30年3月改定）」の２つの計画である。

この２つの計画の整理については、次の項から説明を行う。

また、本指針の策定に関わって、今後、関連する計画として、「伊賀市歴史的風致維持向上計画」、「伊賀市立地適正化計画」があり、これについては、後述することとする。

上記以外で関連する計画で、現在は策定を進めている「（仮称）第2期伊賀市中心市街地活性化計画」がある。この計画は、中心市街地で行われる本指針に基づく古民家等再生事業と関連した計画と想定され、また、本指針との位置づけとしては「（仮称）第2期伊賀市中心市街地活性化計画」は上位計画となる。

既存計画と今後策定される計画の関連性については以上のとおりとなる。

※１「イニシアティブ」は、「主導権」という意味の言葉。主導権とは、物事を優位に動かせる立場にあることを差す。

※２「タスクマネジメント」は、 業務の適切な管理のこと。 抜け漏れがない状態、無理・無駄のない進め方、納期の遵守のほか、生産性の向上などの意味も含まれる。

※３「ＫＰＩ」は、key performance indicator の略で、事業目標の達成度を評価するための主要業績評価指標のことをいう。

（1）第2次伊賀市総合計画 第2次再生計画

平成29年6月に取りまとめた「第2次伊賀市総合計画 第2次再生計画」では、7つの分野に対して47の施策を展開していくことに加え、各施策横断的なテーマを設定し、施策の枠を越えて連携して取り組むことにしている。

このうち、「施策３－１－①　観光」において、伊賀市の観光に対する目標が述べられている。「着地型観光事業で提供されるメニュー数」がKPI※3となっており、その内容はより深く「忍者」を体験・学習できることに加えて、「伊賀市の歴史・文化・自然などの魅力を伝える」となっている。「古民家等」に関する言及はないものの、本方針はこの指針で目指す方向性と合致していると言える。また「観光の産業化」の必要性についても述べられている。

第2次伊賀市総合計画 第2次再生計画 施策一覧

施策No.	施策キーワード	協働によるめざす姿	基本事業①	基本事業②	基本事業③	基本事業④	基本事業⑤	基本事業⑥
産業・交流の分野								
3－1－①	**観光**	観光客を呼び込み、もてなす	地域ぐるみの観光誘客と情報発信	地域全体で観光客を受け入れる施策づくり				
3－2－①	**農業**	自然と共存し、人と人がつながる農業を元気にする	高付加価値化の促進	担い手農家・集落営農等への支援	有害鳥獣被害への対策	畜産振興事業	農業・農村の多面的機能維持向上への支援	
3－2－②	**森林保全・林業**	森林や里山を大切にし、林業を元気にする	間伐等の森林施業の促進	木材の利用促進	担い手の育成支援と森林施業地の団地化の促進			
3－3－①	**中心市街地活性化**	中心市街地の賑わいをつくる	街なみ環境整備事業・市街地整備推進事業	中心市街地活性化事業				
3－3－②	**商工業**	商工業活動を盛んにする	商工業活性化支援事業	中小企業・小規模企業振興事業				
3－4－①	**産業立地**	地域の特性を活かした新たな産業を創出する	企業立地促進事業	産学官連携新産業創出事業				
3－5－①	**雇用・就業**	働く人の意欲に応え、能力が発揮できる	高齢者、若年者の職業相談事業	障がい者、女性の就労支援	人材育成等の促進			
3－6－①	**起業支援**	事業性、継続性のあるビジネスが創出できる	創業支援事業計画の実施					
生活基盤の分野								
4－1－①	**都市政策**	適正な土地利用によりまちの魅力を高める	コンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進	都市施設整備	良好な景観形成の促進			
4－1－②	**住環境整備**	だれもが安心な住まいで暮らせる	木造住宅等の耐震化促進事業	市営住宅の建替・改善事業	空き家の適正管理の推進			
4－2－①	**道路**	道路ネットワークによって移動がしやすい	道路改良事業	橋梁維持修繕事業	道路維持修繕事業			
4－2－②	**公共交通**	身近なバスや鉄道に愛着を持ち、みんなで支える	地域バス交通確保維持事業	鉄道網整備促進事業	伊賀線活性化促進事業			

第2次伊賀市総合計画 第2次再生計画 横断的に取り組むテーマ

横断的に取り組むテーマ　「ええやん！伊賀」

プロジェクトの詳細は「Ⅳ　横断的な取り組み」に記載しています。

「ええやん！」プロジェクト①　～子どもは伊賀の宝～

「ええやん！」プロジェクト②　～誇れる伊賀、選ばれる伊賀づくり～

「ええやん！」プロジェクト③　～住み続けたい伊賀づくり～

「ええやん！」プロジェクト④　～賑わいを取り戻す～

第1章　基本的な考え方

第2次伊賀市総合計画第2次再生計画の施策3-1-1では、外国人観光客の大部分は忍者を目的に本市を訪れると記載されており、本指針における古民家等を活用した観光まちづくりにおける方針の一つとする。そのため、忍者が訪日外国人とってどれだけの認知度があり、観光の要になるのか改めて整理を行う必要がある。

また、国内観光客には、忍者だけでなく本市の歴史・文化・自然などの魅力を今まで以上に情報発信し、誘客に努めるとあり、本指針を進めるうえで重要な位置づけになる。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点として、多様な観光資源と、伝統と革新が融合する物産をさまざまなツールを用いて情報発信し、観光誘客活動を進め、事業者や各種団体、市民と連携し、伊賀流忍者をはじめとする市内の観光資源を活かした産業の創出や物産及び観光メニューづくりの促進を図ることにより、地域の潤い、地域全体で観光客を快く受け入れる態勢づくりを行うことを本指針における基本的な考え方とする。

また、次のページに掲載した同計画を横断的に取組むテーマとして抜粋をしている。これは、同計画の第1次再生計画での成果を基に残された課題を整理し、これからのプロジェクトを設定したものである。

プロジェクトは４つの柱からなり、本指針に関わりのある２つのプロジェクトを抜粋した。一つは「誇れる伊賀、選ばれる伊賀づくり～市民のだれもが自慢でき、市外の人たちに選んでもらえるまちって『ええやん！』」があり、残された課題が、人口減少と人口流出から、人口の流出を抑え、流入を促し、すべての市民が誇りや愛着を持ち、市外の人たちが “来たい” “住みたい” と選ばれる伊賀市とすると記載されている。これは、空き家対策の基本計画の方針とも合致していることから、順調に取り組みが進められている、伊賀流空き家バンクを継続して取り組む必要がある。

二つ目は、「賑わいを取り戻す～歴史・文化や伝統産業など、地域の魅力があふれるまちって『ええやん！』」があり、残された課題として、魅力あふれる地域資源をあらゆる分野で最大限に活用することが記載されている。このプロジェクトを達成するため、観光客と市民、若者と高齢者など、地域や世代の枠を越えたあらゆる人が、本市の魅力を感じながら交流できる「賑わい拠点」をつくると明記されている。また、伊賀牛、伊賀米、菜の花プロジェクトをはじめとした伊賀の農林畜産業を盛り上げ、伊賀市の産業が連携し賑わいを生み出すと明記されている。

また、伊賀市が全国に誇る歴史・文化・伝統産業などが持つ魅力を市民みんなで認識、共有し、まちづくりに活かすとも明記されている。

本指針では、これらの方針を基に計画を構成し、本指針で進める古民家等の再生に活かし、観光客の誘客に努め、歴史・文化・伝統産業を振興し地域経済の活性に取り組む、そのため、先述した「活かすもの」を本指針により取り組む団体等のために、第2章概説に詳しく掲載し、それを活かしたまちづくりを進める。

第2次伊賀市総合計画 第2次再生計画 「施策３－１－１　観光」抜粋

3-1-1

観光

観光客を呼び込み、もてなす

成果を示す指標（ＫＰＩ）	指標の説明	現状値	目標値
着地型観光[59]事業で提供されるメニュー数	観光客を呼び込み、もてなす体験・学習型観光商品のメニュー数（件）	81（H27）	120（H32）

現状と課題

- 本市を訪れる観光客は国外からが増加する一方、国内客は微減の現状です。外国人観光客の大部分は「忍者」を目的に本市を訪れるため、伊賀流忍者に関するアミューズメント機能の充実はもとより、学術的な分野の整備を図ることで他の地域と差別化を図る必要があります。また、差別化した強みを活かして海外へ情報発信することが必要です。国内観光客には、「忍者」だけでなく本市の歴史・文化・自然などの魅力を今まで以上に情報発信し、誘客に努める必要があります。
- 観光形態は時代とともに変化し、団体旅行から個人旅行へ、また施設見学的観光から体験や学習を含めた観光メニューに嗜好が変化しています。そのため、個人観光客に対し体験・学習型の観光メニューを創出し、提供する必要があります。また、創出したメニューを重層的に提供することにより、観光の産業化をめざす必要があります。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の**市民満足度**は	この施策への**市民参画度**は	この施策の**市民重要度**は
41.0%　(7)	31.0%　(18)	14.3%　(11)

（　）内は全 47 施策中の順位です。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割	
市民（団体）	● 市民一人ひとりは、観光客に対しておもてなしの心で接し再訪意欲を高めるよう努めます。 ● 関係団体・機関は、観光立市実現のため、歴史・文化・自然など本市の魅力を情報発信します。
地域	● 地域住民の地域活性化に関する課題やニーズを把握し、観光分野に活かすよう検討します。 ● 着地型観光「伊賀ぶらり体験博覧会　いがぶら」の体験プログラムを工夫し、地域全体での受け入れ態勢を構築します。
市（市政再生の視点）	● 伊賀市観光振興ビジョンに基づき、地域の観光資源の一つひとつを「点」に見立て、点に光を当て、点と点を結び、点を持続的に輝かせるとともに新たな「点」を創生するよう取り組みます。 ● 観光施策を取り巻く環境や観光客のニーズの変化に迅速かつ適切に対応します。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 本市の独自の歴史や文化・自然を磨き上げ、積極的に情報発信することで選ばれる観光地づくりをめざします。

具体的な取組

基本事業①　地域ぐるみの観光誘客と情報発信　〔担当課：観光戦略課〕

本市の多様な観光資源と、伝統と革新が融合する物産を、さまざまなツールを用いて情報発信し、観光誘客活動を行います。

基本事業②　地域全体で観光客を受け入れる態勢づくり　〔担当課：観光戦略課〕

事業者や各種団体、市民と連携し、伊賀流忍者をはじめとする市内の観光資源を活かした産業の創出や物産及び観光メニューづくりの促進を図ることにより、地域が潤い、地域全体で観光客を快く受け入れる態勢づくりを行います。

第2次伊賀市総合計画 第2次再生計画 横断的に取り組むテーマ②④ 抜粋

「ええやん！」 プロジェクト②	誇れる伊賀、選ばれる伊賀づくり 市民のだれもが自慢でき、市外の人たちに選んでもらえるまちって「ええやん！」

これまでの「ええやん！」（第１次再生計画の成果）

- 市長自らを本部長とする「伊賀市営業本部」を設置し、伊賀米、伊賀牛、伊賀酒をはじめとする伊賀ブランド「IGAMONO」のトップセールスを推進しました。
- ミラノ国際博覧会（ミラノ万博）への単独出展や、全国の忍者にかかわる自治体と連携した「日本忍者協議会」の設立など、本市の観光資源を国内外に向けて積極的にＰＲしました。
- 働く場所の確保や産業を振興するため、民間開発による新たな工業団地設置に向けて、事業課題の整理や体制づくりを行いました。
- 移住相談窓口を設置し、移住コンシェルジュを配置するとともに、インスペクション（住宅検査）機能を持つ「伊賀流空き家バンク制度」や「空き家取得費補助金制度」を創設するなど、移住・定住対策に取り組みました。
- 本市に移住し、住民自治協議会等と連携して情報発信、地域振興、地域課題の解決などの活動を行う「伊賀市地域おこし協力隊員」を募集しました。現在、**1名の隊員が阿波地区において活動を行っています。**
- 外国人住民の生活相談や多言語による情報提供を行うほか、日本人住民と外国人住民の交流ができるよう「伊賀市多文化共生センター」を設置しました。
- 性の多様性を認め合い、だれもが自分らしく暮らせるよう、「パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

残された課題

2015（平成 27）年の国勢調査では、本市の人口は 5 年前に比べ 6,000 人以上が減少しており、自然減だけでなく人口流出による社会減が深刻化しています。

人口の流出を抑え、流入を促すためには、すべての市民が本市に誇りや愛着を持つとともに、市外の人や企業などから来たい、住みたいまちとして認知され、選ばれることが重要です。

これからの「ええやん！」（伊賀流自治の視点で横断的に取り組むみんなの目標）

- 本市の魅力や伊賀ブランドをより多くの方に知ってもらうために、国内外に積極的・戦略的に発信しましょう。
- 市が発信する情報量を増やすとともに伝え方を工夫し、それらの情報を共有しましょう。
- 本市を選び訪れてくれる観光客を、市民みんなでもてなしましょう。
- 企業からも選ばれ働く場などが充実することで、市内外から住みたい、住み続けたいと思われるまちをめざしましょう。
- 人格と個性を尊重し、人びとの多様なあり方を相互に認め合える「共生社会」を実現しましょう。

「ええやん！」 プロジェクト④	賑わいを取り戻す 歴史・文化や伝統産業など、地域の魅力があふれるまちって「ええやん！」

これまでの「ええやん！」（第１次再生計画の成果）

- 国立西洋美術館の世界遺産登録により、設計思想を同じくする**旧伊賀市役所庁舎の文化的価値が高まり、また、20世紀遺産20選に選出されるなど、その評価は高くなっています。**
- 三重大学、上野商工会議所、本市が連携する三重大学伊賀連携フィールドにより、国内外で「忍者忍術学講座」が開催され、伊賀流忍術発祥の地として、忍者が持つ歴史的･文化的な魅力を国内外に発信しました。
- 本市の特産品の一つである菜種油を使って、市内企業と県立あけぼの学園高校がコラボレーションし、シャンプーなどを製品化する「菜の花プロジェクト」に取り組みました。
- **伊賀焼や伊賀くみひもがテレビや映画で取り上げられるなど、本市の伝統産業の全国的な認知度が向上しました。**
- 地域の宝である「上野天神祭のダンジリ行事」がユネスコ無形文化遺産に登録され、世界の宝となりました。
- 本市が俳聖松尾芭蕉の生誕地であることから、「俳句」のユネスコ無形文化遺産への登録に向けて、「俳句のユネスコ 無形文化遺産登録をめざす発起人会」を設置しました。
- **忍びの里 伊賀甲賀～リアル忍者を求めて～と題して、伊賀忍者･甲賀忍者が日本遺産に認定**

残された課題

歴史・文化や伝統産業など、本市が持つ魅力的な地域資源が全国的・世界的に幅広く認知されつつあります。

人口減少や高齢化による地域の活力の低下に歯止めをかけ、地域に賑わいを取り戻すためには、本市の魅力あふれる地域資源をあらゆる分野で最大限に活用することが重要です。

これからの「ええやん！」（伊賀流自治の視点で横断的に取り組むみんなの目標）

- 観光客と市民、若者と高齢者など、地域や世代の枠を越えたあらゆる人が、本市の魅力を感じながら交流できる「賑わいの拠点」をつくりましょう。
- 伊賀牛、伊賀米、菜の花プロジェクトをはじめとした伊賀の農林畜産業を盛り上げ、市全体を元気にしましょう。
- 本市の産業が連携して賑わいを生み出しましょう。
- 本市が全国に誇る歴史・文化・伝統産業などが持つ魅力を市民みんなで認識、共有し、まちづくりに活かしましょう。

第2次伊賀市総合計画 第2次再生計画 目標の実現に向けた取り組み抜粋

目標の実現に向けた取り組み

項目		分野別計画における位置づけ			
		施策名		基本事業名	参照先
①	市の魅力を活かしたシティプロモーションの推進	7-1-2	広聴広報	シティプロモーションの推進	157
②	移住・交流の促進	3-1-1	観光	地域ぐるみの観光誘客と情報発信 地域全体で観光客を受け入れる態勢づくり	81
		6-4-1	住民自治	移住・交流促進事業	151
		4-1-2	住環境整備	空き家の適正管理の推進	107
③	市の特長を活かした企業誘致	3-4-1	産業立地	企業立地促進事業	93
④	あらゆる多様性を尊重する共生社会の実現	6-1-1	多文化共生	多文化交流の促進 外国人住民支援の充実	137
		5-1-1	人権尊重・非核平和	人権啓発の推進	117
		5-2-1	男女共同参画	男女の参画拡大	121

項目		分野別計画における位置づけ			
		施策名		基本事業名	参照先
①	現庁舎地を中心とした賑わいづくり	3-3-1	中心市街地活性化	中心市街地活性化事業	89
		5-4-1	生涯学習	図書館活動推進事業	129
		6-3-2	域学連携	産学官連携の推進	149
②	農林畜産業の強化と菜の花プロジェクトの推進	3-2-1	農業	高付加価値化の促進 畜産振興事業	83 85
		3-2-2	森林保全、林業	木材の利用促進	87
③	歴史・文化を活かしたまちづくり	3-1-1	観光	地域全体で観光客を受け入れる態勢づくり	81
		6-2-1	文化・芸術	文化・芸術振興事業 芭蕉翁顕彰事業	139
		6-2-2	歴史・文化遺産	文化財保護事業 歴史まちづくり事業	141

（2）伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成27年10月策定された「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、第2次伊賀市総合計画の第2次再生計画が始まったことに伴い、平成30年３月に改定されている。

この「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、本計画のプロジェクトを進める上でのベースとなる上位計画のひとつとなる。

この計画は、第2次伊賀市総合計画の第2次再生計画よりもさらに詳細な取り組みが記載されている。

地域経済産業分析において、観光立市として、伊賀市が持つ潜在的なポテンシャルに触れ、「観光産業の活性化」、「観光を軸とした、地域資源（まち）・交流人口（ひと）・ビジネス（しごと）の創出」が傾向と対策として明記されている。

伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略（抜粋）

２．地域経済産業分析

（３）観光立市としての潜在力

本市には、伊賀流忍者をはじめ、俳聖松尾芭蕉、横光利一など多数の文化人、伊賀焼、伊賀くみひもなどの伝統的工芸品、伊賀米、伊賀牛などの農林産物、城下町や田園の景観など個性的で魅力的な資源が数多くあり、年間約250 万人の観光客が訪れています。また、「伊賀」の全国的な知名度は非常に高く、本市が持つ対外的なポテンシャルは非常に高いと言えます。

伊賀市の傾向と対策

・知名度が高く、地域資源に恵まれており、観光客が多い

→ 観光産業の活性化、裾野の拡大

→ 観光を軸とした「地域資源（まち）・交流人口（ひと）・ビジネス（しごと）」の創出

交流人口を増加させ、定住人口の増加につなげていくためには、本市全体のイメージ向上のためのPR（シティプロモーション）が重要ですが、それらを推進する上で、地域の観光産業の活性化は非常に大きな役割を担っています。

伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略（抜粋）

3 基本的な考え方

Ⅱ．「まち」「ひと」「しごと」の創生による課題の解決と好循環づくり

「まち・ひと・しごと創生」の最終目標は、人口減少に歯止めをかけ、持続可能な社会を形成することです。そのためには、まず地域に魅力的で安定した「しごと」を創ることが必要です。「しごと」が確保されることで地域に「ひと」が定住・流入し、「ひと」がさらに地域で「しごと」を創り出します。これらの好循環を生み出すためには「ひと」が安心して住み続けることができ、「しごと」を創り出せる「まち」を形成していくことが必要です。

本市における地域の課題を解決し、「しごと」と「ひと」の好循環を生み続ける「まち」づくりを推進するため、以下の取組を総合的に実施します。

1．しごとの創生

地域産業を牽引する製造業の競争力を強化すると同時に、地域資源を活かした観光産業の活性化や裾野の拡大、農林業の６次産業化などにより各産業分野の課題を解決しながら産業構造の多様化を進めることで、地域に強じんで安定した産業基盤をつくり、雇用の創出につなげます。また、住民の価値観やライフスタイルが多様化するなか、創出された雇用と希望する就業形態のマッチングを支援するとともに、コミュニティビジネスなど内発型産業の起業促進を図ることにより、若者、女性、高齢者、障がい者などあらゆる人が希望する「しごと」に就けることを目指します。

しごとの創生に必要な要素

① 産業構造別の課題解決
- １次産業 担い手確保、生産性の向上、森林・農地の保全
- ２次産業 高付加価値化、異業種参入等による競争力強化
- ３次産業 地域資源を活かした観光産業の活性化と裾野の拡大

② 多様なライフスタイルに対応した就業の場の確保

③ 地域課題解決に向けた内発型ビジネスの起業風土・起業文化の醸成

伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略（抜粋）

Ⅲ．取組のテーマと目指すべき姿

1．取組のテーマ

『来たい・住みたい・住み続けたい“伊 賀”づくり』
～ライフシーン・ライフステージごとの支援と
移住・交流、シティプロモーションの推進～

本市の人口減少に歯止めをかけるためには、「来たい・住みたい・住み続けたい」と思われるまちづくりを進めることが必要です。

４つの基本目標

1．男女問わず希望どおり働くことができる“伊 賀”にする
2．安心して子どもを産み、育てることができる“伊 賀”にする
3．生涯住み続けたいと思える“伊 賀”にする
4．来たい・住みたいと思われる“伊 賀”にする

「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」抜粋

《基本目標１》　男女問わず希望どおり働くことができる“伊賀”にする

ライフシーン・ライフステージごとの支援①【就職する・はたらく】

基本的方向

人口減少に歯止めをかけ、本市への新たな人の流れをつくるためには、地域において安定した経済基盤を維持することが必要です。

地元企業や大学等の多様な主体との連携や起業風土の醸成により、観光・農林業をはじめ本市の「潜在力（ポテンシャル）」を活かした産業を活性化させることにより、新たな雇用を確保すると同時に、UJIターン希望者、出産・子育てのために休職・離職した女性、高齢者など、就業を希望する人それぞれのライフスタイルに対応した職種や就業形態でのマッチングを図ることにより、あらゆる世代の就業率を向上させ、地域内の経済力・消費力の維持・向上を目指します。

課題

- ●担い手の不足、森林・農地の荒廃（１次産業）
- ●産業競争力の強化（２次産業）
- ●産業構造の多様化（３次産業）
- ●多様なライフスタイルに対応した就業の場の確保
- ●地域ごとの自主的・自発的な課題解決

取組の視点

- ○生産性の向上、６次産業化（１次産業）
- ○高付加価値化、異業種参入（２次産業）
- ○観光産業の活性化・裾野の拡大（３次産業）
- ○雇用と就業のマッチング
- ○内発型産業（コミュニティビジネス）の起業促進

		現状値（基準年度）	目標値（基準年度）
KPI指標	ア．市内総生産額（産業分野） イ．就業率	ア．423,935百万円（H24） イ．95.5%（H22）	ア．445,131百万円（H31） イ．96.0%（H32）
確認方法	ア．三重県の市町民経済計算 イ．国勢調査		

政策パッケージ

１－①　地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備

１－②　地域産業の高付加価値化と内発型産業の創出

１－③　強じんで多様な産業構造の構築

１－④　就業、人材育成支援、雇用のマッチング

１－⑤　ＩＣＴ等の利活用による地域の活性化

「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」抜粋

《基本目標１》男女問わず希望どおり働くことができる伊賀にする
ライフシーン・ライフステージごとの支援①【就職する・はたらく】

政策	1-③	強じんで多様な産業構造の構築

概要

地域の雇用を安定して維持していくためには、特定の業種に過度に偏らない強じんで多様な産業構造の構築が必要です。

第１次再生計画に「重点プロジェクト」として位置づけている『観光・農林業連携プロジェクト』における５つの取組を地域の多様な主体と連携し実施することにより、観光分野・農林業分野の産業を強化し、本市の主要産業である製造業とのバランスの取れた産業構造を目指します。

また、政策１-①による地域の特性を踏まえた経済・雇用分野における戦略や企画に基づき、地域産業の強化・雇用の創出につながる新たなプロジェクトや施策の実施を推進します。

課題

- ３次産業の伸び悩み
- 農林業の活力低下

取組の視点

- ○観光を軸とした３次産業の成長
- ○農林業の活性化

KPI指標

	現状値（基準年度）	中間値（基準年度）	目標値（基準年度）
ア．宿泊・飲食サービス業の売上高 イ．生活関連サービス・娯楽業の売上高 ウ．農業産出額（粗生産額）	ア．8,355百万円（H24） イ．32,373百万円（H24） ウ．1,086千万円（H18）	未公表 （H29年度末予定）	ア．8,522百万円（H32） イ．33,020百万円（H32） ウ．1,086千万円（H31）
確認方法（時期） ア．経済センサス（活動調査） イ．三重県HPみえDataBox経済基盤	達成率（目標達成を100とした中間値時点の進捗）	- %	計画通り進んでいる（関連する統計指標から類推）
	方向性	引き続き取り組む	

具体的な取組内容

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
1	３－１－①	観光	**地域ぐるみの観光誘客と情報発信**	観光戦略課
重点取組	本市の多様な観光資源と、伝統と革新が融合する物産を、さまざまなツールを用いて情報発信し、観光誘客活動を行います。			

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
2	３－１－①	観光	**地域全体で観光客を受け入れる態勢づくり**	観光戦略課
重点取組	事業者や各種団体、市民と連携し、伊賀流忍者をはじめとする市内の観光資源を活かした産業の創出や物産及び観光メニューづくりの促進を図ることにより、地域が潤い、地域全体で観光客を快く受け入れる態勢づくりを行います。			

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
3	３－２－①	農業	**高付加価値化の促進**	農林振興課
重点取組	伊賀米、伊賀牛をはじめとする農産物等のブランド力を上げるとともに、６次産業化などの新しいビジネスモデルの導入を支援するなど、農業所得の確保に向けた取り組みを進めます。 環境保全に効果の高い営農活動を実現する農業者に対して支援を行うなど、高付加価値化の取り組みを推進し、地域活性化につなげます。特に「伊賀市菜の花プロジェクト」を推進し、循環型社会のモデルを構築していきます。			

伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略（抜粋）

《基本目標３》生涯住み続けたいと思える伊賀にする
ライフシーン・ライフステージごとの支援③　【学ぶ・住む・健康に過ごす】

政策	3-④	人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

概要

本市は「他市と比較して施設の保有量が多く、老朽化が進行している」「人口減少と少子高齢化が一層進行していく」「施設の更新費が増大していく」という現状認識の下、「公共施設最適化方針」に基づく「公共施設最適化計画」により、３Ｒ（Reduce：総量の縮減、Remix：機能の複合化、Run：運営の適正化）の考え方に立った施設の最適化を図りながら、新たな施設の整備においてはPPP／PFI等による効率化に向けた幅広い検討を行っていきます。

また、市内の空き家問題等の民有資産における課題に対して、空家対策特別措置法の施行に伴う地域生活環境の維持保全の観点からの適正管理の取組に加え、関係団体や地域との連携による空き家バンク制度やリノベーション支援などの取組、さらに空き家を地域資源として捉え地域活性化の資源として利活用するため、部課横断的な体制づくりや新たな施策の検討を行います。

課題

- ●合併に伴う類似・余裕施設の老朽化
- ●適切な管理の行われていない空き家の増加

取組の視点

- ○公共施設の総量縮減
- ○空き家対策の推進
- ○地域活性化の資源として活用

KPI指標		現状値（基準年度）	中間値（基準年度）	目標値（基準年度）
	ア．市の財政運営が適正であり、公共施設の統廃合が進んでいることに関する市民満足度 イ．市内における空き家数	ア．10.8%（H26） イ．2,495棟（H27）	ア．11.9%（H28） イ．2,401棟（H29）	ア．15.0%（H31） イ．2,245棟（H31）
確認方法（時期）	ア．伊賀市まちづくりアンケート（市民意識調査）（翌年度７月） イ．空家実態調査（平成28年度末)(平成30年度末)	達成率（目標達成を100とした中間値時点の進捗）	40%	計画通り進んでいる（KPI数値に加速度がつくため）
		方向性	引き続き取り組む	

具体的な取組内容

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
1	7－2－①	財政運営	**公有資産の有効活用**	管財課
	伊賀市公共施設最適化計画に基づく実行計画を遂行し、施設の最適な配置と管理運営に努めます。 公有財産については、将来の必要性を十分に見極めたうえで、普通財産の売却処分や、貸付による有効利用を推進します。			

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
2	4－1－②	住環境整備	**空き家の適正管理の推進**	市民生活課
重点取組	特定空家等と判定されたものについては、法に基づき措置を行います。 放置空き家を減らすため、空き家化の予防や空き家の適正管理について啓発を行うとともに、空き家の利活用を促進します。 また、歴史的・文化的な町並みの保存・継承の観点から、民間活力などを活用して歴史・地域・観光資源でもある空き家の再生を進めます。			

（3）伊賀市歴史的風致維持向上計画

本計画の位置づけと伊賀市歴史的風致維持計画における歴史的景観形成の保存・継承など市として重要な位置づけがされている。

伊賀市歴史的風致維持向上計画（抜粋）

● **重点区域の歴史的風致の維持向上**

藤堂藩の治世下、地域の政治・経済・文化の中心であった上野城下町、またそれを中心に各地を結ぶ街道に沿った農村地域の歴史的風致を持つ「観菩提寺と大和街道島ヶ原宿」、「大村神社と初瀬街道阿保宿」の 3 地域を重点区域に設定し、各区域の特徴を活かした歴史的風致の維持及び向上の取り組みを行うことにより、市民及び来訪者が、文化財建造物、伝統的祭事や芸能、伝統産業、自然環境等、伊賀市のもつ多彩で重層的な歴史や文化に触れる事ができ、それらに対する理解を一層深めるとともに、伊賀市全体の歴史的風致を活かしたまちづくりを進める。

● **良好な景観形成**

伊賀市における良好な景観形成に関する施策として、都市計画マスタープランや景観計画等に基づいた市の施策、並びに三重県屋外広告物条例がある。これらの施策と連携し、良好な景観形成の面から重点区域の歴史的風致の維持及び向上を図る。

重点区域の名称：上野城下町 区域
重点区域の面積： 269.9 ha

上野城下町は、江戸時代初期に築かれた城下町であるとともに、伊賀街道、大和街道の宿場町でもある。上野城とその城下町に関わる国指定史跡等の文化財とともに、当時の町割りなどが今なお残り、城下町の風情が色濃く漂う市街地のなかで、上野天神宮祭礼などに代表される歴史と伝統を反映した行事が受け継がれている。また、江戸時代に成熟した組紐づくりや和菓子店など、生活文化と一体となった伝統産業、そして松尾芭蕉の生誕地として俳句文化が現在もなお生きている。それらの歴史的風致は、練り歩きの歓声やお囃子の音、和菓子の味や香りなど、五感で感ずることができるものである。

本区域において歴史的風致の維持及び向上へ向けて重点的に取り組みを進めることは、伊賀市の特性を活かした中心市街地の活性化のための施策を講じていくうえでも、きわめて重要な施策と位置づけられる。また、公共交通の玄関口である本区域を中心として、上野盆地の農村地域に分散する他の歴史的風致をネット

ワークしていくことは、伊賀市の歴史的風致の多様性を際立たせていくうえで有効であることから、本区域において歴史的風致の維持及び向上を図ることは、市域全体の歴史的風致の維持向上を波及させていく上で効果的と判断できる。

●　区域の範囲

４つの歴史的風致の重なりをもとに、城下町絵図の旧城下町の区域を基本として重点区域を設定する。

伊賀市景観計画に基づく景観施策と緊密に連携しながら歴史的風致の維持向上に関わる取り組みを行うことから、伊賀市景観計画において規定する「城下町の風景区域」と整合させることを基本とする。

今後、策定を予定している（仮称）第２期中心市街地活性化基本計画との整合を図りながら、歴史的風致の維持向上に関わる取り組みを行うこととするが、中心商業地における活性化を主な目的とした当該基本計画に対し、歴史的風致維持向上計画では商業地以外の区域における施策も想定することから、重点区域の範囲は、中心市街地活性化基本計画の区域を包含しつつ、東側の上野農人町・上野車坂町、北西側の小田町などの一部も含んだ、より広範囲の区域として設定する。

●　歴史的風致の範囲

…上野天神祭　…芭蕉の時代　…芭蕉没後の顕彰　…伊賀組紐　…城下町の和菓子店

●　重点区域の範囲（上野城下町区域）

上野城を望む城下町、伊賀街道沿いには、歴史的町並みのなかで祭礼、伝統産業等が醸し出す景観が残されている。

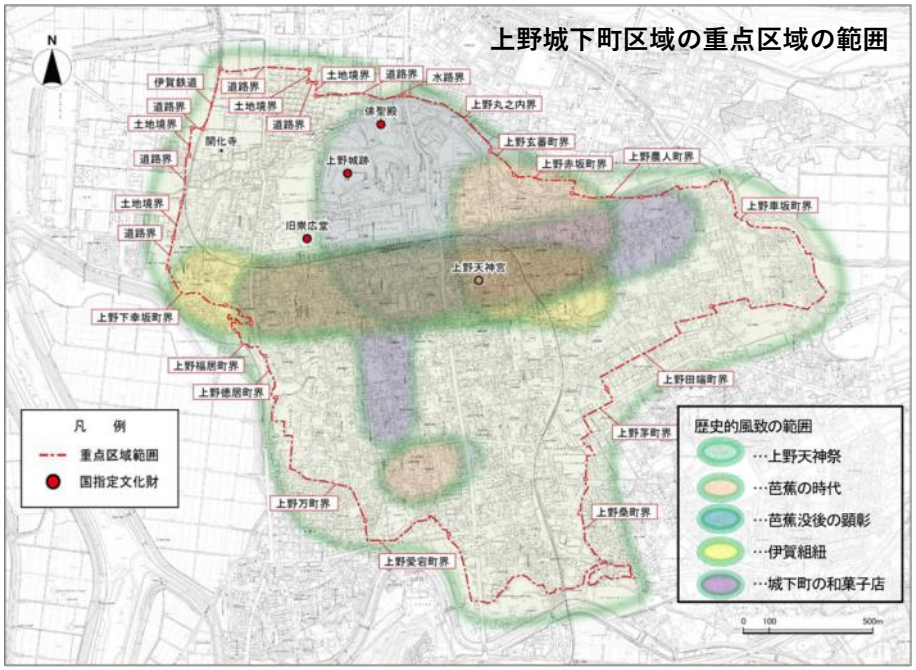

重点区域の名称：観菩提寺と大和街道島ヶ原宿 区域

重点区域の面積： 197.2 ha

重要文化財観菩提寺における修正会は、周辺に分散する農村集落や島ヶ原宿の住民たちのコミュニティによって長年受け継がれ、地域を練り歩く姿が風物詩となっている。また、旧島ヶ原村の村社鷓宮神社もまた、観菩提寺の修正会とは密接な関係をもっている。すなわち、観菩提寺と鷓宮神社の周辺に広がる南斜面で見晴らしのよい本地域のなかに広がる棚田、河川、里山、集落の家屋や石積みからなる農村地域や、旧島ヶ原村の生活中心である宿場町の市街地空間全体が一体となった特色ある歴史的風致を形成しているといえる。

本区域において歴史的風致の維持及び向上へ向けて重点的に取り組みを進めることは、歴史的建造物とそれをとりまく地域の空間、そしてそこで繰り広げられる伝統的祭礼が一体となった歴史的風致の継承に資するとともに、疲弊しつつある地域コミュニティや農林業の活性化のための施策を講じていくうえで、きわめて重要な施策と位置づけられる。

● **区域の範囲**

現に修正会の頭屋が存する集落とその周囲の農村空間の広がり、頭屋の練り込み経路、鷓宮神社秋の例大祭の巡行経路を勘案のうえ、観菩提寺、鷓宮神社、大和街道島ヶ原宿の区域を包含する区域を基本として重点区域を設定する。

区域の設定にあたっては、河川、道路等の地形地物、集落の字界等を基本とする。

● **重点区域の範囲**
（観菩提寺と大和街道島ヶ原宿）

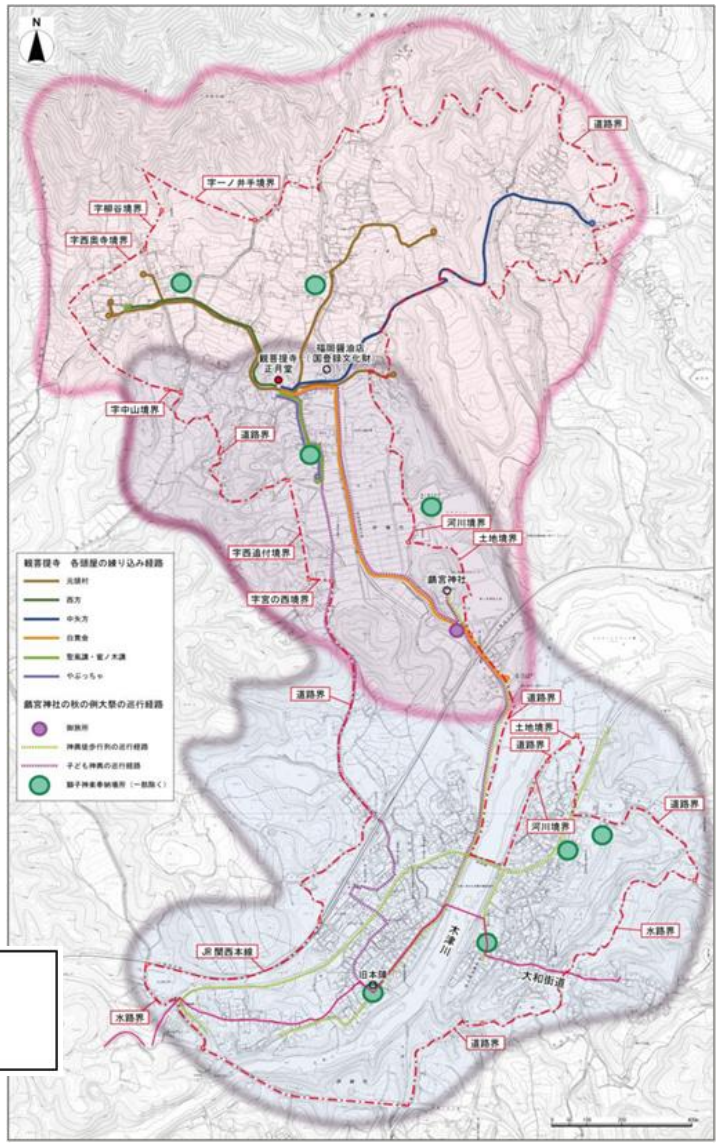

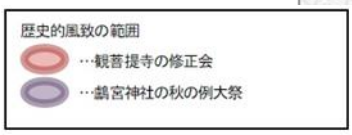

観菩提寺と大和街道島ヶ原宿の重点区域の範囲

重点区域の名称：大村神社と初瀬街道阿保宿 区域

重点区域の面積： 44.4 ha

大村神社の秋の例大祭で行われる獅子舞の奉納は、伊賀一宮敢國神社から伝播したものとされ、地域コミュニティの講によって長年継承されてきた。獅子舞、剣舞、鯰の山車や神輿などの巡行は、古代より畿内と伊勢神宮を結ぶ参道とされた初瀬街道阿保宿の歴史的景観に沿って練り歩き、青山駅なども巡る。

江戸時代に上野、名張とともに藤堂藩から商工業を許された町として大いに栄えた阿保宿の名残は、伊勢講の札や、酒造所をはじめ歴史的な建造物にある。また、木津川から引かれた水路による水のある市街地景観が住民の手によって残されており、「ひやわい」と呼ばれる路地とともに、宿場町の風情を残す市街地である。

本区域において歴史的風致の維持及び向上へ向けて重点的に取り組みを進めることは、歴史的建造物とそれをとりまく地域の空間、そしてそこで繰り広げられる伝統的祭礼が一体となった歴史的風致を継承に資するものであり、祭礼を支える伝統的な講に加え、近年育ちつつある次世代の担い手の活動や、「初瀬街道まつり」など、歴史的風致を活かした地域活性化の取り組みへの支援にもつながる施策として、効果が期待できる。

● 区域の範囲

宿場の範囲として、初瀬街道沿道宅地とともに、その裏側の水路と「ひやわい」の風情を残す道の範囲を含む。祭礼の巡行経路を包含するものとし、北側は木津川を越え、近鉄青山駅前広場まで含む。大村神社へつながる参道、ならびに大村神社の階段から俯瞰した市街地の眺望景観（屋根並み）を勘案し、景観計画により重点区域として位置づけ、景観コントロールを図ることを前提に区域の範囲を設定する。

● 重点区域の範囲（大村神社と初瀬街道阿保宿）

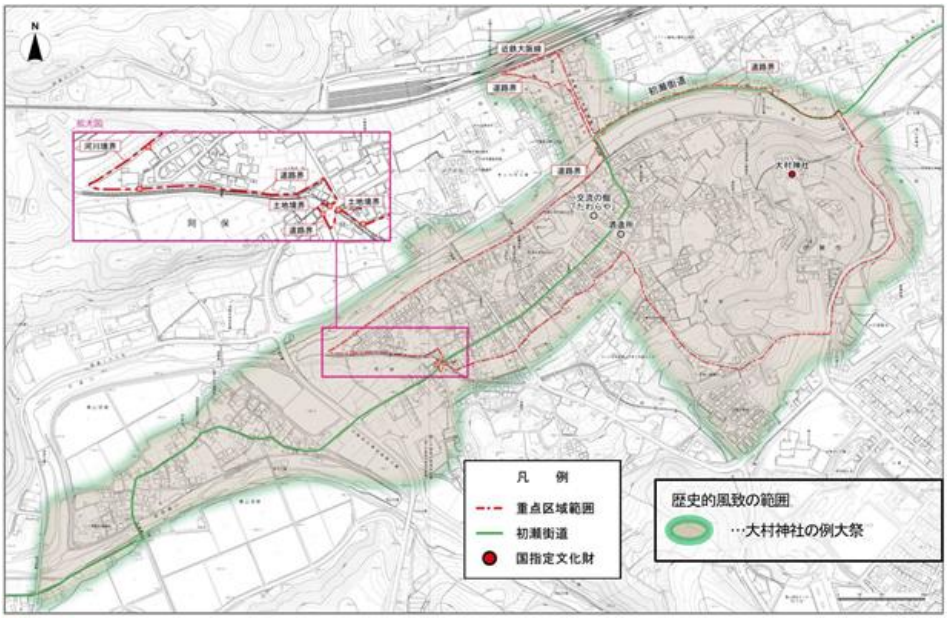

大村神社と初瀬街道阿保宿の重点区域の範囲

（４）「伊賀市景観計画及び伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区景観計画と歴史的風致維持向上計画」と本指針の連携

伊賀市景観計画の区域は伊賀市全域とし、山の風景区域、農の風景区域など４つの風景区域と川の風景軸など３つの風景軸で伊賀市全体を分類し、良好な景観を維持、促進を図っている。

重点区域「上野城下町」では、城下町の風景が色濃く残る伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区については、「伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区」景観計画を策定し、景観の維持及び修景に努めている。

特に「伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区」は、伊賀市景観計画に基づき重点風景地区に指定されており、伊賀街道・大和街道では、屋根形状、壁面や垣根等の位置を町家の外壁の位置など、町並み景観の連続性が損なわれないような景観形成基準を設けている。また、寺町地区では良好な寺町の景観を維持するための景観形成基準を設けている。

今後、本計画における重点区域のうち「観菩提寺と大和街道島ヶ原宿」、「大村神社と初瀬街道阿保宿」は、景観計画での重点区域候補地に位置づけ、景観計画における重点区域への指定に向けて取り組む。

このことにより、良好な歴史的風致の維持及び向上のため、町並み景観、自然景観、文化的景観等のうち、良好な景観資源の保全、活用を図るとともに、建築物の建て替えや開発行為等において周辺の歴史的風致との調和が確保されるよう、景観形成基準を定め、将来的に秩序あるまちづくりが行われるようにまちづくりを推進する。

上野城下町の風景区域図

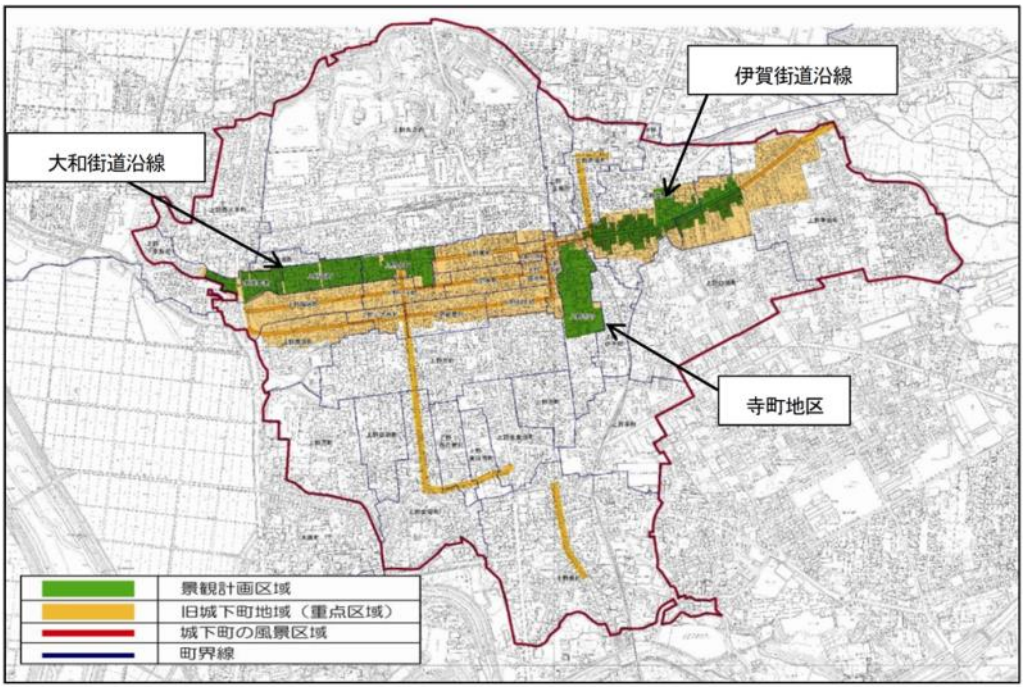

第４節　国の政策

１．全国的な潮流

近年、古民家等を再生し、店舗、住宅等として活用する取り組みが全国で積極的に取組みが進められ、伊賀市においても農人町のイタリア料理「チッタ」などが先行事例として挙げられる。

時代を遡れば、倉敷市が「倉敷美観地区」を指定したのが昭和44年（1969年）、市民団体「小樽運河を守る会」の設立が昭和48年（1973年）、市民団体「川越蔵の会」の設立が昭和58年（1983年）であるから、ヨーロッパ各国が地域の歴史文化資産の保存・活用、歴史地区再生に舵を切った時期に、我が国においても同じようなムーブメントがあったことになる。しかし、これらはまちづくりの特殊な事例とされ、こうした「歴史地区再生」は広く一般に普及することはなかった。

また、昭和50年（1975年）には、文化財保護法に基づく「伝統的建造物群保存地区制度」が設けられたが、「町並みの保存」に重点を置いた制度設計になっており、「歴史地区の再生」に進展しなかった地区が多い。

しかし、近年では、八女（福岡県）、尾敷（広島県）、神山（徳島県）、大森（島根県）、篠山（兵庫県）などで古民家再生事業の面的展開の先行事例が散見されるようになってきた。このような気運の高まりを背景に、国は「歴史地区再生」に大きく舵を切ることになったのである。

ここでは、国の政策から、その流れを確認する。「明日の日本を支える観光ビジョン」が駆動した平成28年（2016年）は「文化観光元年」となった。「歴史的資源を活用した観光まちづくり」が駆動した平成29年（2017年）は「古民家再生元年」となった。そして、文化財保護法が改正される平成30年（2018年）は「文化財活用元年」になると考えられる。

２．明日の日本を支える観光ビジョン

文化財保護法第１条に「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」と法の目的が示されている。ただし、これまでの文化財の「活用」は、保存した文化財を公開施設（見学施設）として「活用」することが一般的であった。

その「常識」に大きな方向転換を告げたのが、2016年3月30日に、「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」（議長：安倍内閣総理大臣）において決定された「明日の日本を支える観光ビジョン」である。戦略的なビザ緩和、免税制度の拡充、出入国管理体制の充実、航空ネットワーク拡大など大胆な改革を断行した結果、訪日外国人旅行者が３年間で２倍の約2,000万人に増加したことを踏まえ、2020年の目標値を4,000万人に再設定するなど、新たな目標値と対応方策を取りまとめている。

「明日の日本を支える観光ビジョン」概要

出典　内閣府「明日の日本を支える観光ビジョン」

そして、その取りまとめの中の「視点１：観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」において、「『文化財』を、『保存優先』から観光客目線での『理解促進』、そして『活用』へ」としている。

「明日の日本を支える観光ビジョン」概要

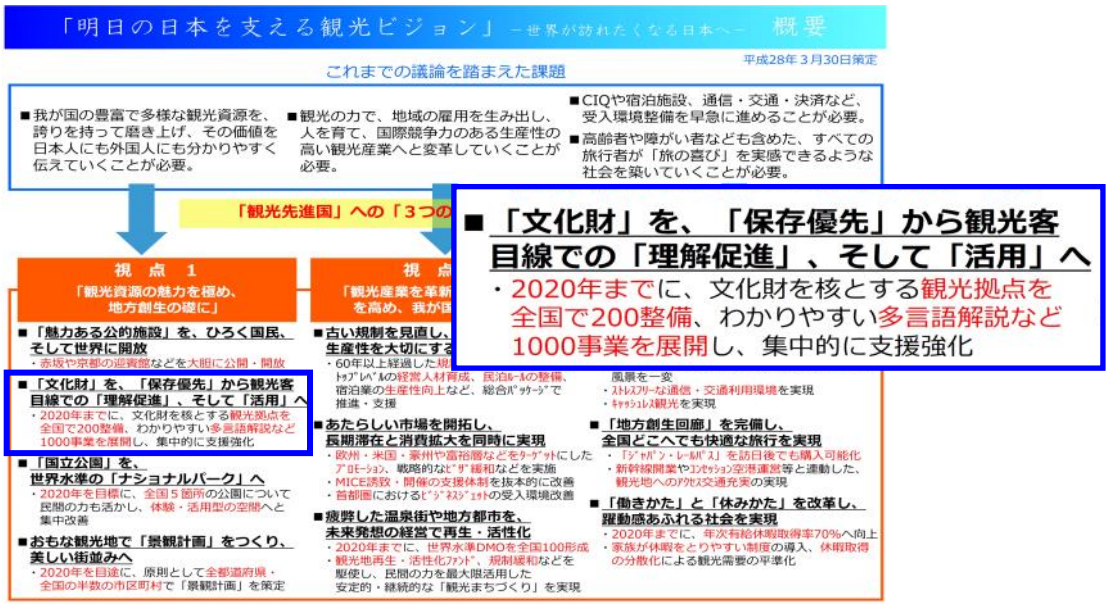

出典　内閣府「明日の日本を支える観光ビジョン」

これを受けて、同年５月に観光立国推進閣僚会議が決定した「観光ビジョン実現プログラム2016」においては、「『文化財活用・理解促進戦略プログラム2020』を本年度当初に策定し、これを踏まえ、文化財単体ではなく地域の文化財を一体とした面的整備や分かりやすい多言語解説など、以下の取組を2020年までに1000事業程度実施し、日本遺産をはじめ、文化財を中核とする観光拠点を全国200拠点程度整備する。」とした。

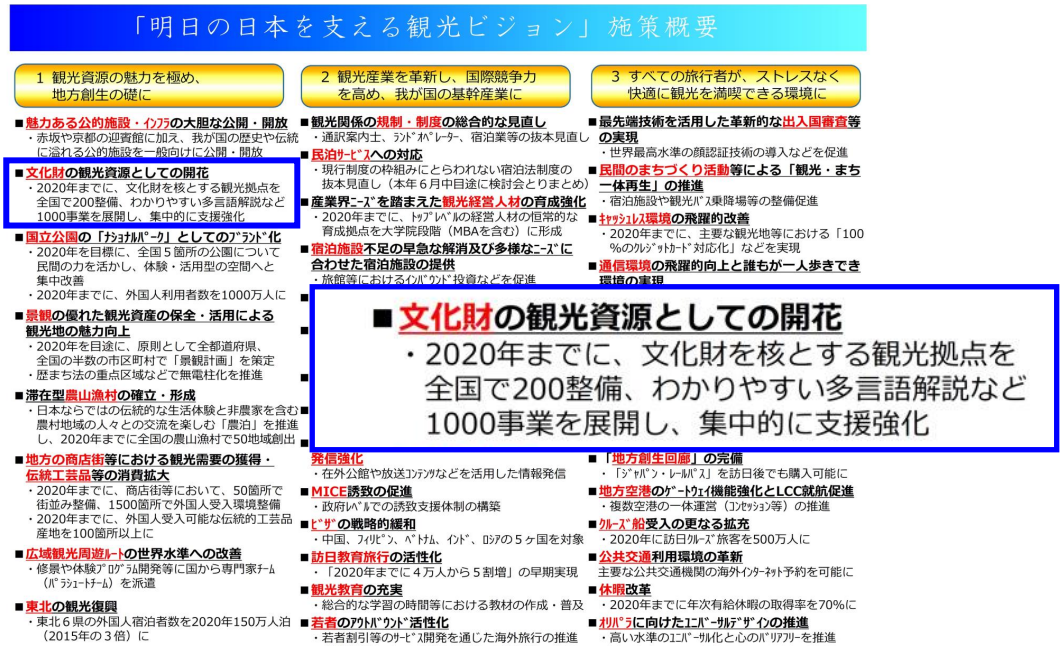

このうち「地域の文化財を一体的に整備・支援」の項目では、地域の文化財について、指定・未指定を問わず、その周辺環境も含めて一体的に保存・活用を図るための基本的な指針である「歴史文化基本構想」の地方自治体による策定を支援するとある。

また、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統をストーリーで表現する日本遺産について2020年までに100件程度認定する方針である。

さらに、ストーリーを語る上で不可欠な、魅力ある有形・無形の文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信するとともに、日本遺産のブランド化を推進することにより地域活性化を図るとしている。

これらは、これまで歴史文化基本構想や日本遺産が先導的に拡充してきた文化財の概念転換（「指定文化財」から「指定・未指定文化財」へ）を一般化する動きとして注目できる。

そして、2016年４月に文化庁が取りまとめた「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」において、「文化財は専門家のためだけのものではなく、一般の人や外国人観光客に『見られて感動し,その価値を知ってもらって初めて真価を発揮するもの』であるという意識改革を現場へ浸透させることが重要である」として、

- 宿泊施設やユニークベニュー※1利用に適した文化財等をリストアップし、観光庁と連携して PRする。
- 国宝・重要文化財を会議レセプション等のユニークベニューとして積極的に活用するための設備・施設等を整備する。
- 文化財をユニークベニューとして活用した文化イベントを積極的に実施する。

など、「新たな用途への活用等」の方針を打ち出している。この国のビジョンに乗ることで伊賀市における観光立市を加速度的に進めることも可能であると考えられる。

ここに掲げた文化財の観光資源としての開花について、次の項から詳しく記載していく。

※１「ユニークベニュー」とは、歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場のことを指す。

※２「Heritage Manager」とは、良質な管理を伴う文化財の持続的活用を行える人材のこと

３．文化財の観光資源としての開花

（１）文化財の有効活用

○ 従来の「保存を優先とする支援」から「地域の文化財を一体的に活用する取組への支援」に転換（優先支援枠の設定など）

○ 「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を策定し、文化財単体ではなく地域の文化財を一体とした面的整備や分かりやすい多言語解説など、以下の取組を2020 年までに1000 事業程度実施し、日本遺産をはじめ、文化財を中核とする観光拠点を全国200 拠点程度整備

（２）支援制度の見直し

〇地方自治体等の文化財活用事業の支援に際し、観光客数などを指標に追加
〇地域の文化財を一体的に整備・支援
〇適切な修理周期による修理・整備
〇観光資源としての価値を高める美装化への支援
〇修理現場の公開（修理観光）や、修理の機会をとらえた解説整備への支援

（３）観光コンテンツとしての質向上

〇わかりやすい解説の充実・多言語化
〇宿泊施設やユニークベニュー等への観光活用の促進
〇学芸員や文化財保護担当者等に対する文化財を活用した観光振興に関する講座の新設、質の高いHeritage Manager※2等の養成と配置
〇全国の文化財や文化芸術活動を発信するポータルサイトの構築
〇美術館や博物館における参加・体験型教育プログラム等への支援、ニーズを踏まえた開館時間の延長
〇文化プログラムをはじめとする文化芸術活動との連携 等

（４）文化庁行政の機能強化

○ 文化庁について、地方創生や文化財の活用など、文化行政上の新たな政策ニーズ等への対応を含め、機能強化を図りつつ、数年の内に全面的に京都に移転。
・地域の文化資源を活用した観光振興・地方創生の拡充に向けた対応の強化
・我が国の文化の国際発信力の向上

４．文化財活用・理解促進戦略プログラム2020

文化財活用・理解促進戦略プログラムは、「文化財の保存を優先した支援」から「地域の文化財を一体的に活用する取組への支援」に転換する方針を打ち出してから、文化財単体ではなく地域の文化財を一体とした面的整備やわかりやすい多言語解説などの取組を行う「明日の日本を支える観光ビジョン」を機にアクションプログラムが策定された。

アクションプログラムでは、「世界遺産や日本遺産、文化芸術活動など、地域の文化資源の一体的な整備・活用、国内外に向けた情報発信（解説・多言語化を含む。）への支援」、「国宝・重要文化財建造物等の適切な修理周期の実現と、次の修理までの間も美しく保つ美装化等、投資リターンを見据えた文化財への戦略的な投資」、「人材・体制」の３つの柱により、整備・活用・新たな用途への活用・修理・美装化といったそれぞれの目標を定めている。

アクションプログラムの方針の一つとして「一体的な整備活用」が明記されている。その中の一つに「観光庁と連携し、訪日外国人等の意見を踏まえた、広域又は地域の文化財やその他の観光資源を組み合わせた周遊ルートの構築を支援すること。」、「国土交通省等の関係省庁と連携し、文化財の一体的な整備・活用を検討する。」とある。

また、アクションプログラムの方針の一つである「分かりやすい解説と多言語化」では、日本や地域の歴史・文化に詳しくない観光客でも理解できるような解説板・案内板の作成や、解説・行事の日程等についてインターネット等を活用して情報提供する取組を支援する。」とある。同じ方針の一つである「新たな用途への活用等」では、「宿泊施設やユニークベニュー利用に適した文化財等をリストアップし、観光庁と連携してPR する。」、「国宝・重要文化財を会議レセプション等のユニークベニューとして積極的に活用するための設備・施設等を整備する。」とある。

地方自治体等の文化財活用事業の支援に際し、観光客の増加や地域の活性化につながる、文化財群を一体的に活用した取組に対する優先支援枠を設定する方針のもとアクションプログラムでは観光客数などを指標に加えることとしている。

５．歴史的資源を活用した観光まちづくり

（１）歴史的資源の活用

2016（平成28）年９月に、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議に「歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース」（議長：菅内閣官房長官）が設置され、「農山漁村を含めた地方に広く存在する古民家等を活用した魅力ある観光まちづくりを推進する方策等の検討」が始まった。

翌2017（平成29）年５月には「とりまとめ」が行われ、「人材、自治体連携・情報発信、金融・公的支援、規制・制度改革の４課題について支援策」を講じることで、「2020年までに全国200地域での取り組みを目指す」こととなった。

この議論と並行して、2017（平成29）年１月には、内閣官房に「歴史的資源を活用した観光まちづくり連携推進室」と民間委員からなる同専門家会議が設置され、「民間を中心とした地域の観光まちづくりの取組を、異業種からなるワンセットの専門家チームが、継続的に伴走し、地域毎にオーダーメイドで支援」することが始まっている。また、古民家等の再生活用に資するよう、建築基準法、旅館業法等の見直しも進められている。

これを契機として、いずれも平成29年６月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」「未来投資戦略2017」「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」に、「古民家等を活用したまちづくり」「文化財単体ではなく地域の文化財を一体とした面的整備」「地域の古民家等の歴史的資源を上質な宿泊施設等に改修し、観光まちづくりの核として面的に再生・活用する取組を、 重要伝統的建造物群保存地区や農山村地域を中心に2020年までに全国200地域で展開」と記載されるなど、「古民家等」の言葉が政府方針のなかで使われるようになった。

（２）タスクフォースとりまとめ

2017（平成29）年１月30日に「歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チーム」が発足した。「連携推進チーム」では、内閣官房に設置した「連携推進室」及び有識者からなる「専門家会議」が一体となり、中間とりまとめに盛り込んだ支援策の具体化と、地域から寄せられた具体的な相談・要望への支援を進めている。また、関係府省においては、2017（平成29）年度予算等を具体化し、個別の観光まちづくりの取組への支援に着手しているところである。このような中間とりまとめ後の取組を踏まえ、今後の支援策を本タスクフォースのとりまとめとして集約する。

そして今後は、このとりまとめを毎年フォローアップし、各地域の取組を加速する方針である。

2020年までに全国２00地域での取組を目指す

2017年1月30日に「歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チーム」（連携推進チーム）による地域からの相談や要望にワンパッケージで対応する体制を構築し、ホームページを開設して、地域から30件超の相談等を受け付けている。この相談には、伊賀市も含まれている。今後は、ホームページで公表している支援メニュー集の充実、歴史的資源の再生・活用事例集の策定等を行い、広く本取組の情報共有を行っていく方針である。

地域からの相談・要望に対して、専門家が現地視察、相談者へのヒアリング等の支援を展開中（ビークル（中間事業者）の起業支援等）であり、今後も地域からの相談や要望に対応し、地域ごとの熟度に応じたオーダーメイドの支援を実施していくこととで歴史的資源の活用を進め、観光を軸としたまちづくりを進めることを目的で取り組みが行われている。

また、料理人、設計・施工技能者、発地・着地オペレーター等の人材育成（セミナー・勉強会の開催、インターンシップの実施等）や、専門人材・企業リストの作成を関係業界・企業等と連携して進められている。

料理人等の都市部から地方部への人材流動を促すため、料理人等の地方部への移住等に係るニーズや受け入れ地域の条件・環境整備等に係る調査を実施し、その結果を踏まえ、意欲ある有望な人材とそれを求める地域とのマッチング支援等に取り組むなど積極的な展開が行われている。

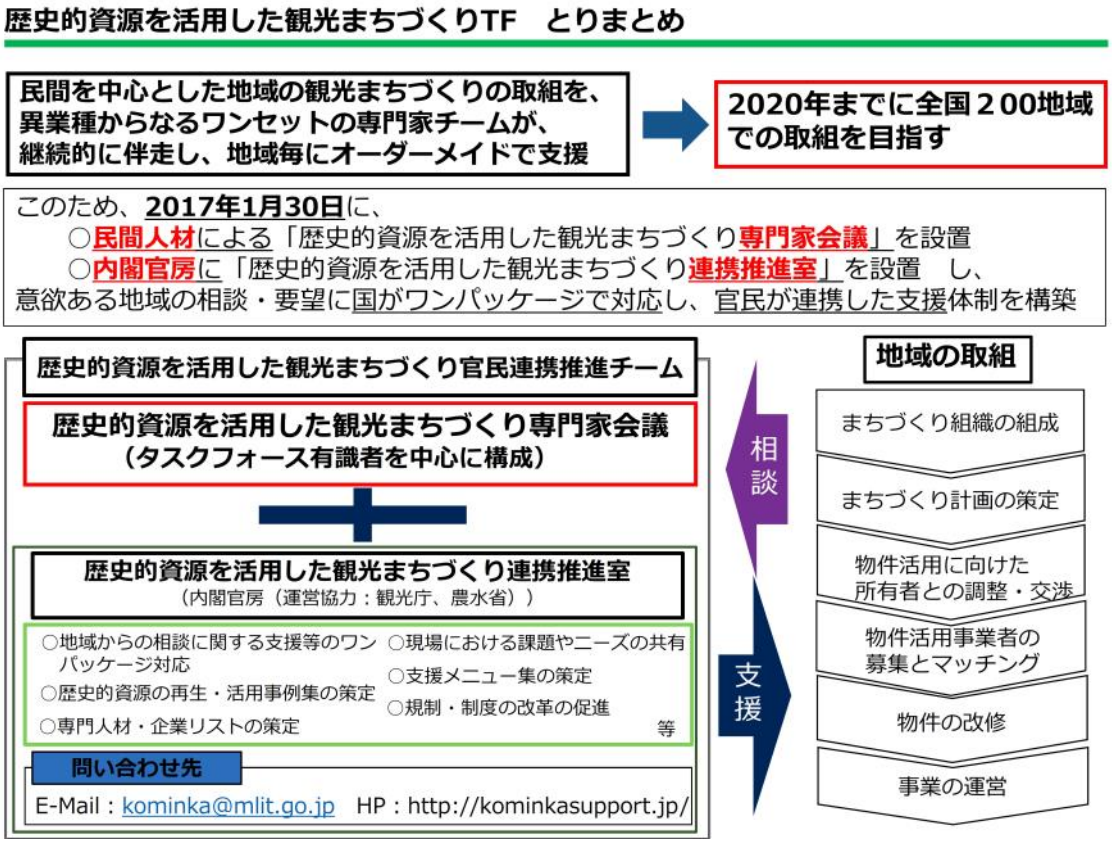

（３）自治体への情報発信の取り組み

各都道府県の市長会等の会議を活用し、本取組の重要性・有用性についての市町村長へのダイレクトの働きかけが行われている。また、自治体等向けリーフレットを作成・配布している。

全国の自治体（重要伝統的建造物群保存地区に指定されている自治体等）・日本版ＤＭＯ候補法人に対して、ワンストップ相談体制の整備に関する情報提供や、本取組に係る意向調査を2017年２月から４月にかけて実施し、80%を超える地域から取組意向があることを把握しており、本取組への認識がない自治体・日本版ＤＭＯ候補法人に対して説明会の開催等を通じて取り組みの周知を図るとともに、取り組む意欲のある自治体・日本版DMO候補法人に対して、個別にヒアリングを実施し、障害の把握やその解決策の検討等を行いスクリーニングを行っている。

重要伝統的建造物群保存地区（114地区）については協議会を、日本版ＤＭＯ候補法人（145法人）に対しては昨年度構築された「DMOネット」をそれぞれ活用し、本取組への意識が高い地域間による関連情報や相互の取組内容の共有を随時図るなど、全国200か所での取り組みを実現するための取り組みが進められている。

日本政府観光局（JNTO）と地域経済活性化支援機構（REVIC）の連携協定が2017年４月18日に締結し、協定に基づき歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む地域に関する情報を海外へ強力に発信し、地方誘客を図っている。

また、情報発信に際しては、インバウンド消費の拡大にも資する「古民家ステイ」の品質管理・ブランド化と、SNS等のオンライン・メディア活用が進められている。

こうした、全国的な取り組みが進む中、伊賀市においても、歴史的資源を活用した観光まちづくりを進めるため、2017（平成28年）12月に同タスクフォースへ相談を行い、空き家対策を基軸に、空き家となった古民家等の有効活用を図る手段についての模索が始まった。

そのため、本計画の基になっている内閣官房の施策として押えておく必要がある。

（４）金融機関への公的支援

地域経済活性化支援機構（REVIC）の有する投資ノウハウ・人材支援に関する機能を活用し、古民家再生等による観光まちづくり事案への支援が実施されてきている。地域金融機関による事業性評価に基づく融資等の促進に向けた深度ある対話及び優良事例の公表・金融機関間の情報共有や、REVICとの連携等による地域金融機関の取り組みも行われ、クラウドファンディングによる資金調達の先行事例・具体的な手法を、連携推進チームのホームページ等を活用して周知し、活用を促進している。

小口投資を活用した古民家等の再生を促進するため、自治体等と連携し、小規模

不動産特定共同事業の法改正に向けて取り組むなど、自治体等への支援についても行われている。

また、「重要伝統的建造物群保存地区の建造物の宿泊施設等への活用事業への重点支援」「農泊実施民間組織への直接支援制度の新設」等の公的支援について、意欲ある地域への支援が行われている。

こうした取り組みを進めるため、REVICの有する地域の観光活性化に関する投資ノウハウ・人材支援に関する機能を、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者その他の事業者の事業の再生を支援するとともに、地域経済の活性化に資する事業活動を行っている。

（5）規制・制度改革

歴史的建造物を建築基準法の適用除外にするための条例の制定を進めるため、関係自治体、建築の専門家、国からなる連絡会議において、関係自治体の取組状況や事例を随時情報提供するとともに、歴史的建造物に関する建築基準法適用除外の条例の制定・活用に関するガイドラインを策定が進められている。

また、建築基準法の建築基準の合理化について、古民家を住宅以外に用途変更しやすくするため、階段の基準の合理化や、伝統的構法の構造に関する仕様の追加を措置するための法改正に向けて取り組みが進められ、また、これ以外にも、連絡会議等を通じて、実際の支障事例を収集し、積極的に技術基準の更なる合理化に取り組まれている。

６．文化財保護法の改正

2017（平成29）年５月19日、文化審議会に文部科学大臣から「これからの文化財の保存と活用の在り方について」が諮問された。

諮問理由には、「多様な文化財」が存在する「地域文化の厚みが日本社会全体の豊かさの基盤を成して」いるが、「政治、経済のグローバリゼーションの進展や過疎化や少子高齢化の進展等による地域社会の衰退」により、文化財の「継承の基盤となるコミュニティ自体が脆弱化」し、「地域の文化多様性の維持・発展が脅かされつつある」との認識が示されている。

一方で、「文化財を保存し活用することは、」「個性あふれる地域づくりの礎ともなることから、」「観光振興等を通じて地方創生や地域経済の活性化にも貢献することが期待されて」いるため、特に、「指定された文化財の保存と活用をより計画的に進めるための取組」「指定された文化財とその周辺地域の多様な文化財や取り巻く環境も一体的に捉えた施策の一層の推進」「文化財を適切に保存管理しながら活用を図る専門的人材等の育成」などの「具体的施策や制度改正について」検討が必要であるとした。

同年11月までの半年間で計14回の企画調査会が開催され、同年12月18日に、文化審議会において第一次答申が取りまとめられた。この答申に基づき、2018（平成30）年の第196回国会（通常国会）において、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が成立し、2019（平成31）年4月1日から施行されることとなった。

文化財保護法の改正により、これまで「指定文化財」を意味していた「文化財」の概念が、いよいよ「指定・未指定の文化財」を意味する概念に移行することになり、「文化財建造物」と本計画で用いている「古民家等」は同義語となる。

市町村が地域計画を策定し、地域で有用と思われる古民家等をリスティングすることで、登録文化財が大幅に拡充することとなり、現状変更の届出を義務付けるなど古民家等の保全措置を図ることができる。また、建築基準法の適用除外とする制度設計の検討も進められることになった。

さらには、市町村が指定した法人が、市町村とともに、文化財の保存・活用等の取り組みを担う仕組みが構築されることになった。

文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）

検討の背景及び文化財の保存と活用に関する基本的な考え方

○我が国においては、文化財保護法により有形・無形の文化財について体系的な施策が講じられ、所有者等の尽力により文化財保護の成果が上げられてきた

○一方で社会状況は急激に変化し、過疎化・少子高齢化の進行により豊かな伝統や文化が消滅の危機。これまで価値付けが明確でなかった未指定文化財も対象に含めた取組の充実や文化財継承の担い手を確保し社会全体で支える体制づくりが急務

⇓

今後、多くの人が参画し、社会状況の変容に伴い危機に瀕した文化財について、地域の文化や経済の振興の核として未来へ継承する方策を模索することが必要

これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策

1．総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化

（地域における文化財の総合的な保存・活用に係る計画の策定等）

○個々の文化財の指定等の現行制度の一層の推進に加え、地方公共団体が、未指定も含めた域内の文化財を把握し、地域で協力して総合的にその保存・活用に取り組む制度が必要

○都道府県が策定する大綱的な方針・計画等

都道府県は、国が策定する指針等を踏まえて域内の文化財の総合的な保存・活用に係る大綱的な方針・計画（以下、「大綱」という。）を策定できる

・大綱記載事項

都道府県としての域内に所在する文化財の総合的な保存・活用に関する取組の方針や必要な措置、広域的な地区ごとの取組、災害発生時の対応、域内の市町村による地域計画策定への支援方針等を記載

・都道府県の役割

都道府県は市町村の計画策定の助言や広域連携のほか、未策定の市町村における文化財の保存・活用に係る取組に対し、積極的な役割を果たす

○市町村が策定する地域計画

市町村は、国が示す指針等に基づき、都道府県が大綱を策定している場合には大綱を踏まえつつ、単独で又は他の市町村と共同し、地域の文化財に関するマスタープランとして、域内の文化財の総合的な保存・活用に係る計画(以下、「地域計画」という。)を策定できる

・計画記載事項

地域の文化財の総合的な把握の上で、文化財を核として地域が取り組むべき方向性や文化財の保存・活用のために必要な措置等を記載

・策定手続

計画の策定・変更や計画実施に係る連絡調整のため、市町村は都道府県をはじめ関係者で構成される協議会を組織。協議会は当該市町村の関係部局、都道府県、博物館、文化財所有者、地域住民、NPO等の民間団体、商工会、観光関係団体、学識経験者等で構成

地方文化財保護審議会への意見聴取を必須とし、必要な場合は文化財の所有者等とも調整。地域住民の声も適切に反映

・国による認定等

市町村は、都道府県を経由して国に地域計画の認定を申請でき、国が一定の要件を満たす計画を認定。認定された場合の制度上の効果として、計画認定された市町村の国に対する文化財の登録の提案、必要な事務体制のある一般市・町村による手挙げ式の事務の実施の特例の2点につき措置

・民間の推進主体となる団体

市町村が、地域計画の趣旨に沿って活動する団体を指定できる

2．個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充

○**文化財ごとに保存・活用の考え方や保存・活用のために必要な事項等を明確にし、所有者等の文化財の維持・管理・活用・伝承等の自主性・的確性向上が必要。**このため現在も国指定重要文化財建造物等で作成を推奨している、**個々の文化財の「保存活用計画」を制度上に位置付け**

・計画の記載事項：文化財の現状（所在地・所有者・保存状況等）、保存管理上の留意事項や修理・活用の方針、保護継承の方針等（詳細は文化財類型ごとの特性を踏まえ整理）

・国の認定等：計画の内容を国が確認し、認定するとともに、認定計画の中に記載された保存・活用の具体的な行為については、計画認定後に要する諸手続を弾力化

○文化財は日常的な管理の負担が大きく、所有者だけでは十分な管理や公開など活用が難しい場合もあり、**現行の管理責任者制度について、使いやすく実効性のある制度とすることが必要。**

・管理責任者について、管理の責任のみならず文化財の保存及び活用全体として所有者を支援できることとし、所有者に対し保存活用計画の作成・変更を提案できる権能を付与

○**国宝・重要文化財（美術工芸品）の公開に関する取扱要項について、技術の進歩や公開ニーズに対応**するため、材質等によって公開日数の上限を延長

・第三者が重要文化財等を公開する際、年間の公開日数は延べ60日以内等の一律の基準であったところ、石、土、金属等（金属は一部製品に限る）で作られたものは、公開日数の上限を150日に延長等

○文化財の保存と活用を両立させるため、活用に当たり必要不可欠な**文化財の取扱いや保存修理等の知識・技能等に関して**文化財所有者・管理団体、美術館・博物館等の**関係機関等からの相談を一元的に受ける国の窓口・センター的機能の整備**を検討

地方文化財行政の推進力強化

（地方公共団体の文化財に係る体制の充実）

○**文化財担当職員等の人材確保や資質向上**のため、「文化財保護指導委員」の配置を都道府県だけでなく市町村にも拡大したり、専門性を重視した選任としたりすること等が必要

（地方文化財保護行政の所管）

○地方における文化財保護の所管は教育委員会となっているが、**地方の判断で首長部局に移管できる仕組みを要望する声**が上がっている。文化行政全体としての一体性や景観・まちづくり等に関する事務との関連性を考慮し、文化財保護に関する事務を一層充実させるために必要かつ効果的な場合は、平成25年の文化審議会文化財分科会企画調査会報告で示された**四つの要請（「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性，継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」）に対応できるよう環境を整備しつつ、条例により、首長部局での事務の執行・管理も可能とすべき**

○四つの要請へ対応するための環境整備として、移管する場合は**必ず地方文化財保護審議会を設置することを制度上明確化。**また、同審議会の機能強化も必要。加えて、専門的職員の配置促進や学校教育・社会教育との連携等により四つの要請への適切な対応が必要

＜その他推進すべき施策＞

・博物館等の役割強化、国際交流や訪日外国人、障害者への対応、文化財の魅力の発信強化や先端技術との連携（復元建物の在り方についての積極的な調査検討、文化財アーカイブや模写模造、高精細レプリカ、バーチャルリアリティー等に係る効果的な取組の普及等）

＜中長期的観点から検討すべき課題＞

第一次答申の後、速やかに検討に着手すべき事項

・文化財を守る技術・技能やそれを担う職人・原材料の確保、修理事業の質の維持向上と人材育成、文化財行政に携わる人材や学芸員等の育成のための施策　等

出典：文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について

一次答申に見る文化財保護法改正の要点

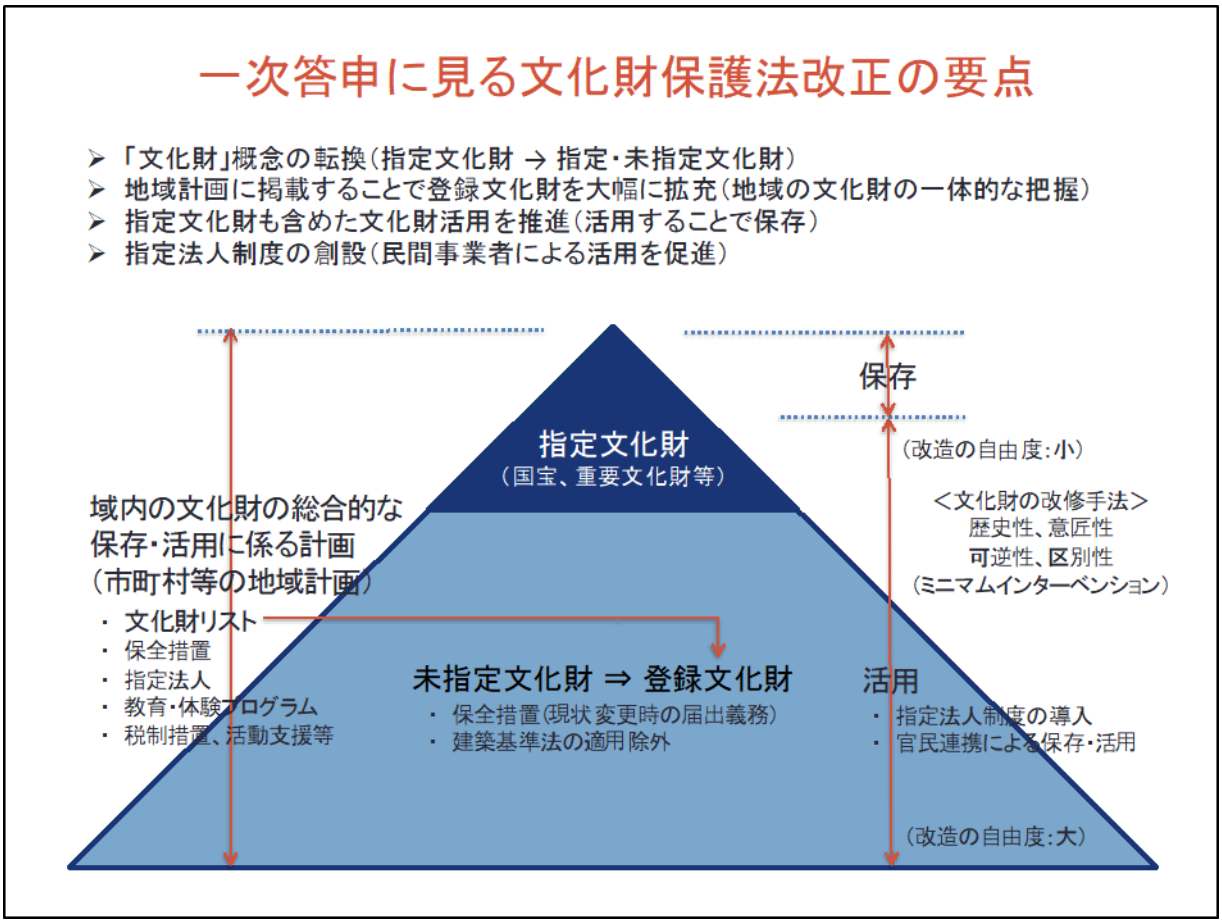

出典：文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について

第２章

概　説

第１節　伊賀市の地勢

１．位置・地形

伊賀市は三重県の北西部に位置し、北は滋賀県、西は京都府、奈良県に接し、近畿圏、中部圏の２大都市圏の中間に位置し、それぞれ約１時間の距離となっている。

伊賀市は、東西約30キロメートル、南北約40キロメートルの縦長で、面積は約558平方キロメートルになる。標高は最も低いところで77m（島ヶ原・木津川）、最も高い山上で957m（青山・尼ヶ岳）となっている。

地形は北東部を鈴鹿山系、南西部は大和高原、南東部を布引山系に囲まれた盆地を形成しており、低地・台地は少なく、丘陵地が多くなっている。このため、限られた平地や台地を農地や宅地として利用していますが、近年では丘陵地等を開発し、住宅団地なども形成されている。

また、水系は大阪湾に流れ込む淀川の源流域であり、近畿圏域の水源地となっている。当地域を取り巻く森林は地域の景観を形成するとともに、水源かん養、水質ろ過等の公益的機能を発揮している。このため、自然環境の保全に対して住民の関心が高く、多くの地域で自然との共生をめざした活動も展開されている。

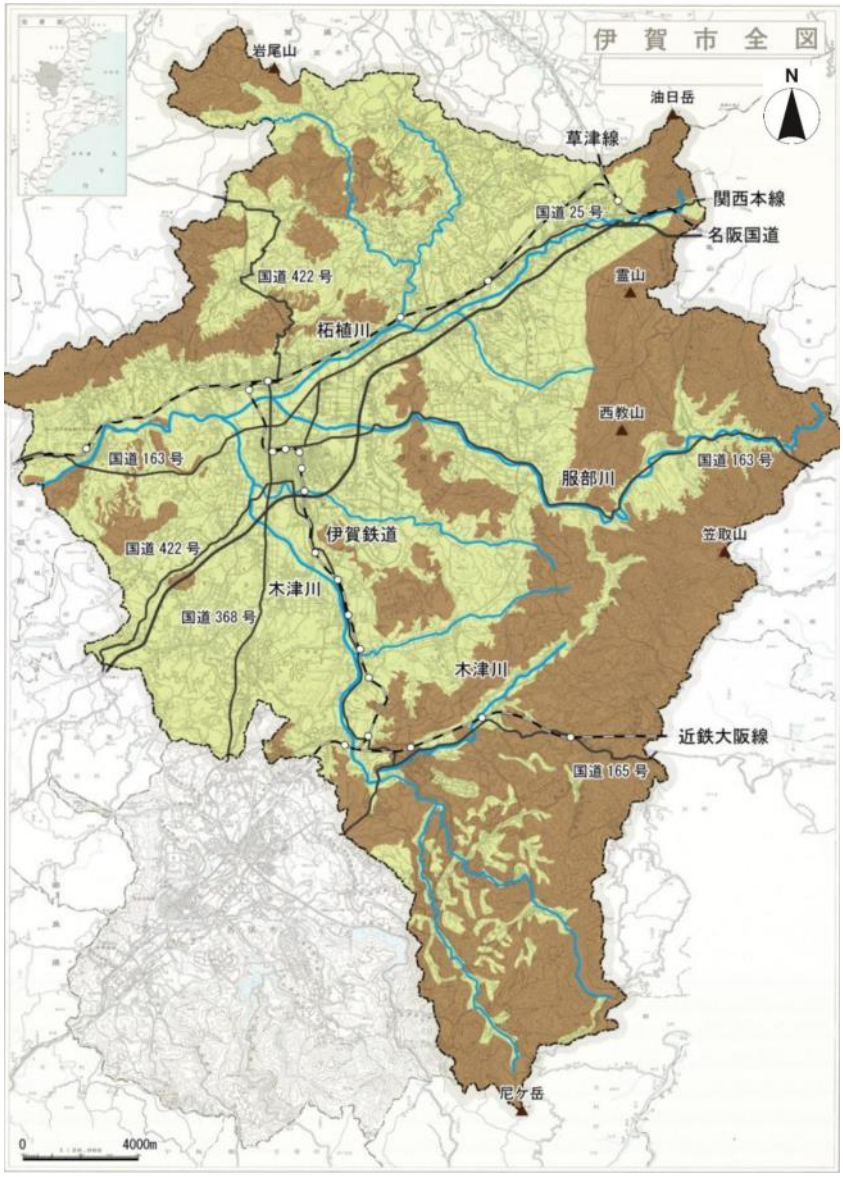

2．気候・気象

当地域の気候は夏の蒸し暑さと冬の底冷え、朝夕と日中の気温の差など、寒暖の差が大きい内陸型気候となっています。また、県内では比較的降水量が少ない地域でもあります。

三重県内地域別比較（平均気温、平均湿度、平均降水量）

平均気温
（℃）

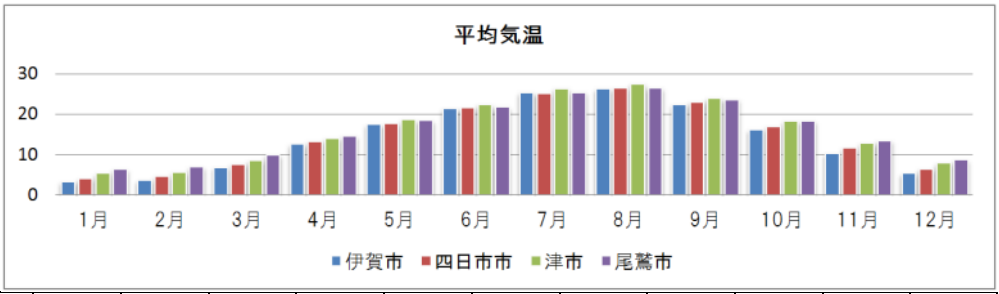

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
伊賀市	3.2	3.6	6.8	12.5	17.4	21.4	25.3	26.2	22.4	16.1	10.2	5.3
四日市市	4	4.6	7.6	13.2	17.6	21.5	25.1	26.4	23	16.9	11.6	6.4
津市	5.3	5.6	8.5	14	18.6	22.4	26.3	27.5	24	18.3	12.7	7.8
尾鷲市	6.3	6.9	9.9	14.6	18.4	21.7	25.4	26.4	23.6	18.3	13.4	8.6

平均湿度
（%）

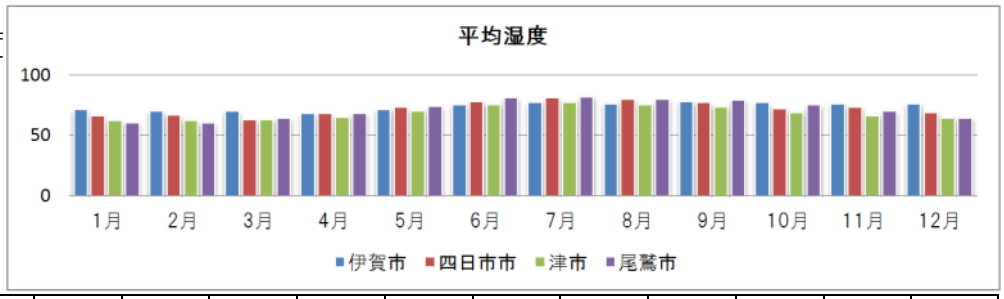

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
伊賀市	71	70	70	68	71	75	77	76	78	77	76	76
四日市市	66	67	63	68	73	78	81	80	77	72	73	69
津市	62	62	63	65	70	75	77	75	73	69	66	64
尾鷲市	60	60	64	68	74	81	82	80	79	75	70	64

平均降水量
（mm）

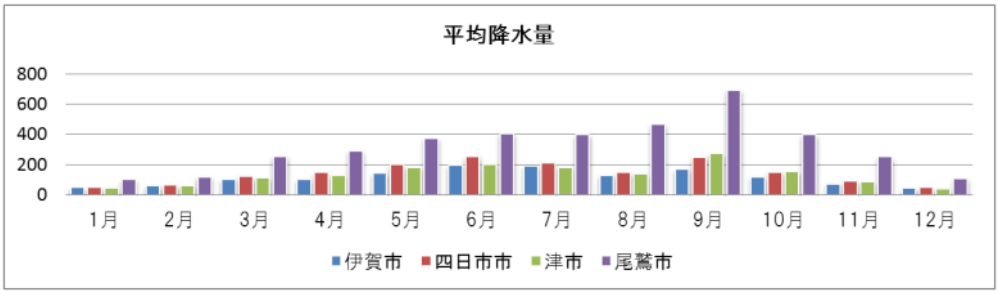

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
伊賀市	46.6	59.2	100.8	99.9	143.8	195.4	190.5	127.7	170.9	114.6	71.9	42.6
四日市市	47.9	65.9	122.1	145.5	197.5	254.7	212	147.1	246.5	148.2	90.5	46.5
津市	43.9	59	109.9	127.9	177.1	200.4	180.3	137	273.1	150.7	83.5	38.5
尾鷲市	100.7	118.8	253.1	289.4	371.8	405.7	397.2	468.2	691.9	395.7	249.8	106.5

３．住民自治

伊賀市では、伊賀市自治基本条例に基づき、３９の住民自治協議会が設立され、住民自治協議会と地域課題を解決する諸団体等が連携し、まちづくりを進めています。

住民自治協議会の位置

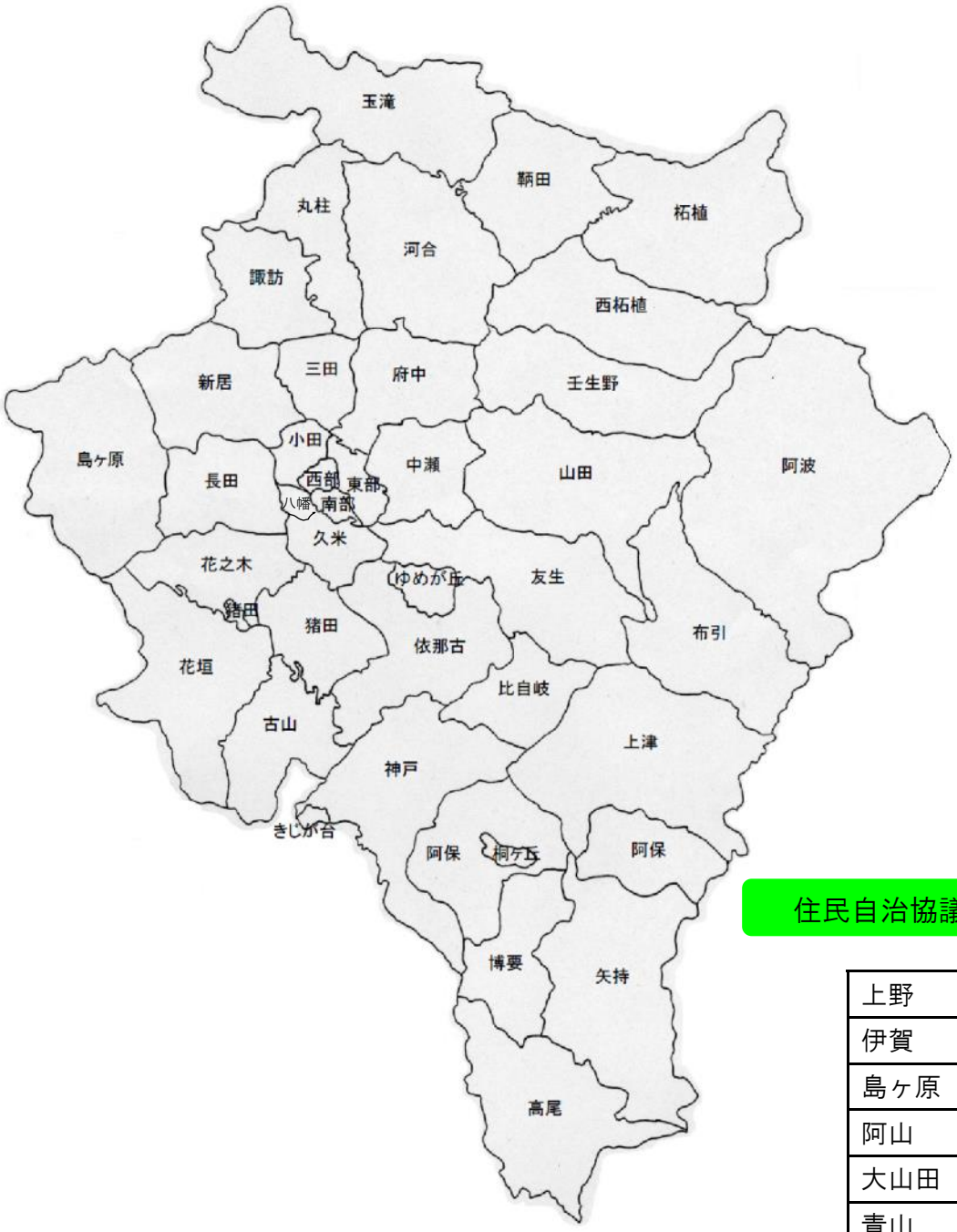

住民自治協議会の数

上野	２２
伊賀	3
島ヶ原	1
阿山	4
大山田	3
青山	6

4．交通・街道

（1）交通の要衝

伊賀市は、北部が滋賀県甲賀市、東部は三重県亀山市・津市、南部は三重県津市・名張市、西部は奈良県奈良市・山添村、京都府南山城村と境を接していて、市域は大阪・名古屋・京都・奈良・津の都市部から100 km圏内にある。
また、古くから京都・奈良や伊勢を結ぶ大和街道・伊賀街道・初瀬街道が東西に通じ、古来より都（飛鳥、奈良、京都など）に隣接する地域であり、交通の要衝として栄えてきた。江戸時代には藤堂家の城下町や伊勢神宮への参宮者の宿場町として発展した。

現在では、市域を南西から北東に横断する自動車専用道路としての名阪国道が道路交通の大動脈となっており、西名阪道・東名阪道を介して大阪、名古屋という大都市圏へと繋がっている。また、市北部の国道25 号、国道163 号は、市の中央部で交差して東西に抜けていき、南部の国道165 号は奈良県宇陀方面から三重県津・伊勢方面に通じている。一方、国道368 号と国道422 号が名阪国道等と交差して繋がり、南北方向の人や物流の動脈となっている。

三重の歴史街道

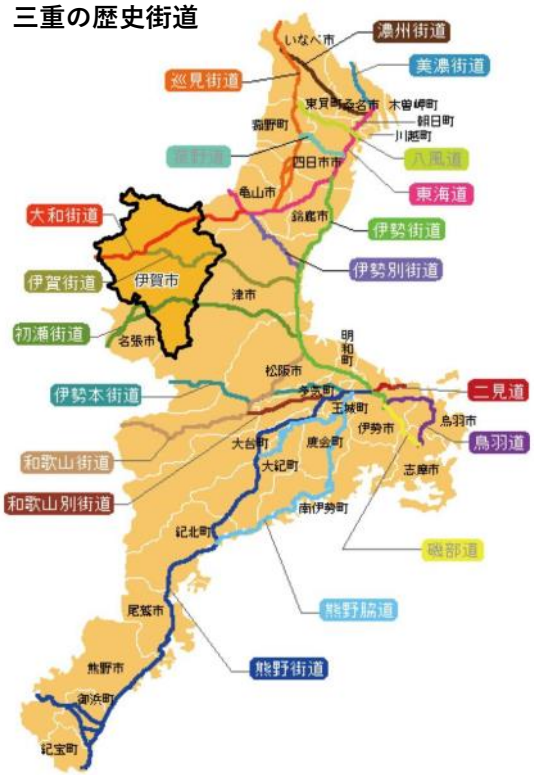

出典：みえの歴史街道（Ｈ６三重県）

（2）公共交通

鉄道交通としては、市の北部にＪＲ西日本関西本線の５駅があり、柘植駅から分岐する草津線とともに、これらの路線を経由して奈良、大阪、滋賀、京都方面と結んでいる。また南部には近畿日本鉄道大阪線の４駅があり、大阪、三重、愛知の主要都市を結んでいる。伊賀神戸駅は特急列車が停車する。さらにＪＲ伊賀上野駅と近鉄伊賀神戸駅の間は、伊賀鉄道伊賀線により結ばれ、15駅が設置されている。
主な駅の乗降者数は、ＪＲ関西本線・草津線柘植駅376 人（平成25 年（2013）現在、１日平均、以下同じ）、ＪＲ関西本線伊賀上野駅 711 人（伊賀鉄道伊賀線371 人）、伊賀鉄道伊賀線上野市駅1,119 人、近鉄大阪線伊賀神戸駅 1,434 人（伊賀鉄道伊賀線1,808 人）、近鉄大阪線青山町駅1,208 人となっている。

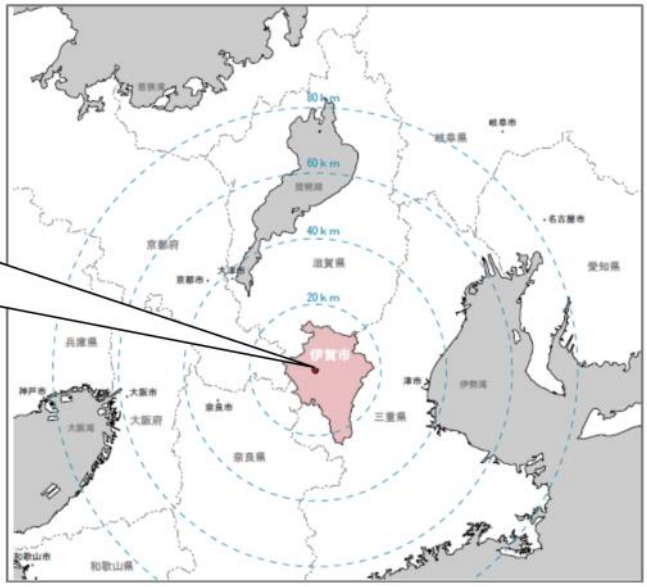

5．産業

伊賀は、農業はもとより、昔から「ものづくり」のさかんな地域で、伝統的手工業から最先端の化学技術を駆使した産業まで、さまざまな業種が集積されている。

平成17年～平成27 年の10年間での産業別就業人口構成比の推移では、第１次産業就業者数は減少しつつも、平成27年では微増している。第２次産業就業者数についても同様に減少しつつも、微増している。第３次産業就業者では減少傾向にある。大分類表では、全体的に減少傾向にあるものの、医療・福祉に限っては増加傾向にある。

総じて、減少傾向にある背景には消費人口の減少が起因していることが原因と考えられる。伊賀市においては、観光資源が多くあるものの、宿泊業・飲食店の割合が低い。

産業大分類別就業者数

参照：伊賀市統計白書

産業別の付加価値額を見てみると、40.3%は製造業が占めており、宿泊、飲食サービス業の割合は2.4%で約24億円となっている。付加価値額ベースでは現時点では大都市の中継拠点としての生産性の高い地域であることがわかる半面、人口減少による地域内消費が減退し続け、地域経済を押し下げている。

宿泊業、飲食サービス業内の割合の表では、全国的は宿泊業と飲食店の割合は平均的なのに対して、三重県では宿泊業が全国平均を大きく上回り、観光地特有の割合を示している。一方で、伊賀市は、飲食店が全国平均を上回っているものの、宿泊業の割合が低く、近隣観光地などへの立寄り型の観光が一般的となっている。

そのため、観光産業を下支えするための農業・林業、生活関連サービス業・娯楽業などの付加価値額をあげることで、地域内消費額の増加が期待される。

伊賀市の付加価値額（企業単位）の比較ランキング順（2012年）

1．製造業	40,926百万円	40.3%
2．卸売業・小売業	20,711百万円	20.4%
3．医療・福祉	12,418百万円	12.2%
4．サービス業（他に分類されないもの）	6,752百万円	6.7%
5．建設業	4,284百万円	4.2%
6．運輸業・郵便業	3,529百万円	3.5%
7．複合サービス事業	2,788百万円	2.7%
8．生活関連サービス業・娯楽業	2,749百万円	2.7%
9．宿泊業・飲食サービス業	2,444百万円	2.4%
10．学術研究・専門・技術サービス業	1,350百万円	1.3%
11．農業・林業	1,273百万円	1.3%
12．不動産業・物品賃貸業	815百万円	0.8%
13．教育・学習支援業	686百万円	0.7%
14．情報通信業	504百万円	0.5%
15．金融業・保険業	206百万円	0.2%
16．鉱業・採石業・砂利採取業	47百万円	0.0%
17．漁業	0百万円	0.0%
18．電気・ガス・熱供給・水道業	0百万円	0.0%
19．公務（他に分類されないものを除く）	0百万円	0.0%
20．分類不能の産業	0百万円	0.0%

宿泊、飲食サービス業内の割合（2012年）

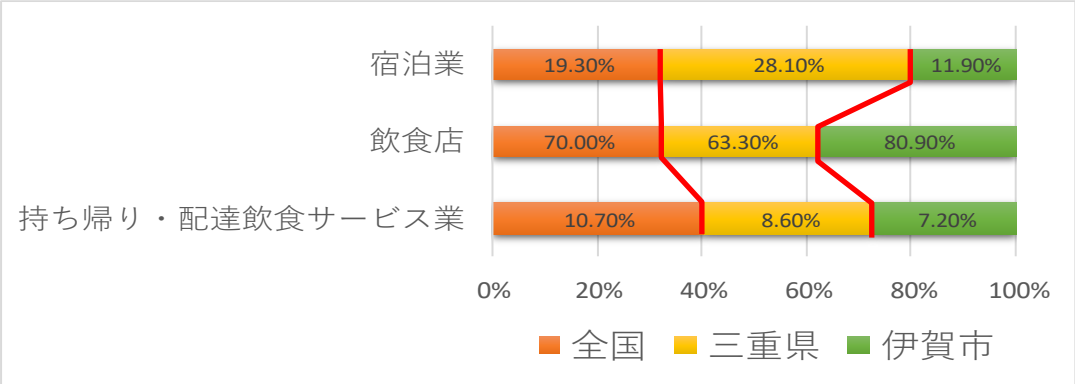

データ引用：地域経済分析システムRESAS

6．人口

人口減少の要因は、20～39歳の若年女性の減少と地方から大都市圏（特に東京圏）への若者の流出の２点が原因であり、特に20～39歳若年女性人口のおよそ９割以上の子どもがこの層から生まれている。第二次ベビーブーム世代はすでに40代中盤でそれ以下の世代の人数は急減している。また、第1章　計画策定の背景　空き家対策の展望でも述べたとおり、人口減少による「消滅可能性都市」が2040年には全国で896自治体になると予測されている。

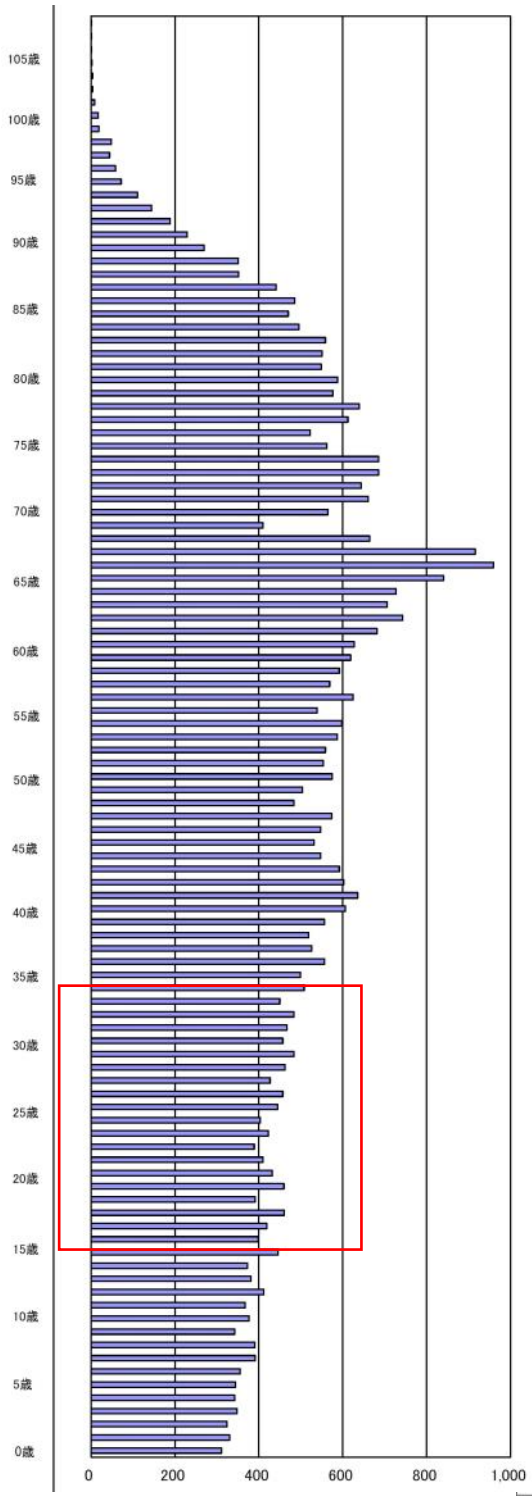

出典：伊賀市統計白書

そもそも、「消滅可能性都市」とは2014（平成26）年に日本創生会議によって指摘され、「消滅可能性都市」の基準としては、2010年から2040年にかけて、20～39歳の若年女性人口が5割以下に減少する市区町村が可能性が高いと言われている。

日本創生会議が行った将来推計人口の推計した伊賀市の想定では、20～39歳の若年女性の人口が2010年と比較して△40.8～△46.3％が減少すると推計されている。

次に、伊賀市の人口は平成7年をピークに減少傾向にある。年齢別の人口を見ると、年少・生産年齢人口が減少、老年人口が増加傾向にある。将来の人口推移を見ると、人口減少と高齢化、年少・生産年齢人口の減少がさらに進んでいく状況となっている。特に注視するべきは、老年人口と生産年齢人口が2045年に逆転する可能性が示唆されている。

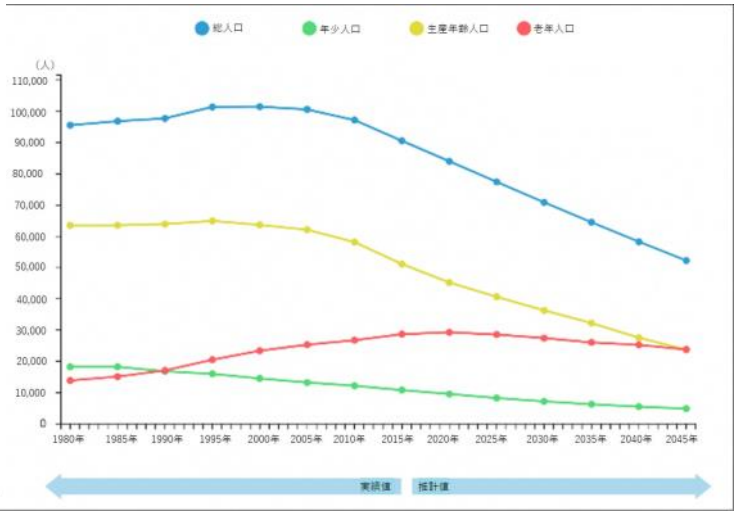

出典：地域経済分析システムRESAS（2012年）

第２節　土地利用

１．土地利用

（１）伊賀市立地適正化計画

立地適正化計画は、都市再生特別措置法の一部改正（2014（平成26）年8月施行）により市町村が策定できることになった計画であり、その制度創設の目的は以下のとおりである。

立地適正化計画制度創設の目的（「立地適正化計画」より抜粋）

コンパクトシティに関して、市町村マスタープランに位置づけている都市は増えている。一方で、多くの都市ではコンパクトシティという目標のみが示されるにとどまっているのが一般的で、具体的な施策として何をどう取り組むのかという具体的な施策まで作成している都市は少なくないのが現状である。

そこでより具体的な施策を推進するため、2014（平成26）年8月に「立地適正化計画」が制度化されました。これは、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティに向けた取組を推進しようとしているものである。

立地適正化計画には、法で概ね以下の事項を記載することとされている。

○住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
○居住誘導区域
○居住誘導区域に居住を誘導するための市町村の施策
○都市機能誘導区域
○都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設
○都市機能誘導区域に都市機能増進施設の立地を誘導するための市町村の施策
○都市機能誘導区域に都市機能増進施設の立地を図るために必要な事業等

伊賀市の立地適正化計画で定めた、地域ごとの誘導区域が地図に明記されている。誘導区域の種類を区分すると４つに分けられ、「**都市機能誘導区域**（上野中心、上野南部、ゆめが丘、青山、阿山、伊賀）」、「**準都市機能誘導区域**（島ヶ原、大山田（都市計画区域外であるため法定外）」、「**居住誘導区域**（上野、ゆめが丘、青山支所周辺、阿山支所周辺、伊賀支所周辺、伊賀上野駅周辺、柘植駅周辺、伊賀神戸駅周辺）」、「**準居住誘導区域**（島ヶ原支所、大山田支所（都市計画区域外であるため法定外））」に分けられる。

伊賀市立地適正化計画における各誘導区域

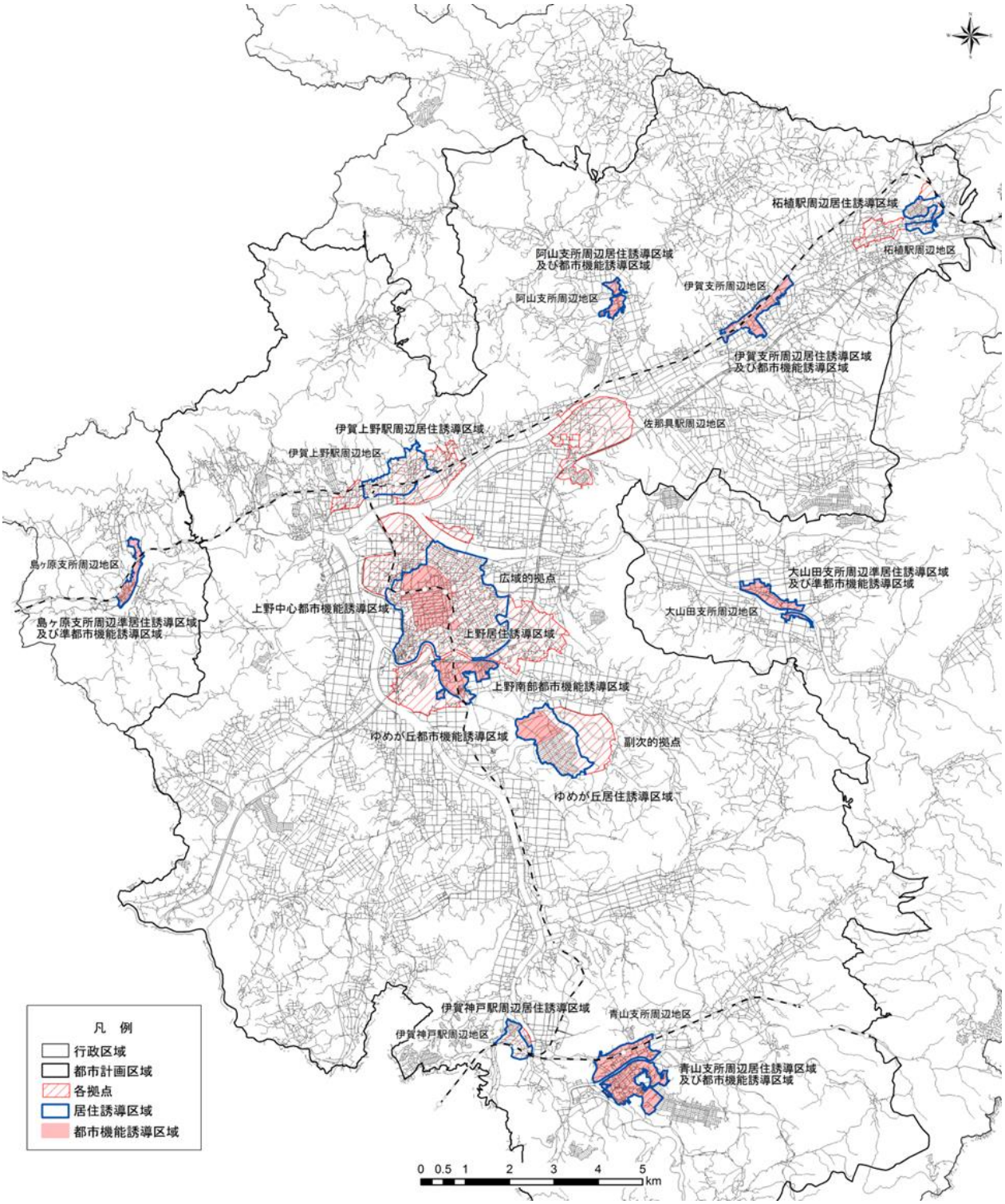

（２）伊賀市の適正な土地利用に関する条例

2018（平成30年）4月2日から、「伊賀市の適正な土地利用に関する条例（以下「土地利用条例」）」が施行され、これまでの上野、伊賀、阿山、青山の4つの都市計画区域を一つに合わせて、また、上野都市計画区域の区域区分（線引き）を廃止され、伊賀市全域を対象に、開発や建築に係る新たな土地利用ルールとして、都市計画法で定められていた市街化区域や市街化調整区域は廃止された。しかし、用途地域は現行のとおり継続している。

また、これまで、都市計画区域外であった、伊賀と阿山、青山の一部と島ヶ原、大山田全域が土地利用条例の対象となり、条例に基づく届出や許可が必要となった。

そのため、基本区域が９つに分けられたことで、居住可能区域や商業・業務可能区域、宿泊・遊戯施設・工場など可能区域に一定の制限が設けられることとなった。

条例手続きの対象となる建築開発事業

・ 建築物の新築・増築・改築・移転（住宅の新築、工場の増築、店舗の改築など）

・ 工作物の新設・増設・改設・移転（煙突の新設、高架水槽の新設など）

・ 建築物の用途の変更（住宅を店舗に変えるなど）

・土地の区画形質の変更（住宅用地、市民農園、墓地・墓園用地、資材置き場、駐車場用地、洗車場用地などの造成など）

基本区域ごとに立地可能な施設を右表のように定められている。なお、右端記載の特定開発事業とは、別途地域及び行政により個別に協議しながら、地域に適した土地利用に柔軟に対応する事業である。居住の戸建住宅は、工業用地区域、幹線道路沿道区域、保全区域以外で建築可である。集合住宅は、拠点区域以外（用途地域無の広域的拠点除く。）での建築は特定開発事業としてしか建築できない。保全区域は、農家・分家住宅以外は立地不可ですが、特定開発事業として宿泊施設や農業体験施設や農産物販売所等の交流活性化施設の立地を地域と協議しながら柔軟に対応する方針となる。なお、既存の建築物については、同じ用途であれば基本1.5 倍まで敷地及び延床面積の拡張が可能となる。

基本区域ごとの立地可能施設の概要

基本区域		居住	商業・業務	その他	特定開発事業概要
①②③拠点区域で用途地域有		用途地域の基準による			対象建築開発事業無
用途地域無	①広域的拠点	○農家住宅 ○分家住宅 ○戸建住宅	○制限無 （ただし、店舗・飲食店等は、10,000㎡以下）	○宿泊施設 ○遊戯施設 ○劇場・映画館等 ×キャバレー・個室付浴場等 ×工場	▲居住を主にする社会福祉施設（入所定員29人以下）
	③地域拠点等の拠点	○農家住宅 ○分家住宅 ○戸建住宅 ○集合住宅（高さ10m以下）	○店舗・飲食店・事務所（当該用途が2階以下かつ床面積の合計1,500㎡以下） ○自動車販売店舗（作業所の床面積の合計50㎡以下）	×遊戯・風俗施設（パチンコ屋・カラオケボックス等含む） ×工場	▲集合住宅（高さ10m超）
④工業用地区域		×立地不可	×商業施設立地不可 ○工場に併設する事務所・研究施設	○工場・倉庫・ガソリンスタンド等	▲集合住宅（寄宿舎、寮に限る）
⑤服部・西明寺沿道区域		○農家住宅 ○分家住宅 ○戸建住宅（開発面積1,000㎡未満）	○店舗・飲食店・事務所（当該用途が2階以下かつ床面積の合計1,500㎡以下） ○自動車販売店舗（作業所の床面積の合計50㎡以下）	○自動車修理工場 ○ガソリンスタンド ○倉庫業の倉庫 ×宿泊施設 ×遊戯・風俗施設（パチンコ屋・カラオケボックス等含む） ×工場	▲戸建住宅（開発面積5,000㎡以下） ▲集合住宅（高さ10m以下かつ戸数20戸以下） ▲居住を主にする社会福祉施設（入所定員29人以下） ▲交流活性化施設
⑥既存集落及びその周辺区域		○農家住宅 ○分家住宅 ○戸建住宅（開発面積1,000㎡未満）	○店舗・飲食店等（床面積の合計220㎡以下）	○交流活性化施設	▲戸建住宅（開発面積5,000㎡以下） ▲集合住宅（高さ10m以下かつ戸数20戸以下） ▲居住を主にする社会福祉施設（入所定員29人以下） ▲事務所（床面積の合計220㎡以下） ▲農林漁業体験民宿等
⑦郊外住宅団地区域		○農家住宅 ○分家住宅 ○戸建住宅 ※高さ10m超は特定開発事業	○店舗・飲食店等（床面積の合計220㎡以下）		▲集合住宅（高さ10m以下かつ戸数20戸以下） ▲居住を主にする社会福祉施設（入所定員29人以下） ▲事務所（床面積の合計220㎡以下）
⑧幹線道路沿道区域	幹線道路	○農家住宅 ○分家住宅	×立地不可	○工場・倉庫・ガソリンスタンド等	▲店舗・飲食店等（床面積の合計220㎡以下） ▲ドライブイン　▲事務所（※1） ▲交流活性化施設 ▲ボウリング場等、パチンコ屋等
	沿道サービス道路	○農家住宅 ○分家住宅	×立地不可	○自動車修理工場 ○ガソリンスタンド ○倉庫業の倉庫	
⑨保全区域		○農家住宅 ○分家住宅	×立地不可		▲宿泊施設 ▲交流活性化施設

※1：沿道サービス道路における事務所の特定開発事業基準は、当該用途が2階以下かつ床面積の合計1,500㎡以下

建築開発事業の基準一覧表（特定開発事業の認定概要等を含む）

施設分類	建築物用途等	基本区域												備考（法は都市計画法をいう）	特定開発事業の認定概要等
		①広域的拠点区域		②副次的拠点区域	③地域拠点等の区域		④工業用地区域	⑤服部・西明寺沿道区域	⑥既存集落及びその周辺区域	⑦郊外住宅団地区域	⑧幹線道路沿道区域		⑨保全区域		
		用途地域有	用途地域無		用途地域有	用途地域無					幹線道路	沿道サービス道路			
居住	農家住宅・分家住宅	用	○	用	用	○	×	○	○	○※3（▲）	○	○	○		
	上記以外の戸建住宅※1	用	○	用	用	○	×	○※2（▲）	○※2（▲）		×	×	×	※1：週末居住のためのセカンドハウス含む ※2：開発面積1,000㎡未満 ※3：高さ10m以下	（▲）⑤⑥区域における基準 ・開発面積5,000㎡以下の建築開発事業 ・⑤区域内、⑥は区域内又は隣接地 （▲）⑦における基準 ・高さを10mを超える建築開発事業
	兼用住宅（第1種低層住居専用地域内で建築可能なもの）														
	集合住宅（高さ10m以下）	用	×	用	用	○	▲※4	▲	▲	▲	×	×	×	※4：寄宿舎、寮に限る（戸数制限なし）	▲戸数20戸以下
	集合住宅（高さ10m超）	用	×	用	用	▲	▲※4	×	×	×	×	×	×		▲日影等周辺住民の理解が得られるもの
	居住を主にする社会福祉施設※5	用	▲	用	用	○	×	▲	▲	▲	×	×	×	※5：有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等	▲現市街化調整区域に立地可能な施設 ・法34条1号（特別養護老人ホーム【入所定員29人以下】等） ・有料老人ホーム（三重県提案基準18による）
宿泊	ホテル・旅館※6	用	○	用	用	○	×	×	×	×	×	×	▲	※6：モーテル等類似施設除く	▲保全区域に立地することの必然性が十分理解でき、自然環境や景観に配慮されたもの
	農林漁業体験民宿等※7	用	○	用	用	○	×	×	▲	×	×	×	▲	※7：農家民宿等で、農山漁村余暇法に規定するもの	
商業・業務	自動車販売店舗	用	○	用	用	○※8	×	○※8	×	×	×	×	×	※8：作業場の床面積合計50㎡以下	
	ドライブイン※9	用	○	用	用	○	×	○	×	×	▲	▲	×	※9：法34条9号に適合	▲法34条9号の基準に適合
	上記以外の店舗・飲食店等（別途建築物用途等に定めのあるものは除く）	用	○※10	用	用	○※11	×	○※11	○※12	○※12	▲※12	▲※12	×	※10：当該用途の床面積合計10,000㎡以下 ※11：当該用途部分が2階以下かつ床面積合計1,500㎡以下 ※12：法34条1号に適合（床面積合計220㎡以下）	▲周辺の集落にとって必要な施設として地域が認めるもの
	事務所	用	○	用	用	○※13	○	○※13	▲※14	▲※14	▲	▲※13	×	※13：当該用途部分が2階以下かつ床面積合計1,500㎡以下 ※14：床面積合計220㎡以下	▲郊外に立地することが適切と判断できるもの
遊戯・風俗	ボーリング場等※15	用	○	用	用	×	×	×	×	×	▲	▲	×	※15：スケート場・ゴルフ練習場・バッティング練習場等	▲目的とする機能を果たす上で適切な場所で、周辺の生活環境への影響を考慮したもの
	パチンコ屋等※16	用	○	用	用	×	×	×	×	×	▲	▲	×	※16：麻雀屋・射的場等	
	カラオケボックス等	用	○	用	用	×	×	×	×	×	×	×	×		
	キャバレー・個室付浴場等	用	×	用	用	×	×	×	×	×	×	×	×		
	劇場・映画館等	用	○	用	用	×	×	×	×	×	×	×	×		
工場・倉庫等	自動車修理工場	用	○	用	用	○※17	○	○	○※18	×	○	○	×	※17：作業場面積50㎡以下 ※18：法34条1号に適合（作業場床面積合計150㎡以下）	
	危険性や環境悪化のおそれが非常に少なく、作業場の床面積合計が50㎡以下の工場※19	用	○	用	用	○	×	×	▲	▲	×	×	×	※19：第1種住居地域で建築可能なもの	▲当該場所以外に適切な場所がない場合
	上記以外の工場	用	×	用	用	×	○	×	×	×	○	▲	▲		▲法34条4号及び7号の基準に適合
	倉庫業を営まない倉庫	用	○※20	用	用	○※20	○	×	×	×	○	×	×	※20：当該用途部分が2階以下かつ床面積合計1,500㎡以下	
	倉庫業倉庫	用	○	用	用	×	○	○	×	×	○	○	×		
	自動車車庫（付属車庫除く）	用	○※21	用	用	○※21	○	×	×	×	×	×	×	※21：2階以下かつ床面積合計300㎡以下	
	ガソリンスタンド※22	用	○	用	用	○	○	○	×	×	○	○	×	※22：法34条9号に適合	
	危険物の貯蔵・処理施設	用	×	用	用	×	○	×	×	×	×	×	×		
公共・公益	幼稚園、小・中・高等学校	用	○	用	用	○	×	▲	▲	▲	▲	▲	▲		▲目的とする機能を果たす上で適切な場所
	大学、高等専門学校等	用	○	用	用	○	×	▲	×	×	▲	▲	▲		
	図書館等	用	○	用	用	○	×	▲	▲	▲	▲	▲	▲		
	神社、寺院、教会等	用	○	用	用	○	○	○	○	○	○	○	○	※④～⑨は、三重県提案基準6により運用	
	社会福祉施設※23	用	○	用	用	○	×	▲	▲	▲	▲	▲	▲	※23：※5の社会福祉施設除く	▲目的とする機能を果たす上で適切な場所
	病院※24	用	×	用	用	×	×	×	×	×	×	×	×	※24：病床数20以上	
	診療所※25	用	○	用	用	○	×	▲	▲	▲	×	×	×	※25：病床数19以下	▲地域の利用に供するもの
	公民館、集会所※26	用	○	用	用	○	×	▲	○	○	▲	▲	▲	※26：近隣住民を対象とした集会所等に限る	▲目的とする機能を果たす上で適切な場所
	交番、郵便局等	用	○	用	用	○	×	▲	○	○	▲	▲	▲		
農林漁業関連	畜舎※27	用	×	用	用	×	×	×	▲	×	▲	▲	▲	※27：付属建築物で床面積合計15㎡以下は除く	▲当該場所以外に適切な場所がない場合
	堆肥舎※27	用	×	用	用	×	×	×	▲	×	▲	▲	▲		
	交流活性化施設※28	用	○	用	用	○	×	▲	○	×	▲	▲	▲	※28：農業体験施設や農産物販売所等	▲目的とする機能を果たす上で適切な場所で、地域活性化に寄与するもの
区域重複の際の優先順位	①～③拠点区域						—	—	—	—	←	—	—	拠点区域は全てに優先（重複は幹線道路１ｋｍの円内のみ）	
	④工業用地区域	—	—	—	—	—		↑	↑	↑	←	←	←	工業用地区域が優先するのは，幹線道路沿道区域と保全区域	
	⑤服部・西明寺沿道区域	—	—	—	—	—	←		←	←	←	←	←	重複する区域に対しては、全て服部・西明寺沿道区域が優先	
	⑥既存集落及びその周辺区域	—	—	—	—	—	←	↑		←	←	←	←	服部・西明寺沿道区域と重複する場合以外は、既存集落及びその周辺区域が優先	
	⑦郊外住宅団地区域	—	—	—	—	—	←	↑	↑		←	←	—	服部・西明寺沿道、既存集落及びその周辺区域以外は、郊外住宅団地区域優先	
	⑧幹線道路沿道区域	—	—	—	—	—	↑	↑	↑	↑	※	※	←	重複する区域で、幹線道路沿道区域が優先するのは保全区域のみ	
	⑨保全区域	—	—	—	—	—	↑	↑	↑	—	↑	↑		保全区域に対しては、重複する区域が全て優先	

基本区域の概要図（土地利用基本計画）

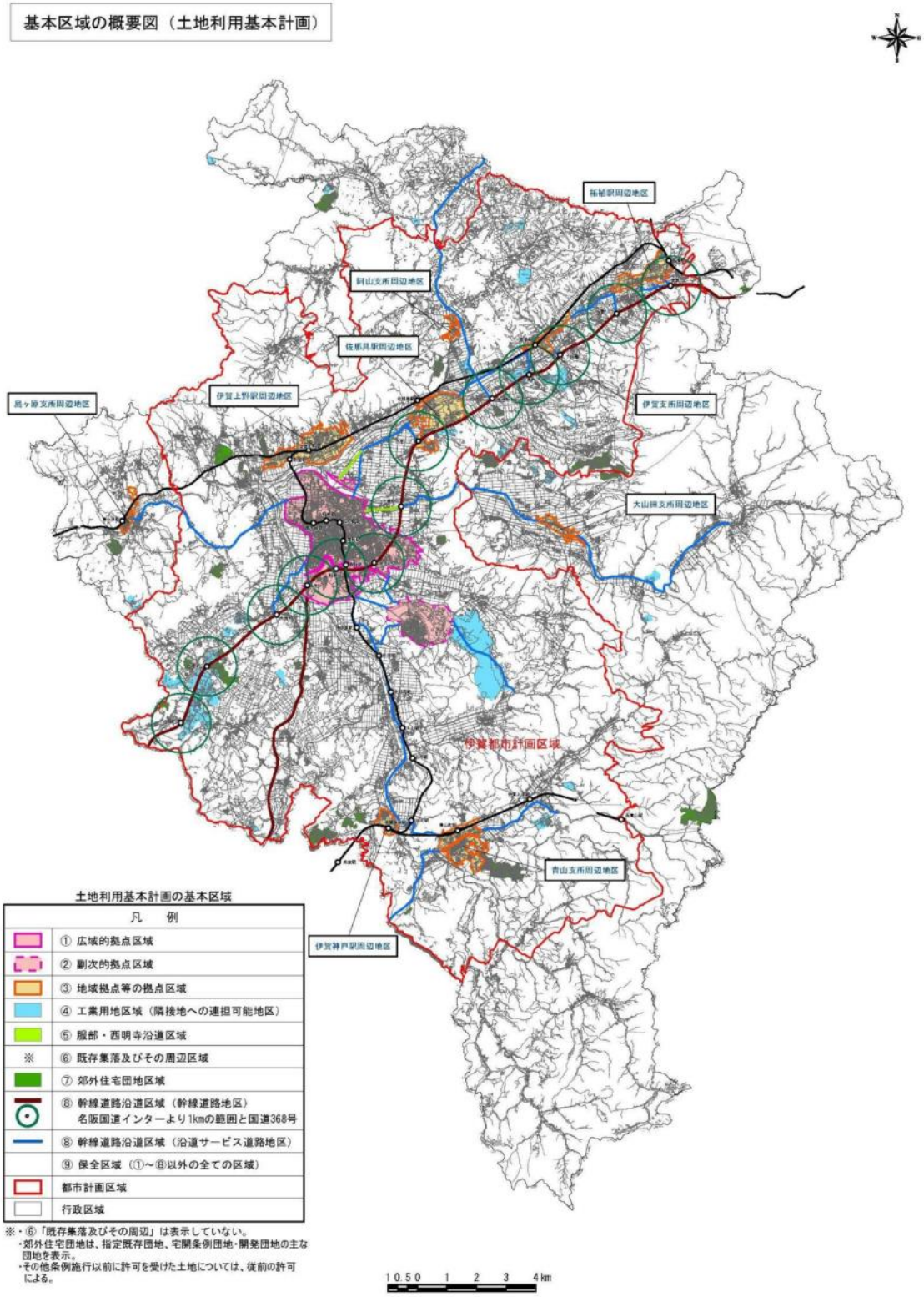

第３節　伊賀市の文化と歴史

１．文化と歴史

歴史的資源を活用した観光まちづくりを進めるには、伊賀の文化と歴史・伝統・暮らし・食文化など地域にある資源を活用する必要がある。それらの地域資源についての記述は、「伊賀市歴史的維持風致計画」から引用する。

（１）伊賀の文化

江戸時代の伊賀地方は茶陶としての伊賀焼のほか、農作物においても目立った商品作物もなかったが、木津川水系を利用する大坂商圏の東端に位置していたため、時には大坂堂島の米を全部買占めた菅野八郎兵衛のような豪商を生むこともあった。

また伊賀は、文化産業の中心都市であった京都・大坂に近く、その影響を受けて早くから独自の文化を持ち、人材養成のための教育に熱心な土地柄であった。俳聖と呼ばれる松尾芭蕉（1644～1694）は、伊賀に生まれ、侍大将藤堂新七郎家に仕え、若君良忠の近習となり、文芸をたしなむ良忠の影響をうけ俳諧を志した。良忠は若くして世を去ったので、芭蕉は京都に遊学、29 歳のとき江戸に出て俳諧師となった。伊賀の門弟は蕉風俳諧に精進し、元禄文芸が開化することとなった。

元禄の松尾芭蕉のほか、郷土史家としての菊岡如幻・藤堂元甫・岸勝明、画家の築山楽山・大北珉堂・池田雲樵、儒者の斎藤拙堂らが著名であるが、こうした文化人を生みだした背景には代々藤堂藩の学問を大切にする姿勢がある。藤堂藩は、藩士の教育と人材養成のため、文政２年（1819）津に有造館を、文政４年（1821）に伊賀に崇広堂を建設した。崇広堂は、第10 代藩主高兌が建てたもので、この地に文武百般の気風が高まった。崇広堂の講官には三宅錦川・土井橘窓・小谷巣松らがおり、明治に至るまで多くの学者を育てあげた。

（2）藤堂高虎と上野城下町

慶長13 年（1608）に筒井定次が改易され、藤堂高虎が入部し上野城や上野城下は大きな変貌をとげる。従来は、豊臣方の城として役目を担った上野城だが、江戸開府後は逆に西の豊臣方に対する備えを任務とすることになった。藤堂氏の本城は津であったが、伊賀国の防備は重視され、郭を西側に拡張し、内堀や高石垣に囲まれた本丸が新たに設けられた。城下の整備は、城の南を中心に進められ、現在も続く上野城下の町割が形成された。伊賀市西部の長田に所在する西蓮寺の過去帳の天正18年（1590）から慶長19 年（1614）までのものに、上ノ小田町・大田町・上ノ殿町・上ノ本町・上ノ中町・上ノ西町・上ノ新町などの町名が見られ、城下町形成の経過が窺われる。

上野城本丸と南の外堀の間は重臣の屋敷地にあてられた。侍屋敷はこのほか、仁木氏故館跡付近の高台（上野西大手町、通称：鉄砲場）を西の丸と呼んで城内扱いとし侍屋敷が置かれた。外堀の南には、本町筋、二之町筋、三之町筋の三筋町に、家臣や町民の消費に備え商人を住まわせ、上野、名張、阿保以外での商売を禁じた。

また三筋町の町人には、城下の東南方に広がる原野の野畠（現緑ヶ丘一帯）開墾を許し、免租地として商売の補充に充てるなど、商人の保護育成がはかられた。三筋町の南は外構えの堀が作られる予定であったが、中止されて外馬場となった。馬場の南一帯は外輪と呼ばれる侍屋敷地の忍町が置かれ、さらにその南に鉄砲組の居住地の鉄砲町があった。城の東の玄蕃町、赤坂町には重臣の下屋敷が配置され、東南に寺院を集中させ寺町とし、有事には東の防御線となるよう配置した。忍町の南一帯は、はじめ「かや町」と呼ばれ農家があったが、次第に町が形成されて「枝町（その他の町の意）」と呼ばれるようになった。

侍屋敷の戸数は『宗国史（県指定文化財）』に、丸之内50、西之丸39、城外82戸とあり、町方の戸数について『永保記事略（県指定文化財）』には、享保12 年（1727）三筋町戸数414 軒、人口4,099 人、枝町戸数1,765 軒、人口7,096 人とある。本町通りには、地侍出身で苗字が許された商人が多く、本陣や問屋場が東町に置かれ、藩政初期には中町３軒、西町２軒の旅籠以外には旅人の宿泊は許されていなかったと記録がある。

（３）上野城下の町家の特徴

上野城下町は、藩政時代の町割が基本的に現在まで維持され、特に三筋町など町人地では、城下町の伝統的な街区構成と宅地割りがよく受け継がれている。

町家は、奥行きの深い短冊状の宅地割りを維持しつつ、城下町独特の宅地形状を活かした家屋配置をよく踏襲している。主屋を表通りに面して建て、その裏手に中庭を挟みつつ離れ座敷や土蔵、付属屋などが一列に整然と配列される。

これらを表通りから一直線に宅地裏手まで延びる通り土間が結んでいる。町家の宅地は、間口幅２間半から３間半を平均とし、主屋は平入りで、つし二階（中二階）建ての立ちの低い家屋形式が多い。

旧藩以来の伝統的なつし二階建ての町家形式が明治以降も長く踏襲され、上野旧城下の町並みを特徴づける要素の一つとなっている。

町家の外観形式は、古いものは真壁で２階の窓は格子窓が主流であった。虫籠窓を持ち、外壁を漆喰で厚く塗り込める形式は、明治以降の町家に多く、これらは大阪や奈良地方の町家に影響を受けたものと考えられる。

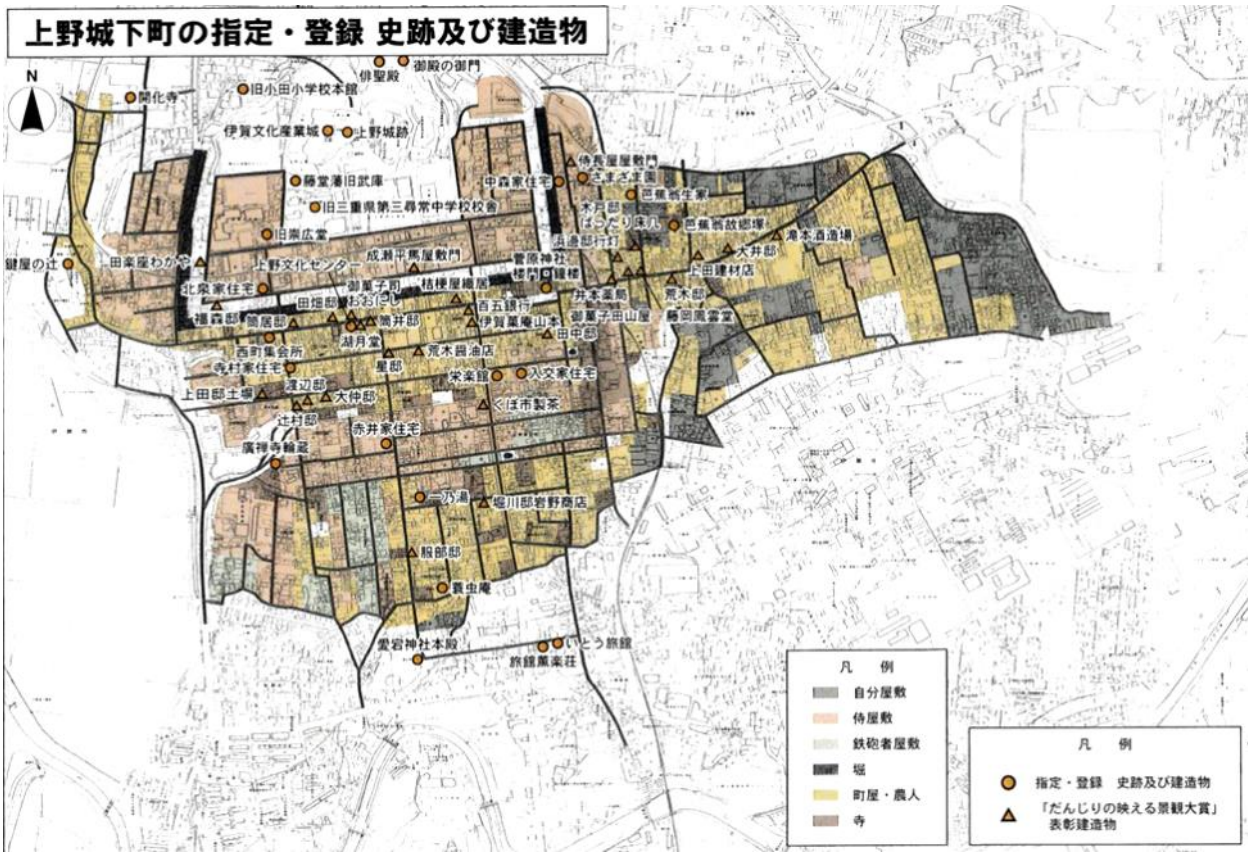

（４）街道と宿場

上野城下町を通る主要な街道には、加太越奈良道（大和街道）と長野越伊勢道（伊賀街道）の二街道があり、伊勢・近江・山城・大和の国々へは伊賀を通らなければ相互の連絡に不自由するという交通の要衝であった。

大和街道は、大和地方の諸大名が参勤交代の折に利用する街道であり、伊賀国と山城国を結ぶと同時に木津川の水運に繋がり、淀川を経て、下流の京・大坂という二大都市へと続く重要なルートであった。また、藩主の伊賀越国の時は長野越が、帰還の時は加太越が利用されることが多く、そのため島ヶ原、佐那具、上柘植の宿場も次第に整備された。

（5）文化財と街道の位置

伊賀市の国指定文化財、県指定文化財、市指定文化財、登録文化財及び街道の位置は下記の図のとおりである。

文化財の街道の位置図

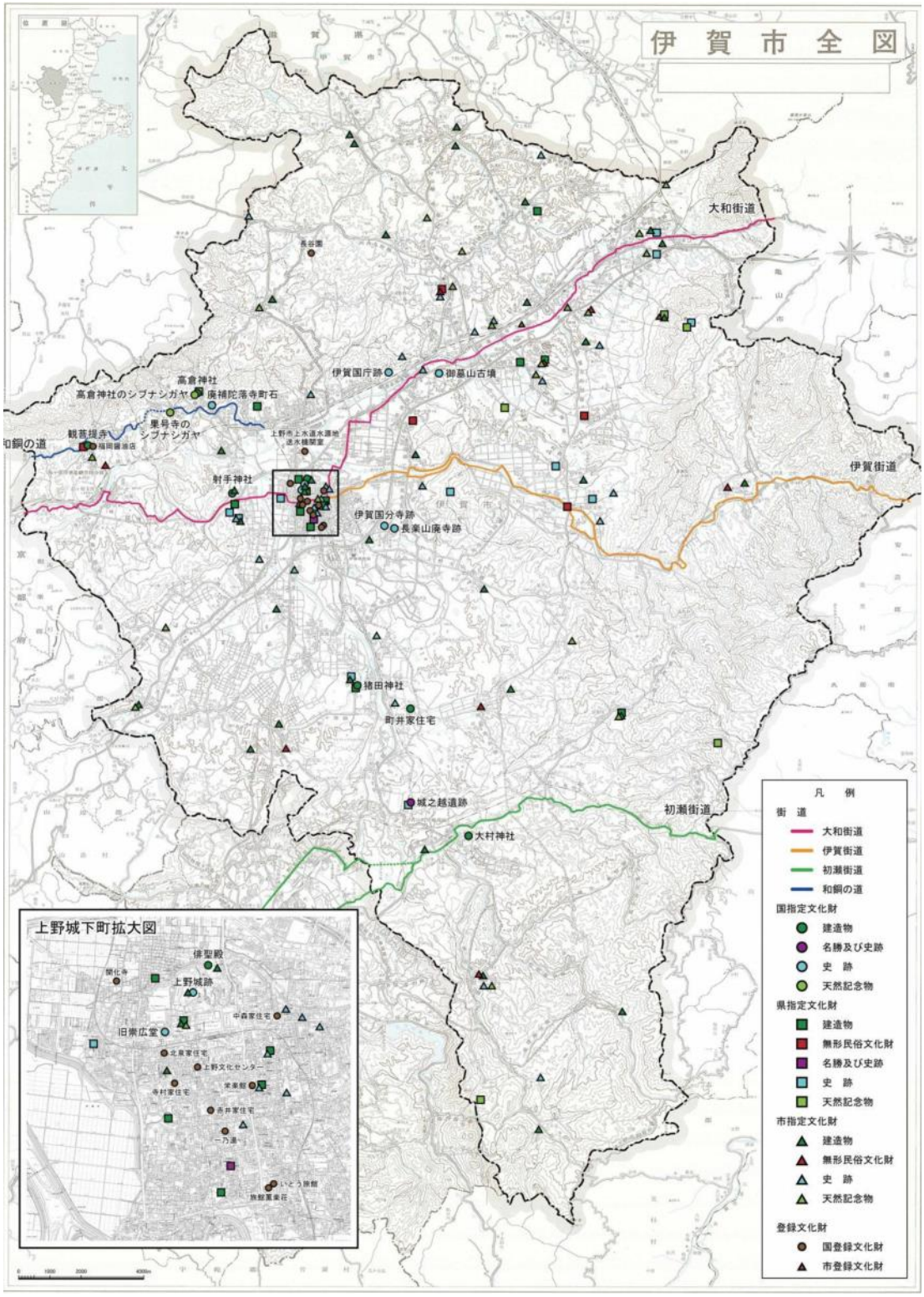

第４節　伊賀市の伝統工芸と食文化

１．伝統工芸

（１）伊賀焼

伊賀は古代、古琵琶湖の底地であり良質な粘土が採取できたため、古くから焼き物が盛んであった。伊賀焼は、現在の伊賀市丸柱を中心につくられてきた焼き物で、地理的に京都に近いことから、茶器や花器として京都へ販売する前提で発達した経緯がある。

鎌倉時代から、伊賀では甕、壺、すり鉢などが焼かれ、これら日用雑器の生産は明治、大正時代まで行われた。室町時代になると茶の湯が始まった。当初は、茶会は広間で唐物を使っていたが、やがて室町時代の後期に入ると小間で行う侘び茶が行われるようになり、そこで伊賀焼の水指や花生がもてはやされ、茶陶の王座を占めるに至った。

江戸時代中期からは、日用雑器が多く生産されるようになった。耐火度の高い伊賀産出の粘土の特質を生かした直火にかける土瓶、行平、土鍋の類を主とした家庭用品が量産されるようになり、明治、大正、昭和と受け継がれた。戦後は水炊きなどに使う土鍋が主となり、今もその他の雑器とともに丸柱地区を中心に焼かれている。

一方、茶陶は藤堂藩の政策上の問題で、江戸時代初期(寛文年間（1661－1672））から一時途絶えたが、江戸中期から藩主の庇護を得て再び生産され始め現在に至る。

近年、生活の安定とともに茶道熱が盛んになり、その要望に応じ、丸柱や伊賀市およびその周辺に点在する窯元によって焼かれるようになった。昭和57 年（1982）には通産（現、経済産業）大臣指定伝統的工芸品の指定を受けた。

（2）伊賀くみひも

伊賀くみひもの起源は古く、奈良時代以前に遡るといわれ、経巻、華籠などの仏具・神具や、武士の甲冑や刀の紐などの武具に使用するために作られてきた。明治の廃刀令（明治９年（1876））による武家社会制度の崩壊により武具、装具類を中心としたよろい師、打紐師、刀鍛冶師などは苦難の時期を迎え、産業としての組紐は衰微していく。

技法・技術は、よろい師などが伝承し楼車模型や人形などに残された。こうした土壌のうえに、江戸組紐の技術を修得した廣澤徳三郎が、明治35 年（1902)、郷里伊賀の地に江戸組紐の技術を伝え、組紐工場を開設したことが伊賀での本格的生産の始まりとなった。

組紐を組む「台」には様々なものがあり、丸組みから平組みの紐まで組むことができる最も便利な「丸台」や、たくさんの玉数が使え、組み目が緻密で美しく繊細な柄模様を表現できる「高台」などがある。

２．特産品・和菓子・料理

伊賀地域は、その立地から東西文化の接続点でもあり、その歴史を踏まえた独特の食文化や料理などが生まれた。これらも古くから連綿と伝えられ、将来へも継承していく、伊賀市の大切な食文化である。

（1）特産品

①伊賀米

伊賀地方の特産品のひとつとして外せない「伊賀米」は、古琵琶湖層と呼ばれる肥沃な土壌と寒暖の差が激しい盆地で育つ。味と香り、粘りが整った米は、大坂（大阪府）にあった藤堂藩の蔵屋敷（現在の大阪造幣局の敷地）で貯蔵され、藩の財政を支える重要な資源として活用されていた。

藤堂家の家臣であった西嶋八兵衛は、水利や灌漑（かんがい）の技術に長け、伊賀米を作るための農業用水確保に尽力した人物として知られる。干ばつに悩まされていた伊賀国に多くのため池を造った。

②伊賀肉（伊賀牛）

伊賀地域は、年平均気温が約14℃と県内でも低く、四方を山に囲まれた盆地特有の寒暖の差がある気候や、布引山脈の良質な水などの条件が牛の肥育に適している。そのような条件や風土、長い歴史がつくりあげた伊賀牛は、「肉色鮮やか初霜の如し 食して柔らかく風味よし」と謳われ称される銘柄牛である。

鎌倉時代末期から和牛は役利用され、牛の生産地として延慶３年（1310）の「国牛十図」に、「大和牛」として伊賀牛の記載がある。食肉としては、江戸時代に伊賀忍者が、牛の肉を乾燥させ保存食として携帯していたと伝えられ、この忍者の干し肉が伊賀牛のルーツともいわれている。

③伊賀酒

伊賀で造られる日本酒は、大粒で軟質な米が良いとされ「山田錦」はその代表格である。伊賀地方では、三重県内の山田錦の大部分を生産しており、酒造りに適した米が豊富にある。また、麹菌の活動を促す“心白”を発現させるためには、伊賀地区のように昼夜の寒暖の差が大きい山間部が最適である。

また、伊賀地方が位置する紀伊山地は、日本で一・二の多雨地帯で、上野盆地には、それら周りの山麓からの清冽な伏流水がこんこんと湧き出ており、水質は軟水が多く、きめ細やかでまろやかな味わいの高級酒に醸し上がる。

日本酒は低温で仕込み、低温で熟成させる。伊賀の風土は、乾燥寒冷になる内陸性気候で、上野盆地特有の冬の厳しい寒さは、吟醸酒などの高品質な酒造りにとっては最適であるといえる。

酒造りに適した気候と良質な米、美しい水に恵まれた伊賀には古くから多くの酒蔵があり、日本酒造りが盛んに行われてきた。時代と共に酒蔵の数は減ったが、現在も多数の酒蔵があり、各蔵独自の個性的な日本酒を醸している。また、現存する酒蔵はすべて100 年以上の歴史があり、その殆どが手仕込みの少数生産で、酒米の栽培から手掛ける蔵もある。

（2）和菓子

上野城下は、上野盆地内の産物の集散地として、政治・経済共に賑わいを増し、元禄時代には俳聖松尾芭蕉を世に送るほどの文化都市となった。城下町特有の「茶の湯文化」も根付き、茶席に欠かせない茶菓子の必要性から和菓子屋もたくさん建ち並んだ。現在でも、上野城下町は人口の割に和菓子屋が多く存在している。

①かたやき

かたやきは、伊賀忍者が携帯した携行食、非常食が元といわれている。非常に硬く、刀の鍔などに打ち付けて割り、口の中で唾液でふやかしながら食した。

伊賀には、地元の名物として、かたやきを取り扱う菓子店が多く存在する。一般の醤油せんべいとは違い食味はやや甘い。表面に軽くふられた青海苔やゴマがアクセントとなって独特の風味を出す。

②丁稚ようかん

昔から伊賀地方で親しまれてきた伝統銘菓に、丁稚ようかんがある。丁稚ようかんの名前の由来には諸説あるが、江戸時代後期に、丁稚が練り羊羹を作った後、鍋に残った羊羹に水を混ぜ、水羊羹のようにしたものを、好んで食べていたことから丁稚ようかんと呼ばれるようになったといわれる。

水羊羹より甘さは控えめで、舌触りと口解け感がよく、みずみずしい丁稚ようかんは日持ちしないので、冷蔵庫がなかった昔は夏場は作れず、冬季の菓子だったことや、10 月に入ると新小豆が収穫され、餡が一番美味しい旬の時期に作っていたことなどから、寒い冬に暖かい部屋でよく冷えた丁稚ようかんを食べるのが元々の伊賀の食べ方である。昔ながらの丁稚ようかんも、それぞれの店によって、甘さや固さが微妙に違い、市民は自分の贔屓の店で購入する。

③おしもん

伊賀では、昔から冠婚葬祭の際の引き出物には「おしもん」がつきものだった。材料の寒梅粉（もち米をもちにし

て、のばして焼いて粉にしたもの）を、砂糖と合わせて木型へ入れて中に餡を入れて押したもので、結婚式や葬儀等の慶事・弔事に使われる伊賀ならではの一品である。店ごとに趣向を凝らした型があり、寒梅粉も独自の配合や色合いがあり様々な「おしもん」がある。寒梅粉の風味とあんの優しい甘みが絶妙の逸品で、中の餡は白餡が多いようである。

伊賀は盆地で山に囲まれているため、流通が今のように発達していなかった時代、鯛等海の幸がなかなか手に入りにくく、冠婚葬祭の引き出物に「おしもんの鯛」を鯛等の代用品として用いていた。

④ながさき

「ながさき」は、茶席でも好まれた干菓子で、なぜ、「ながさき」と言われるようになったのかは、詳細は不明であるが、昔長崎から来た和菓子職人が、伊賀の地に広めたからとか、使用している黒砂糖のことを当時「ながさき」と呼んだからとも言われている。芭蕉の俳句に因み、短冊状に切った形で販売していることが多い。

⑤まいづる

文化年間（1804－1817）に、伊賀の中央部にあった四十九院領に鶴が舞い降りるという記録があり、この地に舞い降り力尽きた鶴を葬ったという説話が残っている。その伝説の鶴をかたどって作られた伝統菓子が「まいづる」と呼ばれ、生姜砂糖を麩焼きの薄種で巻き上げた茶菓子となっている。

（3）料理

①雑煮（丸餅文化）

伊賀の雑煮は、丸餅に味噌汁が大多数を占め、一部柘植地域は角餅に味噌汁となっている。伊賀は、行政圏では東海や中部といわれる日本の中央部分に包含されることが多いが、その立地は、文化や言葉のアクセント、料理の味付けなど、むしろ関西に近いといっても過言ではない。

雑煮の味噌は、京都からの流入による白味噌とは限らない。田舎で自作する田舎味噌もあれば、伝統的な玉味噌もある。また、八丁味噌や赤出汁が全くないとは言

えないが、少なくとも澄まし汁でないことは確かなようである。

各家庭では、餅の供給方法はそれぞれで、餅屋、自宅、スーパーとあるだろうが、農業をする家庭では、花びら餅といって、餅を小さく手でちぎり成型して押すだけの円形の餅が作られている。これ以外に、伸し餅といって、餅箱に一升の餅を流し込み、冷えたら餅切り器で切って、切り餅にして食べたりと様々であるが、基本的には花びら餅が、味噌汁の椀の中に入った雑煮となっている。

②田楽（豆腐田楽）

豆腐に味噌だれをつけて、香ばしく焼き上げた伊賀の郷土料理が「豆腐田楽」である。四方を山に囲まれた伊賀地域は、昔は海の幸が手に入りにくかったため、貴重なタンパク源として重宝されていたのが、豊富に採れる大豆を使ってつくる、豆腐や味噌であった。

伊賀地方では、正月や花見など、人が多く集まる時のご馳走として、自家製の味噌を玉のように丸めて吊るし熟成させた「玉味噌」を、豆腐に塗って炭火で香ばしく炙った豆腐田楽をふるまっていた。

平安時代から室町時代までに、田植えの時に豊作を祈って笛や鼓を鳴らして唄い舞い、田の神を鎮める「田楽舞」「田楽踊り」が流行した。やがてそれを田楽法師が、寺院に奉納する行事と変化したが、白袴を履き、色のついた帷子を着て高足という竹馬のような高い竿につかまって踊る「高足の曲」という演目があり、豆腐に味噌をつけて串を刺した食べ物がその時の田楽法師の様子に似ていたことから「田楽」という名がついたと云われている。

③漬物（瓜漬＝鉄砲漬、ひのな漬）

伊賀地方で古くから親しまれている漬物。鉄砲に火薬を詰める姿に似た「鉄砲漬け」の製法で作られている。伊賀盆地特産の白瓜の芯を抜き、その中にしそ・生姜・大根・胡瓜等を細かく刻んだ物を詰め、たまり醤油にて昔味で２年、新味で１年の間自然熟成させる。

伊賀盆地は、内陸型の盆地気候であるため、夏は猛暑となり食欲も低下するが、この漬物があればご飯が喉を通る。

また、快い歯ごたえと素朴な味わいで、伊賀の冬の食卓には欠かせないのが「ひのな漬」で、名前のとおり滋賀県蒲生郡「日野町」が発祥の細長い形をした赤かぶの一品種である。「ひの菜」は、現在は滋賀県や京都府、三重県などで栽培され、伊賀地方の名産でもある。伊賀の霊峰、霊山の清らかな水に育まれ、秋から晩秋にかけて旬を迎えるひの菜は、独特の辛味・苦味があり、昔ながらの本仕込みで糠漬けにして「ひのな漬」となる。夏は瓜漬、冬はひのな漬と、米どころ伊賀は漬物も名産地である。

（4）伊賀ブランド「IGAMONO」

2015年5月に伊賀ブランド推進協議会が発足し、伊賀の風土と暮らしがひそかに育んだ伊賀流産品、 伊賀の匠の知恵と技が結集した優良な商品たち、その栽培や製造加工、モノづくりに専心する人々を含めて、IGAMONO（いがもの）と呼び、その IGAMONO を伊賀の誇りとして認定し、全国へPR・推奨している。ロゴマークは、「伊賀」という漢字が醸し出す「和」のイメージと「IGAMONO」というモダンなローマ字を組み合わせることによって、伝統文化を継承しつつ、未来へ革新していく伊賀の姿を表現している。

こうした、取り組みが2015年からスタートし、これまで多くの伊賀ブランド「IGAMONO」として認定されている。

IGAMONO 伊賀

IGAMONO 伊賀

２０１５～２０１８年度に認定された伊賀ブランド「IGAMONO」

伊賀焼 炊飯土鍋「かまどさん」

伊賀焼 燻製土鍋「いぶしぎん」

竹のふし

小豆憧風

伊賀焼土

さまざま桜

天然醸造醤油

伊賀越漬

伊賀o豆 もめん豆腐

和テイス

養肝漬 二年熟成

養肝漬ドレッシング

伊賀の有機野菜（葉菜類）

くのいちるびぃ

伊賀忍者

白鳳梨

忍者ちらし

背黒餅

伊賀牛

忍者の黒

梟の城

猿蓑もなか

伊賀産菜種油「七の花」 エクストラバージン

モクモクさちのかいちごジャム

大判焼 ひしみちゃん

夏用忍者
ット

なんとこれはじゃがいもです

帯締め

組紐ネクタイ

忍者衣装伊賀version 9点セット

青山高原の天然水

玉みそ

吟醸ブラウニー

花咲かりん

丁稚ようかん

忍者かたやき

Leaf Mie

伊賀産ひ

モロヘイヤ粉末

伊賀の飛猿

純米大吟醸 半蔵 神の穂

半蔵の梅酒

伊賀ほうじ茶ラテ

俳聖・芭

鍋カステラ

かたやき

伊賀のお茶

半蔵忍び

伊賀o豆 絹ごし豆腐

霧隠才蔵 純米生原酒

ト 五香のパオン

忍者の携帯食「兵粮丸」

伊賀o豆 おぼろ豆腐

かたやき

あん入りかたやき

養肝漬たまり飴

純米吟醸

伊賀米コシヒカリ

原形ベーコン

飛猿火薬玉

よごみもち

あわてんぼうじびえ寿司

豆

忍者の大豆

松葉クッキー

田楽だんご

鞆田在来 大大豆大福

毬・栗・パオン

衣装伊賀version4点セ

1946年創業 末廣の伊達巻

伊賀のお米を使ったカリカリかりんとう

コンフィチュール ガーデン・ハックルベリー

コンフィチュール 大豆黒糖

いちご大福

はさめず醤油 こいいろ

純米吟醸 義左衛門 BLACK

伊賀流忍者餅 背黒 兵粮丸味

伊賀乃國忍者携帯食 にん太の豚

みその謹製 伊賀名物 火通メン

のきの「まな板」

伊賀抹茶ラテ

伊賀 五右衛門 純米吟醸

伊賀忍者たまご

シャキシャキいなり

山田錦麹 いなほ味噌

蕉パオン

ガラスびん容器 SSハート

くみひも パイプホルダー・ストラップ

くみひも ネックレス

手裏剣スコーン

木の芽 豆腐田楽

第５節　観光

１．忍者市宣言

伊賀市は、2017（平成29）年２月22日に「私たち伊賀市民は、伊賀市が忍者発祥の地であることを認識し、忍者の歴史文化や精神を継承するとともに 、忍者を活かした観光誘客やまちづくり行うことを目指して、ここに「忍者市」として宣言する。」と忍者市宣言を行い、忍者を生かした観光誘客まちづくりを方針として宣言している。

２．伊賀忍者

海外でも高い人気を誇る「忍者」。全国的に伊賀といえば「忍者」の認識が高く、人間活動の所産としての伝統的文化であり、現在の市の観光資源としての重要なファクターである。

忍者の起源は諸説あるが、伊賀忍者は鎌倉時代の「悪党」を起源とするのが現実的である。悪党とは、もともと土着地主の中で、中央の寺院や貴族の領地である荘園等に対して反抗的な行動をとった人達、または中央寺院・貴族から荘園管理を任されていた人達のことを指し、荘園領主または国司等の権力者に対して奇襲や撹乱などの戦法を駆使した。

室町時代に入ると悪党の系譜を引く「地侍」が出現し、伊賀の地侍は戦国時代、京都や奈良、滋賀、和歌山へ出陣しており、「伊賀衆」として古記録に記されている。その戦術の中心となったのが夜襲や、密かに「忍び入り」火を放つことだったため、この頃から伊賀衆は「忍び」と呼ばれるようになった。

伊賀忍者といえば「服部半蔵」を思い浮かべる人が多い。彼は本能寺の変の際、明智光秀に命を狙われた徳川家康の逃亡を助け出世した忍者の棟梁である。

その後、彼を組頭におよそ200人の伊賀忍者を徳川家康が召抱え、家康が幕府を江戸に開くと、その子孫も含め、江戸城の警備にあたる「伊賀百人組」が組織された。戦国時代だけでなく、江戸時代に入っても探索や護衛などを担うものとして忍者（隠密・庭番ともいう）は全国で活躍していたのである。浦賀に入港したペリーの黒船に伊賀忍者が幕府の使者にまじって艦上に立ったという記録が残されている。

３．忍者グローバル調査結果

日本忍者協議会（英語名：Japan Ninja Council）は、2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、忍者を活用した観光誘致や地域経済活性化を推進するため、忍者コンテンツに関する世界規模の調査『忍者グローバル調査』を実施した。

目　　的：世界各国の人々の「忍者」に関する認知、内容理解等の基礎指標を確認するとともに、インバウンド促進や地域観光誘致に役立つデータを取得する。
対象国: 海外：10か国（中国、台湾、香港、タイ、マレーシア、インドネシア、米国、オーストラリア、フランス、ドイツ各200人 計2000人）
　　国内：300人
対象者: 海外：一般生活者 男女20～59歳（男女半々、20～39才／40～59才割付）、中間所得者層以上
国　　内：一般生活者 男女20～69歳（男女半々、10代刻み、各セル30ss）
調 査 手 法：インターネット調査(各国現地言語による)
調 査 期 間：海外：2016年12月26日(月)～2017年1月17日(火)
国　　内：2017年2月3日(金)～2017年2月8日(水)

日本への関心が高いと思われる海外10か国（中国、台湾、香港、タイ、マレーシア、インドネシア、米国、オーストラリア、フランス、ドイツ）計2,000名を対象に、また、日本人との意識の違いを調べるために、国内でも20～69歳の男女300人に対して調査が行われた。

主な調査項目は、「“忍者”認知度」「“忍者”好意度・興味度」「“忍者”になりたいか」「“忍者”へのイメージ」「忍者観光促進要素」など多岐にわたる。調査を通して、外国人の忍者に対する強い興味と、「忍者体験」が訪日動機のひとつになっている傾向が浮かび上がっている。

［グラフ1］あなたは「忍者」をご存知ですか

		N=全数	よく知っている	少し知っている	名前を聞いたことがある程度	全く知らない	【知っている計】
全体（10カ国計）		(2000)	17.0	66.4	15.4	1.3	98.7
エリア別	アジア計	(1200)	16.4	69.3	13.1	1.2	98.8
	欧米計	(800)	17.9	61.9	18.8	1.5	98.5
国別	中国	(200)	18.5	59.0	21.5	1.0	99.0
	台湾	(200)	14.5	68.5	14.5	2.5	97.5
	香港	(200)	13.0	64.5	20.5	2.0	98.0
	タイ	(200)	22.5	70.5	6.0	1.0	99.0
	マレーシア	(200)	11.0	79.0	10.0	-	100.0
	インドネシア	(200)	19.0	74.5	6.0	0.5	99.5
	米国	(200)	32.5	50.5	14.0	3.0	97.0
	オーストラリア	(200)	15.5	63.0	21.5	-	100.0
	フランス	(200)	9.5	70.0	20.0	0.5	99.5
	ドイツ	(200)	14.0	64.0	19.5	2.5	97.5
日本		(300)	9.7	75.7	14.7		100.1

※構成比（%）は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100にならない場合もあります。

海外10か国全体で、忍者の認知度は98.7%で、外での忍者の認知度は驚くほど高い結果になっている。

忍者を認知している人の中で、忍者の現存を信じる人は「全体」で63.1%で海外10

か国で忍者を認知している人の中で、現在も忍者が存在していると考えている。

特にインドネシア(78.9%)と米国(73.7%)ではその割合が高く、米国では41.2%の人が「現在も多数存在している」と回答している。

忍者を認知している人の中で、49.6%の人が「忍者になりたい」と回答 している。特にタイでは、80.8%の人が「忍者になりたい」と回答する驚くべき結果が明らかになっている。

日本忍者協議会が行った調査の結果、伊賀市には複数の観光資源が存在しているが、その中で圧倒的な知名度を有するのは伊賀地域を発祥とされている「忍者」であり、インバウンドでの誘客力がある強力なコンテンツであることが明らとなった。

[グラフ2] あなたは「忍者」についてどのように思いますか

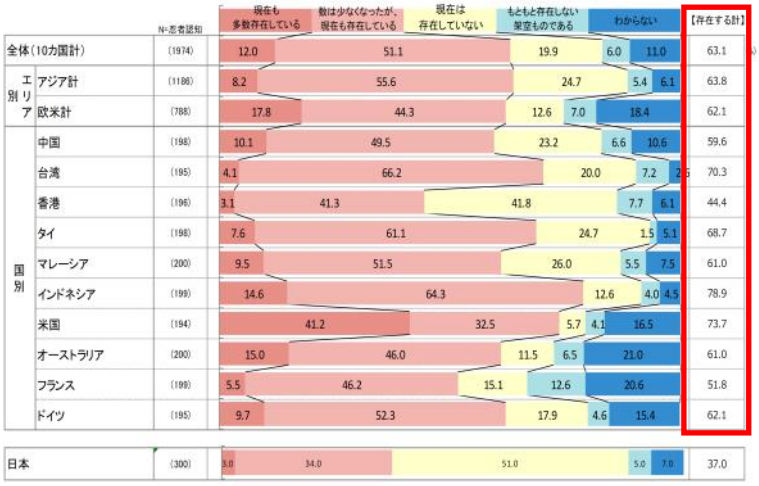

※構成比（%）は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100にならない場合もあります。

[グラフ3] あなたは忍者になりたいですか

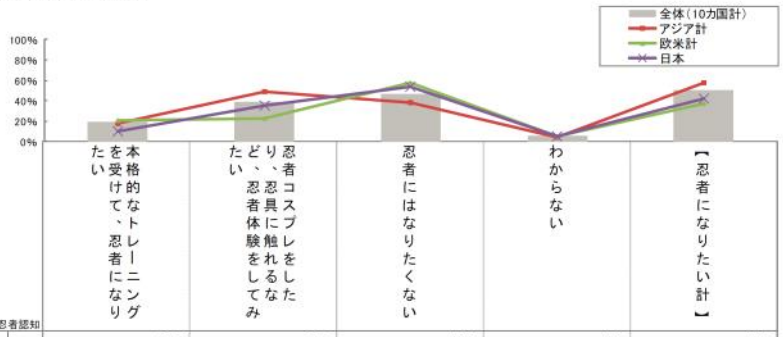

=全体より20pt以上高い
=全体より10pt以上高い
=全体より5pt以上高い

		N=忍者認知	本格的なトレーニングを受けて、忍者になりたい	忍者コスプレをしたり、忍具に触れるなどして、忍者体験をしてみたい	忍者にはなりたくない	わからない	【忍者になりたい計】
全体（10カ国計）		(1974)	18.7	37.9	45.7	4.6	49.6
エリア別	アジア計	(1186)	17.5	48.5	37.9	4.2	57.9
	欧米計	(788)	20.6	22.1	57.6	5.2	37.2
国別	中国	(198)	16.2	39.4	49.5	5.1	45.5
	台湾	(195)	9.7	44.6	45.6	4.6	49.7
	香港	(196)	13.3	38.3	48.5	6.6	44.9
	タイ	(198)	30.3	64.1	17.7	1.5	80.8
	マレーシア	(200)	16.0	54.0	31.0	6.0	63.0
	インドネシア	(199)	19.1	50.3	35.2	1.5	63.3
	米国	(194)	46.4	29.4	29.9	5.2	64.9
	オーストラリア	(200)	15.5	18.5	65.0	6.0	29.0
	フランス	(199)	8.5	23.6	66.3	5.5	28.1
	ドイツ	(195)	12.3	16.9	68.7	4.1	27.2
日本		300	10.3	35.7	53.3	5.0	41.7

※構成比（%）は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100にならない場合もあります。

出典：日本忍者協議会

4．観光客数

（1）伊賀市の観光入込客数

三重県への観光入込客数は、平成18年から平成25年まで増加傾向にあったが、第62回神宮式年遷宮を境に下降している。

伊賀市は、合併後、観光入込客数の統計を始めてから平成17年には延べ269万人から平成19年まで322万人まで上昇したが、それ以降、年々下降し平成28年には234万人まで減少し、ピーク時と比較して88万人減少したこととなる。

直近３年間の観光客数は大半の施設において横ばいもしくは右肩下がりとなっている。また伊賀固有の観光資源である「忍者」や「城」など歴史資源を活用した施設に、多く観光客が流入しているとは言い難い状況である。

今後の伊賀における観光の産業化に向けては、他の地域でも実現可能な施設ではなく、伊賀でしか実現・体験できない施設やイベントを多く打ち出していくことが必要である。

伊賀市は観光を成長戦略として位置づけ、その重点施策として訪日外国人旅行（インバウンド）の増大を図ってきており、その結果、訪日外国人数は着実に数値を伸ばし、県内では2番目に多い訪日外国人の3.3％を獲得している。

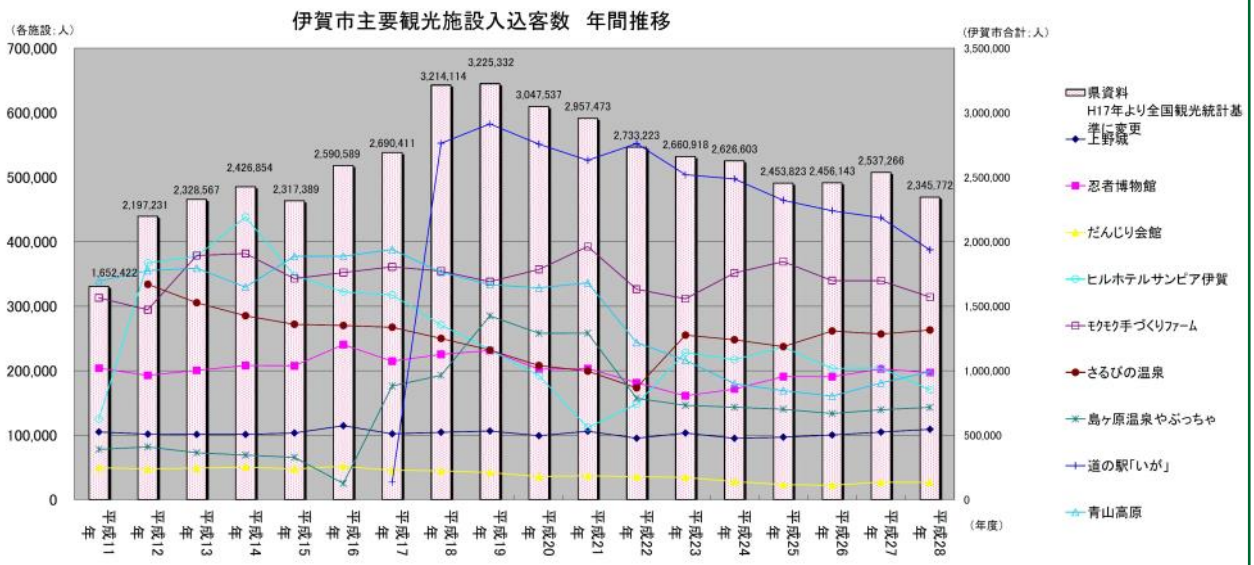

今後の人口減少による国内観光需要の減少が予測されるなか、インバウンドの推進は、地域観光収入の増加、雇用の創出、地域経済の活性化につながり、地方創生の軸のひとつとして地域の発展に大きく寄与することが期待されています。今後、2020年に2,000万人、2030年には3,000 万人の訪日外国人を目標（国土交通省観光庁）としているが、その目標値を日本人の将来人口推計値と比較したとき、例えば、これまで国内観光旅行需要を支えてきたと思われるアクティブシニア層（65～74歳）の人口と逆転するばかりか、その倍の数値に達することで、いかにインバウ

ンド効果を狙うかで活性化が期待されている。

特に、着地型観光による入込客数と合わせて、滞在型観光における消費動向の効果に期待されるところが大きく、買い物目的以外で訪れる訪日観光客をターゲットに絞り込み、その土地の文化・歴史・伝統等に興味を持った訪日客を日本家屋である町家、空き家などを活用して民泊を展開するといった取り組みが全国的に行われている。そこで、市内の地域資産でもある空町家や空き家などを活用した宿泊を行う観光スタイルを確立することが地域経済にとって波及効果を生み出すことが期待される。

こうした民泊活用の取り組みを、城下町の空き町家や空き家を使って、日本の暮らしの奥深さや雰囲気を肌で感じた取り組みを進め、伊賀ならではの城下町へ民泊し、数日に跨る『インバウンド滞在型観光』をしかけ、伊賀を拠点に、大阪・京都・奈良・滋賀・名古屋などへ観光に出掛けられるような訪日観光客をターゲットに滞在型観光を進める事が効果的であると考えられる。

（２）外国人観光客数

外国人の滞在状況を分析した地域経済分析システム（RESAS）の「外国人メッシュ分析」によると、伊賀市を訪れる外国人観光客は伊賀上野城を中心としたエリアに限り、相当数存在している。観光客は国内海外問わず訪れているため、その観光客をどのようにして域内消費や宿泊に繋げるかが課題と言える。

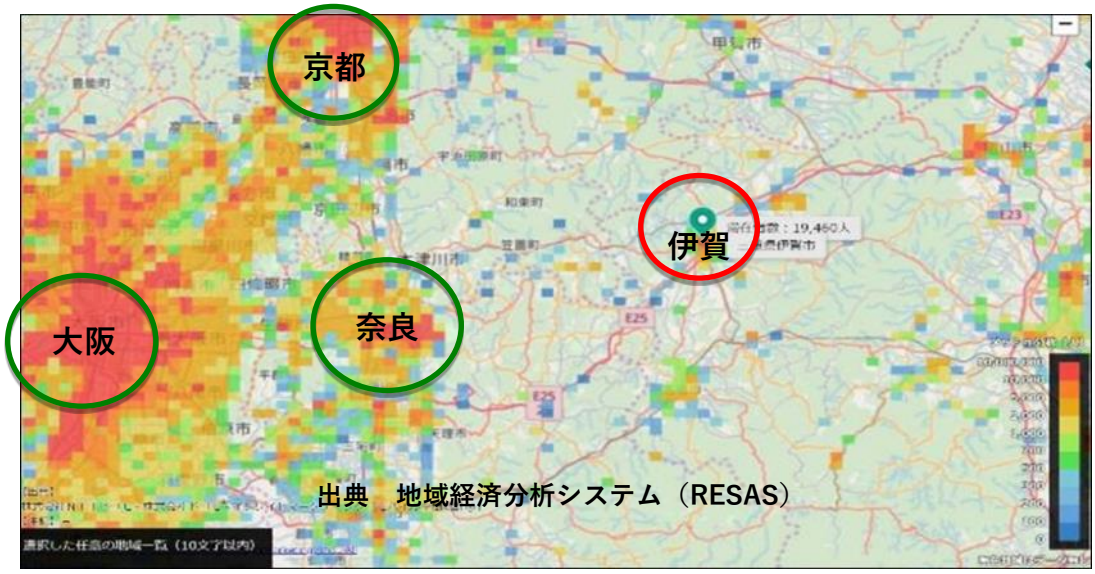

（３）日本全体の観光客数

2017年の旅行者数は日本人観光客が16,424万人であるのに対し、外国人観光客は2,869万人だが、その動向を比較すると、日本人観光客の旅行者数がゆるやかに減少する傾向であるのに対して、訪日外国人観光客は急増している。政府は観光を成長産業の柱で地方創生の切り札と考えており、2020年に4,000万人、2030年に6,000万

出典：旅行・観光消費動向調査 2018年7-9月期（観光庁）

出典：旅行年報2018（公益財団法人日本交通公社）

人を目指していることから、今後も増加傾向が続くと予想されている。

（4）関西の観光客数

伊賀市が属する三重県は省庁の所管区分では中部・東海に含まれることが多いが、地理的要因・歴史的背景などから大阪や京都、奈良、滋賀など近畿圏とも強い関わりを持っていることから、関西（近畿圏）の観光客数推移を本項では取り上げる。日本全体の傾向と同じく2011年より訪日外国人の数は右肩上がりに増加傾向であり、その傾向は引き続き、推移すると想定されている。一方、日本人観光客の数も日　　本全体

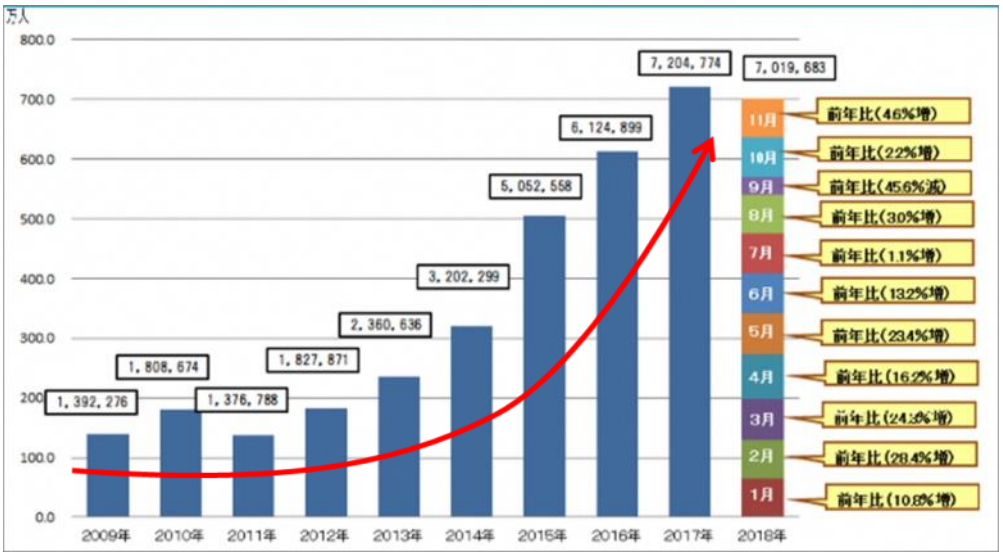

出典：関西の観光統計について ~2018年11月及び12月分~（近畿運輸局）

5．訪日外国人の傾向

国際線（外国人）の利用者は、2030年の15年で245%の増加が見込まれている。そのため、海外からのインバウンド客の増加が見込まれる。これによる経済効果は大きいものの、外国人旅行者のニーズを的確に把握する必要がある。

	2016年 （2,024万人）	2030年 （6,000万人）
国際線（外国人）	1,242万人	3,037万人
国際線（日本人）	673万人	673万人
国内線	657万人	657万人
計	2,572万人	4,367万人
発着回数	18万回	31万回相当

急増の試算結果
（今後15年で約245%増）

出典：旅行年報2018（公益財団法人日本交通公社）

（1）訪日外国人の旅行傾向と旅行消費額

1旅行１人あたりの旅行支出について、日本人が平均5.4万円に対し、訪日外国人は一時期に比べてピークアウトしたものの3倍程度の平均15.4万円を支出している。近年の傾向として、買物代への支出の減少が大きく、モノ消費が一巡したことが分かる。また、訪日外国人の旅行支出傾向を見ると、アジア圏より欧米圏の旅行客の支出が比較的高く、欧米圏の旅行客は宿泊料金、飲食費、交通費、娯楽費に費用を使い、買い物にかける費用が少ない傾向にある。一方、アジア圏で支出額が高い中国やシンガポールの旅行客は、買い物代に多くを消費している傾向にある。

訪日外国人旅行消費額の費目別構成比

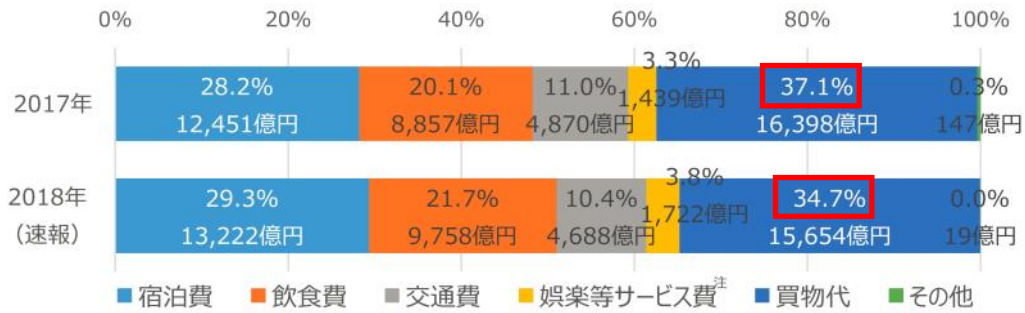

主に買物代が減少傾向

出典：国土交通省観光庁訪日外国人消費動向調査2018年全国調査結果（速報）

訪日外国人の費目別旅行支出と旅行消費額（2017年）

国籍・地域		旅行支出総額	宿泊料金	飲食費	交通費	娯楽サービス費	買物代	その他	訪日外国人旅行消費額
全国籍・地域		153,921	43,397	30,869	16,974	5,014	57,154	513	44,162
東アジア	韓国	71,795	22,378	18,435	7,492	3,665	19,530	294	5,126
	台湾	125,847	32,939	26,004	14,286	4,458	47,846	314	5,744
	香港	153,055	42,690	33,129	17,586	4,628	55,017	5	3,416
	中国	230,382	47,690	38,285	18,295	5,550	119,319	1,243	16,947
東南アジア	タイ	126,569	36,957	23,281	14,696	4,107	47,316	212	1,250
	シンガポール	164,281	63,084	33,308	19,005	4,414	44,350	120	664
	マレーシア	135,750	42,533	28,261	21,106	4,508	39,303	39	597
	インドネシア	129,394	42,593	23,084	22,188	5,098	36,431	1	456
	フィリピン	113,659	31,469	23,765	13,366	5,405	39,654	0	482
	ベトナム	183,236	48,861	43,314	16,382	2,372	72,307	0	566
欧米・その他	インド	157,443	69,506	31,212	21,875	3,268	31,583	0	212
	英国	215,392	97,303	51,289	32,390	6,811	27,600	0	669
	ドイツ	182,207	81,933	39,036	27,867	4,245	29,125	0	356
	フランス	212,442	86,882	45,017	38,882	8,142	33,400	120	571
	イタリア	191,482	86,746	39,659	35,968	5,634	23,311	163	241
	スペイン	212,584	77,944	49,082	45,486	7,166	32,794	112	212
	ロシア	199,236	63,122	41,499	24,908	9,074	60,512	121	154
	米国	182,071	76,719	41,791	28,477	6,603	28,071	411	2,503
	カナダ	179,525	71,951	41,757	30,316	7,095	28,315	91	549
	オーストラリア	225,845	89,060	50,066	35,375	14,089	37,195	59	1,118
	その他	212,750	82,832	46,900	35,299	6,967	39,796	956	2,331

出典：旅行年報2018（公益財団法人日本交通公社）

（2）旅行で期待していること

訪日外国人が訪日前に期待していたことは、食事や温泉、自然観光や買い物などの一般的な項目が多いが、それを除くと日本の「歴史文化体験」や「日常文化体験」などの体験型観光がテーマーパークなどと並ぶ割合で高い数値となっている。

訪日前に期待していたこと

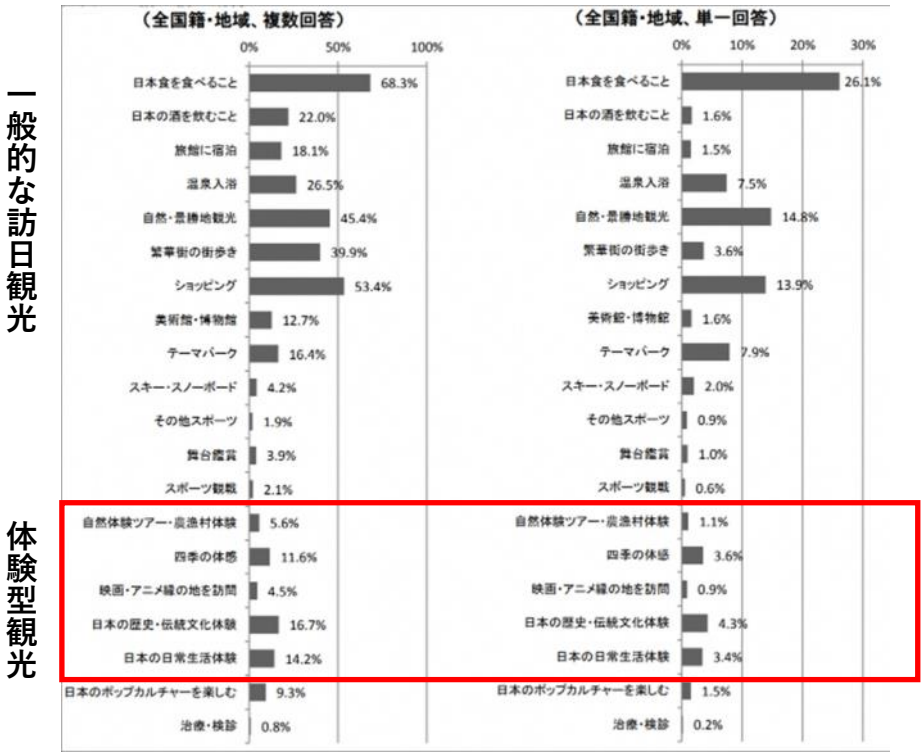

（3）今回したことと次回したいこと

前項でニーズが高かった食事や自然観光、ショッピングは「今回した人」のうち「次回したい」と回答した人は半減程度になっていることから、長期的な目線で見るとリピートしづらい層であることが明らかである。一方で、日本の「歴史文化体験」や「日常文化体験」などの体験型観光は回答率の変動が少なくほぼ横ばいであることから、これらを希望する層は一定のリピートを起こしやすいと考えられる。

今回したことと次回したいこと

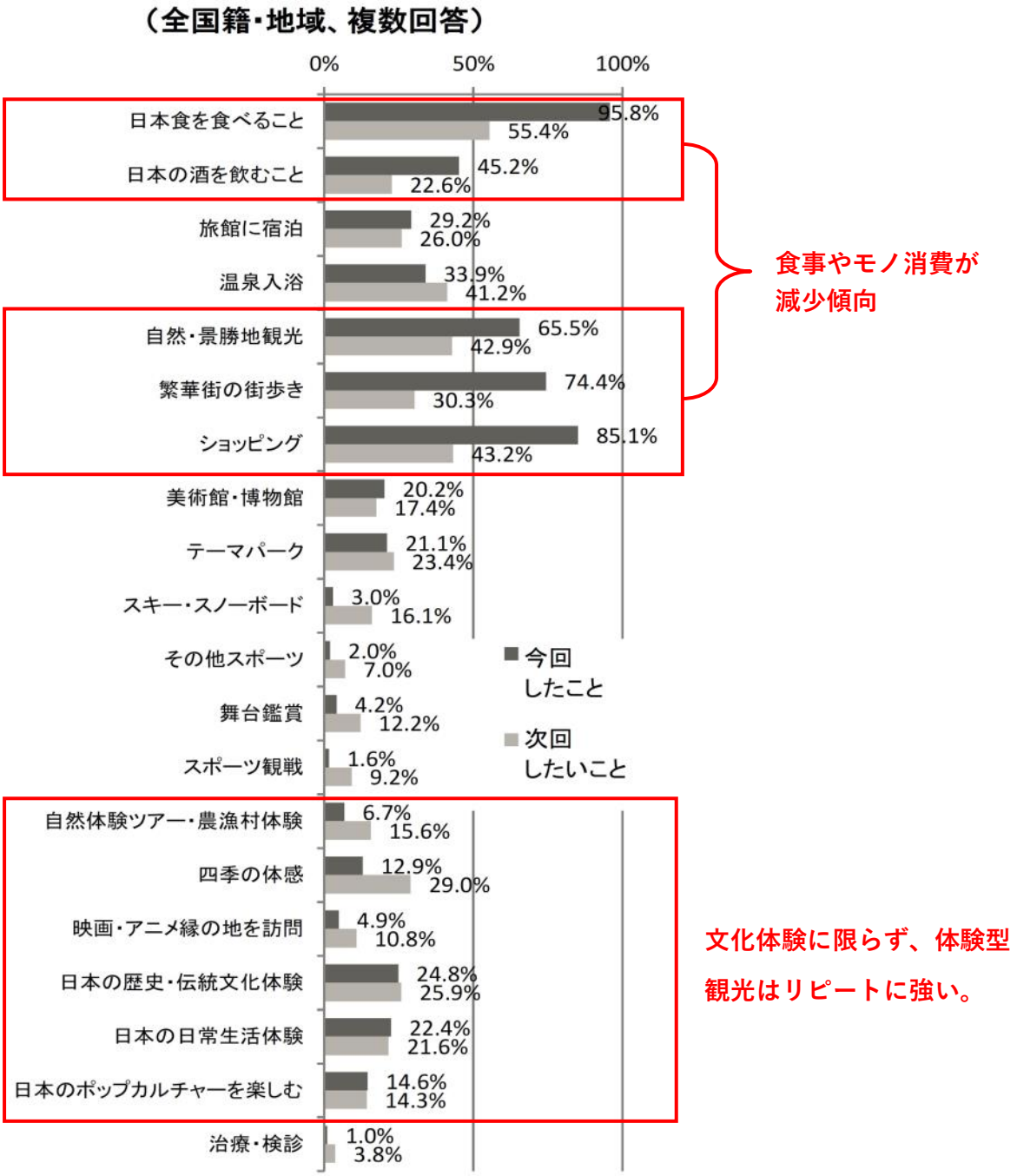

出典：訪日外国人の消費動向報告書 2017年年間値の推計 ※確報値（観光庁）

（4）平均泊数・滞在日数

外国人観光客の平均泊数は、全目的で9.1泊、観光・レジャー目的で5.8泊となっており、滞在日数は6日以内の短期滞在者が6割超となっている。観光・レジャー目的でみてみると、欧米圏の旅行客は平均泊数が10日を超えるなど、平均泊数・平均日数が高い傾向にある。

平均泊数と滞在日数

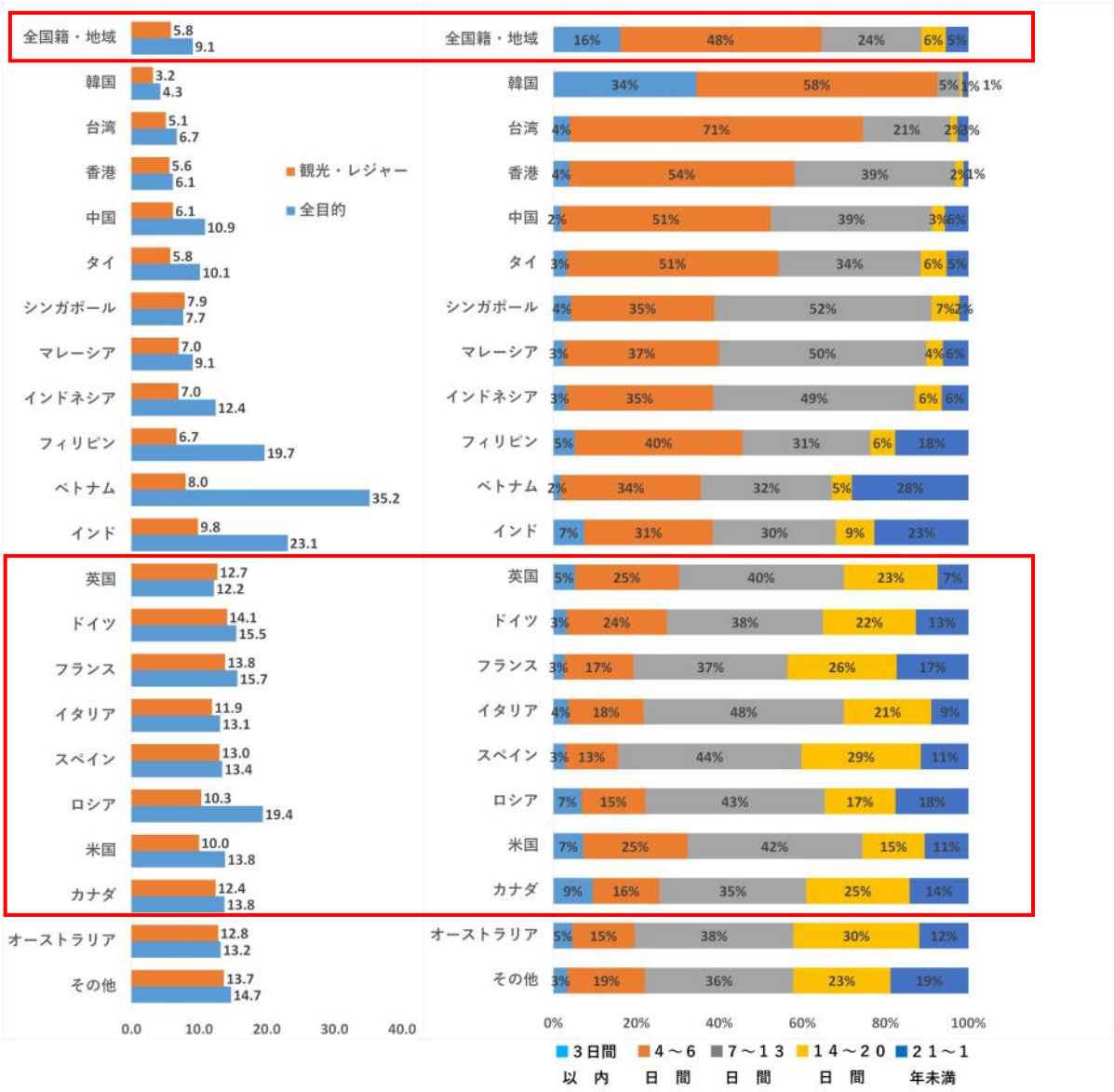

引用：訪日外国人の消費動向報告書 2017年年間値の推計（観光庁）データ集計

4．古民家等を活用した観光産業の可能性

日本の観光産業は2010年時点ではサービス収支のうち、最大の赤字項目であったが、2017年には知財使用料に次ぐ黒字項目となるなど、産業における「稼ぎ手」となっている。

2012年から2016年において日本の名目GDPは約40兆円増加しているが、そのうち観光産業の寄与割合は4.5％程度であり約２兆円の増加を示している。期間中、観光GDPは23.0%成長し、その伸び率は輸送用機械（23.0%）等とともにトップクラスである。これらのことから現在日本において観光産業は数少ない成長産業であると考えられる。

また、地方部の外国人延べ宿泊者数が三大都市圏を上回るペースで増加しており、2017年にはシェアが初めて４割を突破した。新しい産業が発達しづらい地方の自治体において、観光産業が次世代の有望な成長産業と考えることができる。

一方、訪日外国人旅行者の訪日動機のうち、「日本の歴史・伝統文化体験」「日本の日常生活体験」は欧米諸国において高い理由となっている。

そのような状況の中、伊賀忍者や伊賀上野城、宿場町の景観など歴史資源・観光資源が多く残されている伊賀市は条件的に有利な状況にあるといえる。

伊賀市に存在する歴史的価値を持つ古民家等を次代へ繋ぐには、古民家等を活用した歴史観光を「次世代に向けた成長産業」と捉え、観光産業の可能性を検討していく必要がある。

訪日外国人旅行者の訪日動機（2016年）

日本食を食べること		日本の酒を飲むこと		日本の歴史・伝統文化体験		日本の日常生活体験		四季の体感（花見、紅葉、雪等）		自然体験ツアー・農漁村体験	
タイ	86.8	英国	48.1	英国	55.1	フランス	47.5	インドネシア	26.0	インドネシア	16.3
オーストラリア	86.5	オーストラリア	47.9	ドイツ	54.1	ドイツ	43.6	イタリア	25.8	イタリア	15.5
フィリピン	85.9	米国	44.9	米国	51.5	英国	41.7	フランス	24.8	英国	15.1
米国	85.9	イタリア	41.9	スペイン	51.2	イタリア	40.7	マレーシア	23.9	フランス	15.1
フランス	85.0	カナダ	41.6	フランス	48.0	スペイン	39.0	オーストラリア	22.4	インド	15.1
カナダ	82.7	フランス	38.6	オーストラリア	48.3	カナダ	37.7	シンガポール	22.2	カナダ	13.3
ドイツ	82.7	スペイン	34.6	カナダ	47.6	米国	37.6	ドイツ	21.7	ベトナム	13.1
イタリア	82.4	ドイツ	34.3	イタリア	40.9	オーストラリア	30.8	英国	19.3	フィリピン	12.9
英国	81.3	ロシア	27.1	ロシア	36.0	ロシア	29.5	タイ	19.2	ドイツ	12.7
香港	80.7	韓国	26.7	インド	34.9	フィリピン	21.8	ロシア	18.5	マレーシア	11.8
マレーシア	80.7	シンガポール	22.9	インドネシア	27.1	インドネシア	20.8	米国	18.0	オーストラリア	11.2
シンガポール	80.1	タイ	20.6	フィリピン	26.4	マレーシア	18.9	台湾	18.0	ロシア	9.9
スペイン	77.0	香港	19.9	マレーシア	25.5	タイ	18.4	スペイン	17.9	英国	9.7
ロシア	74.2	フィリピン	19.3	ベトナム	21.3	インド	17.8	フィリピン	16.3	タイ	9.5
ベトナム	72.9	インド	17.2	タイ	20.4	台湾	17.2	カナダ	15.2	台湾	9.5
韓国	72.2	マレーシア	17.0	シンガポール	18.5	シンガポール	16.7	香港	14.0	スペイン	9.4
台湾	71.8	台湾	16.9	台湾	18.0	ベトナム	16.4	ベトナム	13.1	シンガポール	8.9
中国	66.3	中国	13.4	香港	13.3	香港	14.3	インド	12.5	香港	6.9
インドネシア	64.8	ベトナム	12.5	中国	11.8	中国	8.7	中国	10.3	中国	4.1
インド	55.9	インドネシア	10.9	韓国	6.7	韓国	6.4	韓国	2.8	韓国	1.4
その他	87.4	その他	48.6	その他	52.6	その他	45.2	その他	20.8	その他	17.0

東アジア　他のアジア（北南アジア等）　欧米等　（単位：%）

平成28年訪日外国人消費動向調査（観光庁）

注記：文中の数値は観光庁作成資料「近年のインバウンド増加がもたらす経済・地方へのインパクト」から抜粋。
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kanko_vision/kankotf_dai19/siryou7.pdf

第６節　ＩＣＴを活用した新しい働き方

（１）政府のテレワーク推進の動向

インターネットなどのICT（情報通信技術）の発達により、場所や時間にとらわれない新しい働き方が広がりを見せている。政府においてもICTを活用した時間と場所を有効に活用できる柔軟な働き方として「テレワーク」を推進しており、2020年までに導入企業数3倍や雇用型テレワーカー数10%以上などの目標を掲げて推進している。

大企業などが柔軟性・生産性の高い働き方の実現をテレワーク推進のひとつの目標としている一方で、人や仕事の地方への流れや推進する「ふるさとテレワーク」によるサテライトオフィス※1の整備など、地方創生実現の手法としても注目されている。

※1「サテライト・オフィス」とは、企業本社や、官公庁・団体の本庁舎・本部から離れた所に設置されたオフィスのこと。

テレワークの普及促進に向けた政府全体の連携

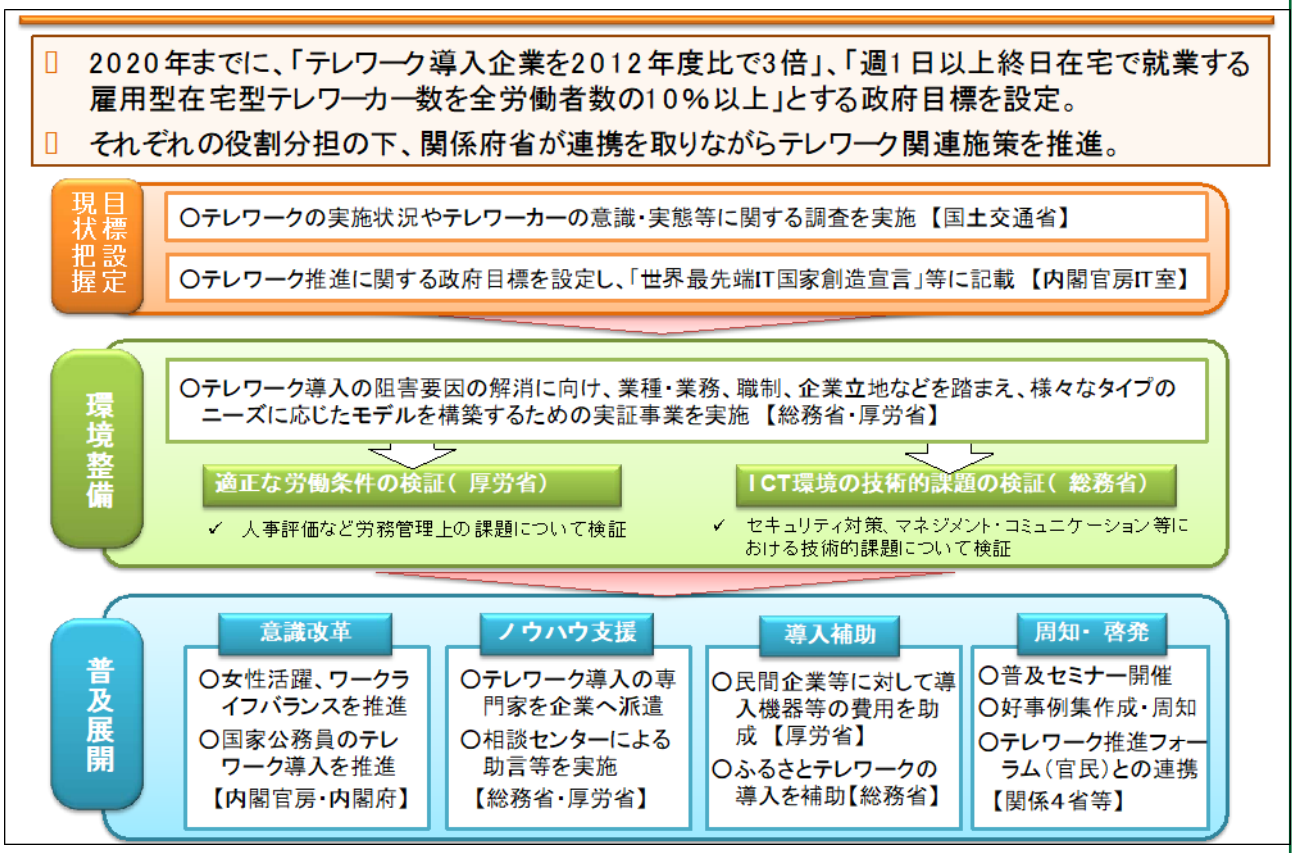

出典：総務省 テレワーク関係府省連絡会議 第一回資料

テレワーク推進に向けた政府の取り組みについて（平成28年3月）

（2）新しい働き方の動向

ICTなどの発達による柔軟な働き方が選択できる現在において、「好きな時間に働く」に次いで「好きな場所で働く」という要素が非常に重要になっており、魅力あるサテライトオフィスやコワーキングスペース※1の重要性が高まっている。

国内のコワーキングスペースの利用者の業種は、IT系やデザイン系などのクリエイティブワーカーの割合が圧倒的に多い状況である。

伊賀市の古民家等を活用した「新しい観光」を考える中で、従来型の宿泊や観光が主となる「滞在型観光」だけでなく、若年層を中心とする新しい暮らし方・働き方（ライフスタイル）を持ったクリエイティブ層に対して、歴史や文化の魅力を生かした「魅力ある働く場」として長期的に滞在してもらう、スタイルも新たな観光の概念のひとつとして捉える必要がある。

魅力を感じる働き方（日米比較）

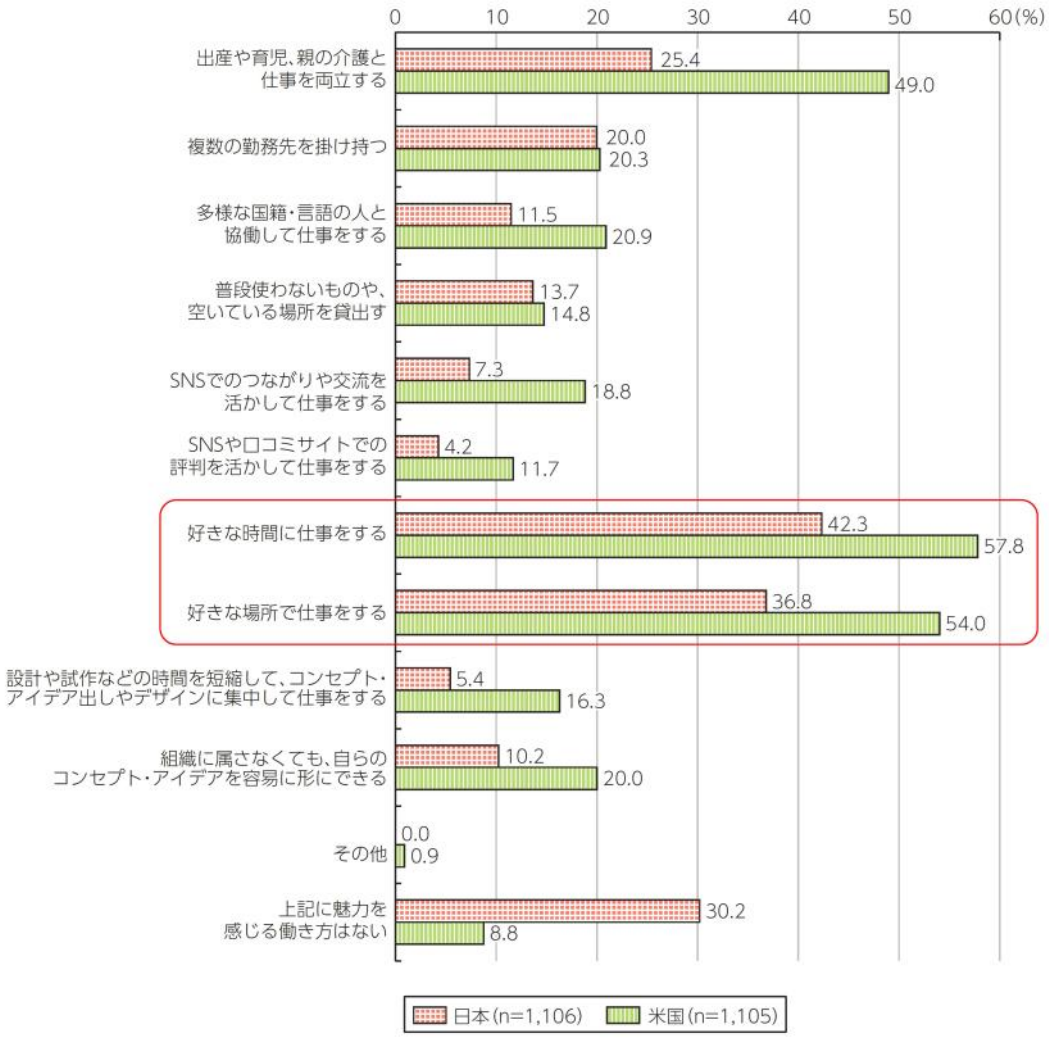

出典：平成28年度 情報通信白書（総務省）

（3）ICTが雇用に与える影響

ICT の進展は、それまで人が行っていた業務をICT が代替する雇用代替効果と、ICT を利活用することによる付加価値の向上や新規事業の創出によって雇用を増やす雇用創出効果の両面を持っている。

ICT による雇用の代替は、ネガティブに捉えられがちだが、他方で、ICT の利活用は、企業の労働生産性を向上させ、多くの付加価値を生み出すことができるという側面もありポジティブに捉えることも可能である。

加えて、少子高齢化により労働力人口の減少が見込まれている我が国の場合、ICT の利活用は、供給制約への対応策として有効であると考えられる。

さらに、企業がICT を利活用することで付加価値を向上させ、その企業が成長すれば、既存事業の拡大もしくは新規事業の創出により新たな雇用を生み出すことが期待できる。加えて、非ICT 企業のICT 利活用の動きが活発化することで、ICT 産業におけるICT 関連の財・サービスの供給量の増加が見込まれ、それによりICT産業の成長をもたらし、ICT 産業における雇用の増加につながると考えられる。

ICTが雇用に与える影響

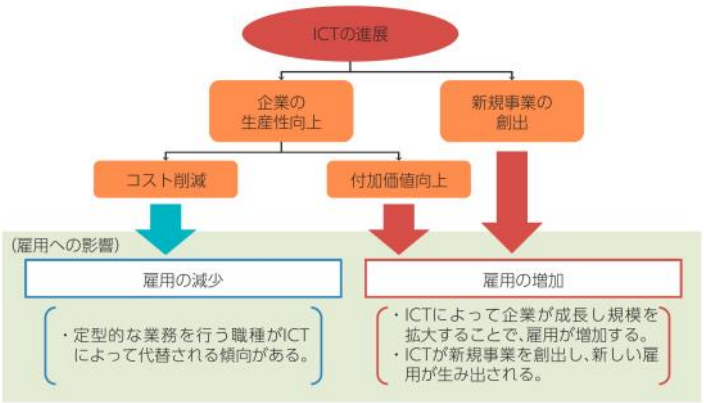

（出典）総務省「ICTによる地域雇用創出に向けた課題と解決方策に関する調査研究」（平成27年）より作成

（4）テレワークと働き方

テレワークとは、ICT を活用した、時間と場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことである。就労者にとっては、時間と場所を有効に活用できる柔軟な働き方が可能となるため、ワーク・ライフ・バランス※2の向上や通勤による疲労軽減、地方における就業機会の増加などが期待される。企業にとっては、従業員の生産性向上や災害時やパンデミック発生時における事業継続性の確保、人材流出の防止策として期待される。そして、社会全体にとっては、子育てや介護等を理由とした離職の抑制や、高齢者や障害者等の就業機会の拡大による、労働力の確保として期待されている。

※1「コワーキング（Coworking）」とは、事務所スペース、会議室、打ち合わせスペースなどを共有しながら独立した仕事を行う共働ワークスタイルを指す。

※2「ワーク・ライフ・バランス」とは、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指すため、2007年12月に官民トップ会議で策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」

（5）コワーキングスペースと産業の進展

伊賀市の産業で先述したとおり、２次産業が中心に産業が発展し、関西や中部圏内の大都市圏に近接しているといった立地を生かし、古民家等をコワーキングスペースとして活用し、ICTによる伊賀市の産業の付加価値を向上させることが重要である。

そのため、古民家等をテナント兼住居としての活用を図ることで伊賀市の新たな産業を成長させるきっかけになることが期待できる。

全国の主要コワーキングスペースの利用者層

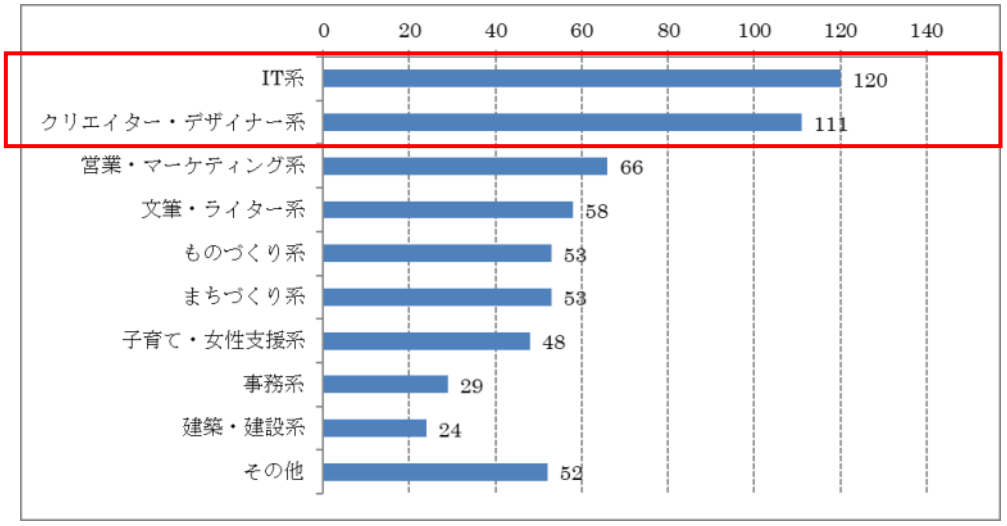

伊賀市に少ない産業

調査内容：

・全国191箇所の主要コワーキングスペースから主な利用者層をWebアンケート調査

・各コワーキングスペースから収集した主な利用者層の回答数合計（複数回答）

出典：コワーキングスペースの実態調査 2014年度調査の概要報告

北海道大学 経営ネットワーク研究センター年報

（阿部智和、宇田忠司、平本健太）

※国内191箇所のコワーキングスペースからのWebアンケート調査の収集データ

第７節　空き家対策の展望

空家法施行以後、伊賀市の空き家対策が本格稼働し、重点目標である「体制整備」や「空き家バンク制度構築」を行い、これまで、１２団体と協定を結び、官民連携したワンストップサポート支援体制の構築を行った。

体制構築後、空き家の適正管理、中古住宅の流通など全国から注目される取り組みが進み、全国初となる施策が、これまで多く生み出されてきた。

あわせて、空き家バンク制度も「伊賀流空き家バンク」と称し、伊賀市独自の取り組みを進め、国内外から注目を集め、欧米や北海道から九州まで４００世帯を超える移住希望者を数え、これまで５０世帯１３０名余りの方が移住し、地域によっては空き家が大幅に減少している地域もみられ、大きな成果を挙げている。

伊賀市空家等対策計画の重点目標と基本目標

空き家対策における推進体制の整備

空家等対策推進包括連携協定調印式

移住・定住に向けた包括連携協定

協定締結団体名・協定概要

団　体　名	空き家対策に係る主な個別の業務協定
公社　三重県宅地建物取引業協会	空き家バンクに係る媒介等
公社　全日本不動産協会三重県本部	空き家バンクに係る媒介等
一社　三重県建築士事務所協会	特定空家等の調査判定、インスペクション等の実施等
一社　三重県不動産鑑定士協会	空き家バンク登録物件の鑑定
一社　三重県建設業協会	特定空家等の除却工事等
三重県司法書士会	空き家に係る相談全般
三重県土地家屋調査士会	空き家に係る測量、不動産登記等
公社　伊賀市シルバー人材センター	空家等維持管理制度等
独　住宅金融支援機構	【フラット３５】子育て支援型・地域活性化型低金利融資
一般社団法人ノオト	古民家等再生活用
西日本旅客鉄道株式会社	古民家等再生事業
株式会社ＮＯＴＥ	古民家等再生事業

一方で、空き家の利活用が進まず、空き家が年々増加している地域がある。活用が進まない地域では、移住希望者のニーズとマッチングできないケースが多く、移住希望者が希望する物件の条件として、「公共下水道が完備」、「駐車場が２台程度駐車できる」、「のんびりできる敷地がある」、「家庭菜園ができる」などを希望している傾向がある。

条件に合わない地域として、中心市街地やその近郊、街道沿いの旧宿場町など、共通する点は、「歴史的に地域の商業の中心で賑わっていた地域」、「住宅が密集している」、「中庭はあるが、道路に建物が面し、駐車場が無い」といった空き家となった古民家が多く、当時の趣のまま現存している。

移住・定住者の流れ

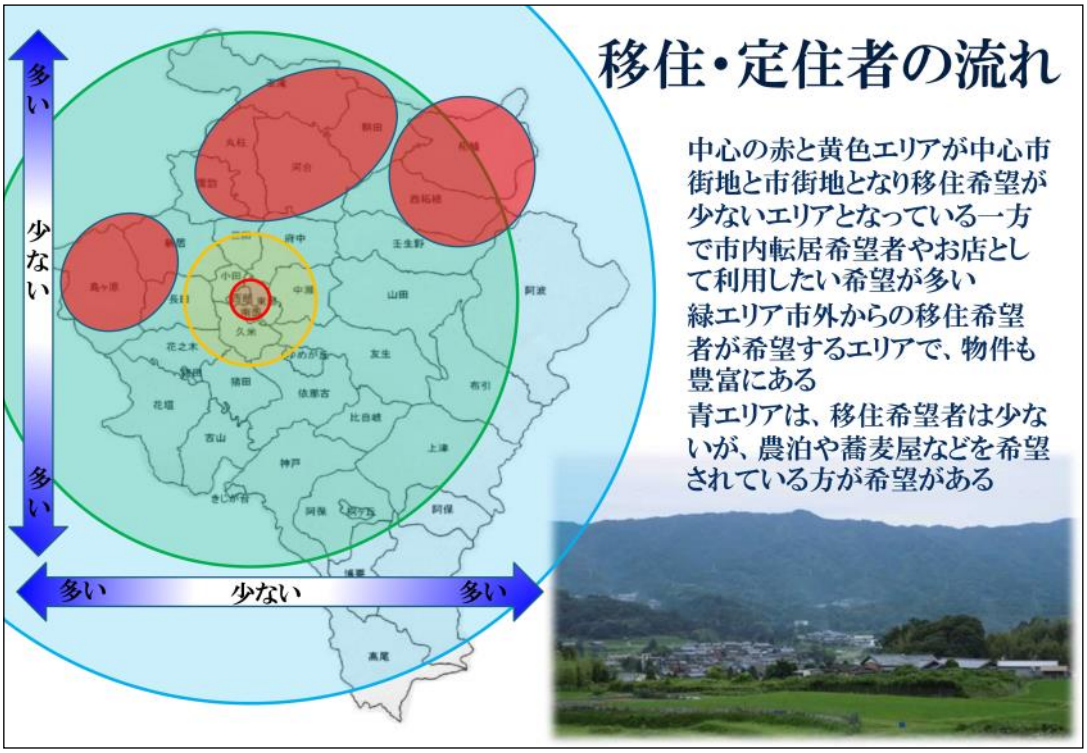

こうした立地的な要件により、空き家バンクでの移住対策での活用や交流施設や体験施設など公的利用では一時的な解決は図れるが、増え続ける空き家の抑制対策としては解決に至っていない。全国的な人口減少と伊賀市の将来人口減少と単身高齢者世帯、高齢者のみの世帯が年々増加する中、2030年をピークに一転減少し空き家化が加速していく。

伊賀市の人口減少と空き家の増加

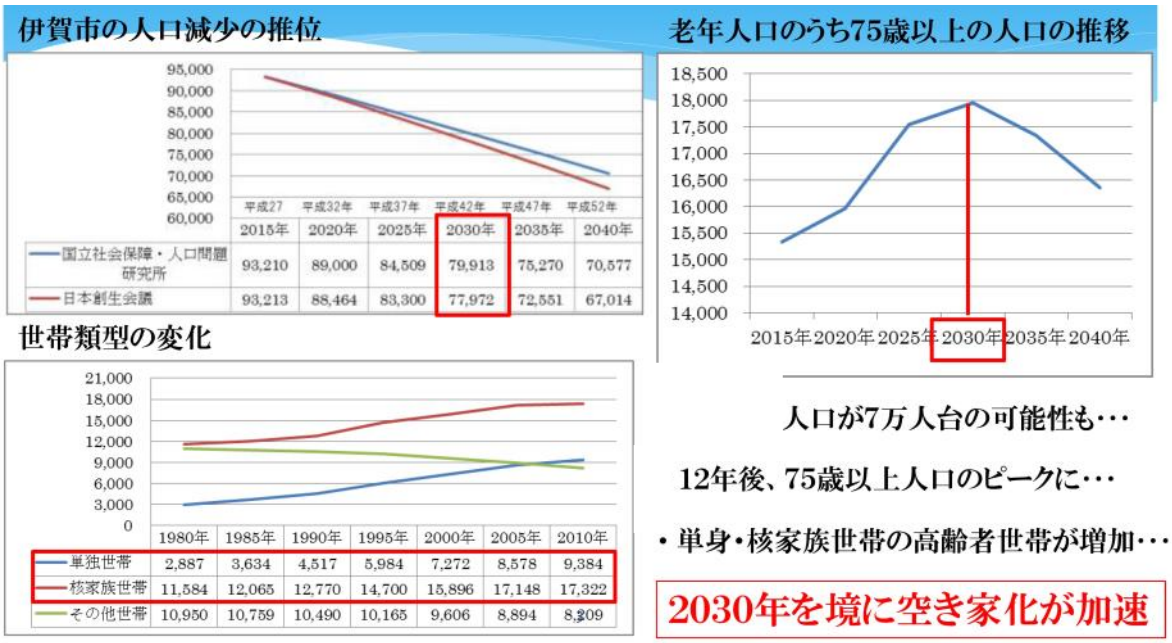

また、地方都市の伊賀市として、都市部への人口集中と全国的な人口減少から、田舎暮らしを求める層やワークライフバランスを重視する層などの移住人口も徐々に減少に転じていくことが想定される。

その結果、数十年先にはコミュニティの衰退、地域経済の衰退など、最悪の場合、限界集落、消滅集落となる地域もでてくる可能性も否めない。

近い将来全国的にこうした最悪の事態が想定される自治体もあり、日本創生会議が行った推計によると、2040年には全国の896市区町村が「消滅可能性都市」に該当するとしている。

こうした状況を踏まえ、人口減少と空き家の増加による将来予測される経済損失を抑えるための方策として、定住人口の維持を図るために官民連携を強化した空き家バンク制度の拡充を図り、また、人口減少を見据えたＩＣＴを活用した新たな仕事の在り方を検証しつつ、かつ、地域経済の生産性の向上による経済損失を最小限に抑えるために、空き家を活用した交流人口の増加を図るため、空き家となった古民家を活用した観光振興を進めることで、地域の安定と維持を図ることが必要である。

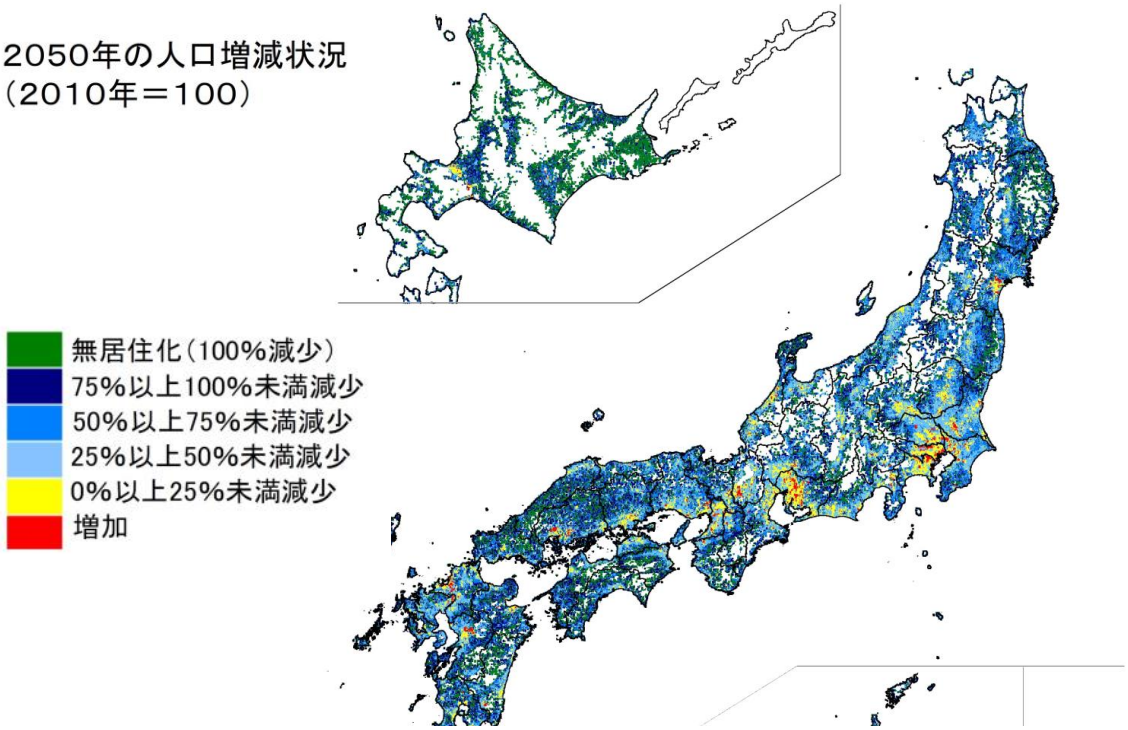

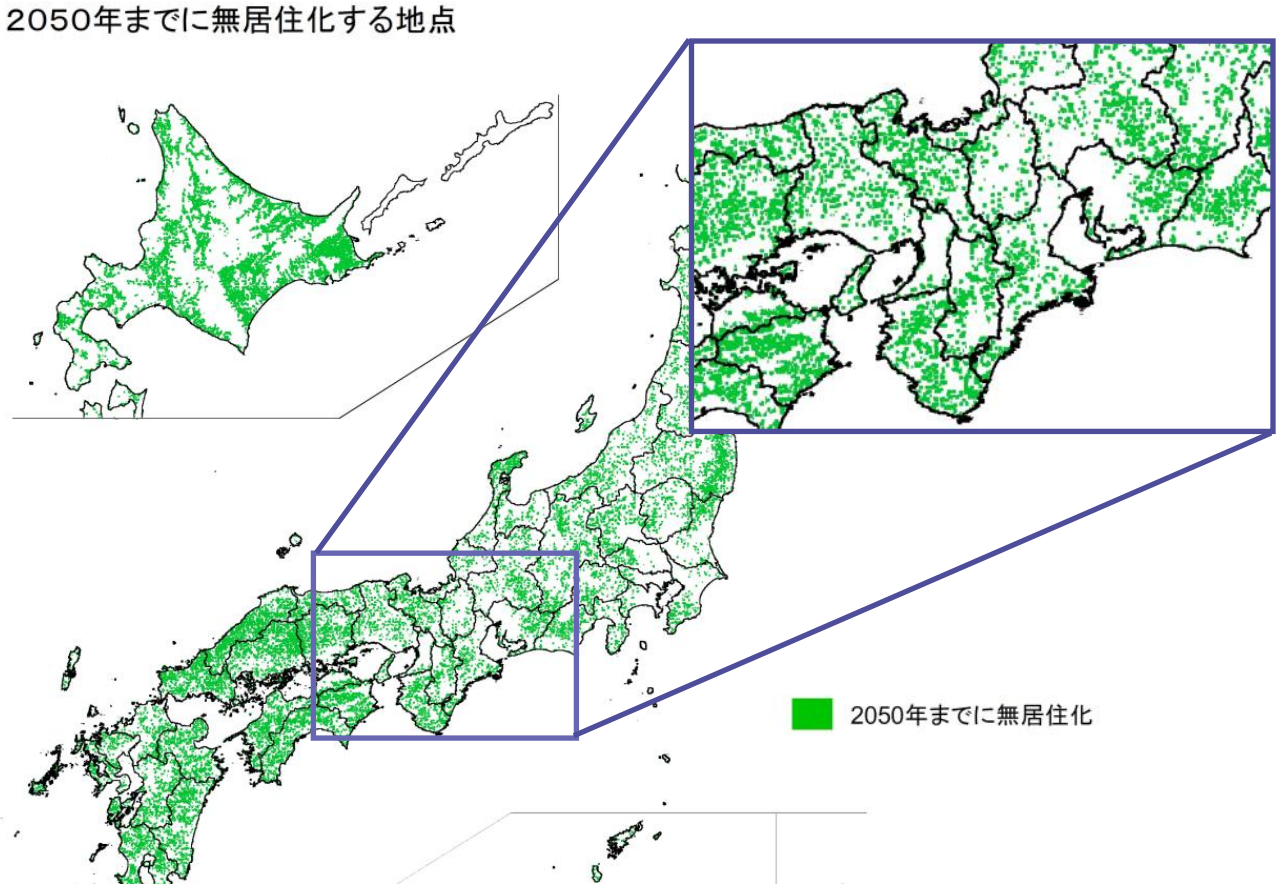

出典：国土のグランドデザイン２０５０ 参考資料（国土交通省）

また、空き家バンク制度開始以降、2019（平成31）年2月末時点で162棟の物件登録があり、地域別に比較すると島ヶ原支所管内が37.5%と最も多く、次に大山田支所管内の14.0%、伊賀支所の11.8%と続いている。島ヶ原支所管内や大山田支所管内、伊賀支所管内が多い理由は、住民自治協議会や自治会、地域住民による空き家所有者等への空き家バンクへの登録の働きかけを積極的に行っている結果となっている。

その一方で、中心市街地は活用割合が最も低く、１㎢あたりの可住地面積に占める空き家が220棟を数え、中心市街地を除く上野支所管内のその他支所管内での１㎢あたり8.4棟と比較しても23倍もの空き家が存在し、中心市街地の空洞化が進んでいるなか、先述したとおり空き家の活用が進んでいないことが課題となっている。

また、先に述べたとおり移住希望者の希望物件の条件から、移住希望者の多くは郊外で先述した条件を満たしている物件へと移住する傾向にある。

一方で、中心市街地の物件を求めいる人の多くは、店舗などの創業や起業を希望している方で、特に市内在住者で物件を求めている。そのため、これまで中心市街地で物件を購入した人は店舗兼住宅として使われている方が半数以上を占めている。

将来展望として、移住希望者が望む条件に合う地域は引き続き移住対策を積極的に進め、移住希望者の条件に合わない地域は、人口減少と空き家の増加抑制を図ることが喫緊の課題となっている。

地域別空き家バンク登録棟数活用率（平成30年12月末現在）

支所管内	空き家数	登録数	活用割合	前年度末比　較
中心市街地	321棟	15棟	4.7%	0.6%増
上野支所（中心市街地除く）	974棟	59棟	6.0%	0.8%増
伊賀支所	195棟	23棟	11.8%	2.6%増
島ヶ原支所	40棟	15棟	37.5%	21.3%増
阿山支所	183棟	17棟	9.3%	2.5%増
大山田支所	107棟	15棟	14.0%	6.5%増
青山支所	286棟	18棟	6.3%	1.3%増
計	2,106棟	162棟		

第８節　概説からみた課題と方向性

１．地勢

伊賀市は、市域の約６割が森林で、地形は、北に信楽山地、東に鈴鹿山脈、布引山地、南に室生山地、西に大和高原に囲まれた上野盆地を形成している。気候も盆地特有の内陸型気候で寒暖の差が大きく、年間降水量は三重県東部の沿岸地域に比べて少なくなっている。この寒暖の差から伊賀酒や伊賀牛が育まれてきた歴史がある。

伊賀地域の気候は、隣接する３府県の地形の影響を強く受けており、特に、滋賀県側からの北西季節風の影響を受けているものの、信楽山地の標高差により日本海側や滋賀県北部などに比べて降雪量が少なくなっているのが特徴である。こうした恵まれた自然環境から、伊賀流空き家バンクが順調に推移している傾向にある。今後、これらの潜在的なポテンシャルを活かし、観光まちづくりを進めて行くうえでのアプローチのひとつとする必要がある。

１．住民自治

伊賀市は、平成16年11月に１市３町２村の合併により誕生した。伊賀市独自のまちづくりの実現するために制定した「伊賀市自治基本条例」に基づき、地域毎に住民自治協議会が設立され、地域の課題解決のための様々な取組みが行われている。

しかし、地域では、人口減少と少子高齢化に伴い、伝統行事や共同作業など実施するための人材の確保が難しい状況になっており、さらに人口減少や高齢化が進むと地域を維持していくことも困難である。

また、空家等となる大きな要因として人口減少と高齢者のみの世帯の増加が挙げられていることから、今後さらに空家等の増加も予想されるが、伊賀流空き家バンクによる移住者の増加から大幅に空き家が減少した地域もあり、さらに移住者が地域に増えることで、郊外の地域は活性化されることが想定される。

また、歴史的資源を活用した観光まちづくりを進めるよりも、空き家を活用した移住対策を重点的に進めることで人口維持に貢献が期待できる。

また、伊賀市の特色ある自治を最大限活かすため、コミュニティビジネスの推進を図り、“地域で稼ぐ”“地域に還元”できる仕組みづくりが必要であると考える。

特に問題であるのが中心市街地など移住対策が進まない地域の対策を進めないと住民自治が困難になる可能性が高い。

そのため、空家等を「負の資産」ではなく、「地域の資源」と捉えて、地域を活性化するための活用するための地域の仕組みやルールづくりなど、地域のまちづくりと合わせて住民自治協議会の役割が期待される。

３．交通・街道

伊賀市は、大阪・京都・名古屋の中間に位置し、市の中心を自動車専用道路の名阪国道が横断し、また、新名神高速道路が滋賀県南部を通り、それらの大都市圏へは1時間余りでアクセスできる。また、ＪＲ関西本線、ＪＲ草津線、近畿日本鉄道、伊賀鉄道が東西南北に走っているため、同様に1時間余りで大都市圏へアクセスができ、古来より都に隣接する地域として、交通の要衝として重要なアクセスポイントとなっている。

大都市圏へのアクセスの良さは商工業の発展や地域の活性化には必要不可欠であり、非常に恵まれた地域であることがわかる。

４．産業

伊賀市は、第2次産業の製造業が盛んな地域で、大都市への交通の要衝として、伝統的手工業から最先端の科学技術を駆使した産業まで、さまざまな業種が集積されている。次に第3次産業の卸売・小売業が多くなっているが、これも大都市への交通の要衝として、地理的な立地から多くなっている傾向がある。

産業別の付加価値額では、観光地としての地域の潜在ポテンシャルは高いものの、宿泊業・飲食産業は全体の2.4％で、観光産業が低迷している。

そうした現状から、古民家を活かした観光資源の魅力を極め、地方創生の礎にすることで、観光産業を革新し、地域間の競争力を高め、伊賀市の基幹産業に高めることが必要となってくる。そうすることで、増え続ける空き家の抑制に繋がり、しいては、伊賀市の魅力にも繋がる。

また、「明日の日本を支える観光ビジョン」では、訪日外国人の誘客を政府をあげて取り組むことが明言されていることから、さらなる訪日外国人層を獲得できれば、観光産業の付加価値額をあげることが可能である。

５．人口

全国的な人口減少と合わせて、伊賀市の人口も今後減り続けることが推計されている。こうした人口減少が進む中、「消滅可能都市」の基準である20～39歳の若年女性人口が2010年を基準年に、今後2040年に減少する推計値が△50％を下回ると「消滅可能都市」であると日本創生会議が提唱している。

伊賀市の人口減少の状況と20～39歳の若年女性人口を見てみると、2040年には日本創生会議では67,014人、国立社会保障・人口問題研究所では70,577人と推計している。「消滅可能都市」の基準では、△40.8％～△46.3％（出典：国立社会保障・人口問題研究所）となっている。

将来、人口流出が進むことで△46.3％に近付き、人口流出が抑制できた場合で△40.8％に近付くと推計されている。

こうした人口減少による推計も仮定での話であり、将来予測を覆す自然災害や大規模災害など局地的に被害が発生した場合までは想定されていない。
　人口流出を抑制することが、将来の伊賀市の展望にも関わることとなる。

５．将来想定される地震と津波

　南海トラフ地震では、三重県全域で震度６弱の揺れが想定され、伊勢湾沿岸地域の最大津波高は３ｍから10ｍ近くに達するところも想定されている。このため、沿岸部では揺れによる住宅倒壊や焼失以外に、津波による住宅の滅失が甚大な被害を及ぼすことから防災対策が進められている。
　伊賀市は内陸部に位置することから南海トラフ地震の津波による被害想定はないが、揺れによる住宅倒壊や焼失といった被害想定は約60棟で、理論上最大クラス※の被害想定では約1,900棟となっている。
　しかし、想定される地震は南海トラフ地震だけでなく、内陸直下型地震も想定されている。特に頓宮断層帯での地震では、震度５強から６強の揺れが想定されている。
　また、山間部が多いといった地勢的な要因から、地震による揺れや降雨による急傾斜地の崩壊によるがけ崩れなどの被害も想定されている。
　歴史的資源として活用する古民家を宿泊施設やテナントとして活用するためには、耐震化又は寝室や事務所部分のみをシェルター化するといったことが必要となる。

※理論上最大クラスとは、あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する確率は極めて低いものの理論上は起こり得る最大クラスの南海トラフ地震のことをいいます。

６．土地利用

　伊賀市の多くが森林で、丘陵地が多く、平地や台地を農地や宅地として利用し、平野部には広く農業振興地域が指定され、指定地域を中心に農用地区域が点在している。
　将来予想される人口減少への対策として、「国土のグランドデザイン2050」で、コンパクトシティが盛り込まれたことにより、伊賀市におけるコンパクトシティを目指した立地適正化計画が策定された。これを機に、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本方針が定められた。誘導区域は４つに分けられ、更に9つの基本区域が定められた。
　区域が定められたことにより、基本区域内での立地可能施設に制限が設けられ

た。移住対策が進まない中心市街地とその周辺エリアは、広域的拠点区域と位置付けられ、2018（平成30）年4月1日以前の都市計画に関する基準よりは緩和された。しかし、それ以外の区域では、宿泊施設やテナントによる多種業の施設利用には制限が課せられ、特定開発事業として認められる可能性もあるものの、各種同意要件や行政手続きにより不可能な場合もある。

こうした新たな制度開始以後、空き家対策では、風光明媚な農山村地域での飲食店の開業を希望される移住者も出てきているが、保全区域にかかる場所が多いため、移住を断念するケースもみられる。

兵庫県篠山市の丸山集落のように山間地区で12軒古民家が建ち並び、そのうち７軒が空き家となった小さな集落で居住者はわずか十数名の小集落地域が宿泊施設を地元自治会と一般社団法人ノオトとLLP（有限責任会社）を設立し運営を行っている事例もあり、その成果として地域が活性化し、空き家も無くなり、集落の人口が増えているケースもある。そうした事例にも対応できる活性化を見据えた緩和措置をするといったことも必要と考えられる。

７．文化と歴史

伊賀地域は、京都、奈良や伊勢を結ぶ大和街道・伊賀街道・初瀬街道を有し、古来より都に隣接する地域として江戸時代には藤堂藩の城下町や伊勢神宮への参宮者の宿場町として栄えてきた地域である。

伊賀市の古民家の多くは、街道を通じて飛鳥や奈良、京都などの都の文化が色濃く影響を受け、建築様式も西の都に倣っての様式が多い。

しかし、安政の大地震により、上野城内の城代屋敷や御殿が大破し、侍屋敷や城下の町家に多大な被害がでたが、その後再興が行われたため、その安政の大地震以降の古民家が現存し、今なお多くの古民家が市街地に点在している。

古民家の中には、良質の材木を使い、独自の意匠が施され、耐火性に優れた造りのものもあり、こうした古民家としての価値がある。しかし、空き家となり長期間放置され、腐食等による基礎・土台が損傷していると考えられる古民家も多くあることから、歴史的財産である古民家の保全・活用を図り歴史的資源を活用した観光まちづくりを進めることが有益である。

また、中心市街地には城下町の町割が今も残り、歴史的な建造物も多く存在している。こうした町割を維持していくためにも、空き家となった古民家の適正管理を進め、利活用可能な古民家は、移住・定住と再生活用を促進するための地域資源として保存・保全・活用する必要がある。

そのため、文化財保護法改正の気運や観光先進国として、日本の歴史・文化を観光資源として活かすため、文化財を保存優先から活用へと大きく舵をきり、観光資源の魅力を極めるといった考え方のもと、伊賀市の古民家にも光をあて、歴史・文化・伝統などを活かし、地域再生を進める転換期だと考えられる。

８．伝統工芸と食文化

伊賀は古来より古琵琶湖の底地であり良質な粘土が採取できたため、古くから焼き物が盛んであった。現在の伊賀市丸柱を中心につくられてきた。また、これらの粘土には良質な高温耐熱性をもつアルミニウム質粘土鉱物含まれ、耐火粘土として知られ、優れた可塑性を示すことから、白色磁器、碍子、衛生陶器、陶磁器などの原料として利用されてきた歴史がある。新しい時代では、粘土の特性を活かして、スペースシャトルの耐熱タイルの材料にも使われた良質の粘土である。現在の上野や島ヶ原を中心に採掘され精製されてきた。

また、古来より、伊賀地域は年間平均気温が14度と県内でも低く、四方を山に囲まれた盆地特有の寒暖の差があり、降雪量も県内でも少なく日照時間が長い、一方で伊賀地方が位置する紀伊山地は、日本で一、二の多雨地帯で、隣接する山麓からの清冽な伏流水がこんこんと湧き出て、水質は軟水が多い、また、古琵琶湖層の肥沃な土壌など自然の恩恵を受け、良質な伊賀酒や伊賀牛、伊賀米など気候・風土の長い歴史が作り上げた、伊賀の地方だけの食文化がある。また、これらの歴史や文化の営みの中、忍者発祥地として、忍者の携帯食としてのかたやきや、丁稚ようかん、地勢的要因から鯛などの海産物の幸が手に入らない環境から、貴重なたんぱく源として豆腐田楽が重宝されたり、おしもんが冠婚葬祭につきものであったりと伊賀の郷土料理や和菓子とし根付いた歴史がある。

そうした悠久の歴史の中で、伊賀市は、1市3町2村が合併した。先述したそれぞれの地域が磨き上げた伝統工芸や地域独自の食文化が蓄積されている。

合併後、それぞれの地域性が希薄化し、文化の融和が進みつつある中、伝統工芸や食文化も人口減少や少子高齢化による伝統が失われつつある。

こうした課題への取組として、伊賀流産品、伊賀の匠の知恵と技が結集した良品な商品、その栽培や製造加工、モノづくりに専心する人々を「IGAMONO（いがもの）」と呼び、伊賀の誇りとして認定する伊賀ブランドの取り組みが2015年からスタートし、これまで、先述した伝統工芸や食文化、特産品など76商品が登録されている。

これらの伊賀市独自の伝統工芸や食文化を活かした歴史的資源を活用した観光街づくりを進める必要がある。

９．観光

伊賀市は伊賀上野城を中心とする城下町の町並みと、伊賀流忍者発祥の地であることから、それらにちなんだ観光資源が多くある。中でも伊賀上野城をはじめ、伊賀流忍者博物館、芭蕉翁記念館、俳聖殿、くみひも会館、だんじり会館などの観光施設が集積している。また、旧城下町には、武家屋敷や町家、長屋など歴史的景観を感じさせる町並みが残る。

また、伊賀市の名産品の伊賀焼きや伊賀くみひもの販売所や体験施設などもあり、幅広い年齢の観光客を集める魅力がある。

周辺地域では、青山高原や余野公園などの自然資源、農林業などなどにかかる、さまざまな交流資源、温泉やリゾート施設など多くの地域資源があり観光客など集客している。

しかし、その大部分は日帰り・通過型の観光であり、関西方面から伊勢志摩や東海方面への中継地点となり、その逆も然りといった状態である。

また、城下町の町並み整備も十分ではないといった声も聞かれ、一部には歴史的町並みを復元した街路はあるが、建築物の外観等に一定の基準が定められておらず、歴史的町並みの一角にハウスメーカの建物が混在している状況がある。また、空き家の増加による、解体除却も進み、空き地や分譲宅地として広範囲にわたり開発が進んでいる。

こうした、歴史的資源が失われつつあるなか、伊賀上野城を中心に観光施設が集積していることから、旧城下町の町中への観光は歴史探訪目的の観光客が少数散策しているが、観光案内のサインも少なく、空き店舗、空き家が軒を並べ閑散としている。

観光入込客数も平成19年をピークに減少の傾向にあり、ピーク時と比較して88万人減少するなど、主要観光施設や観光イベントの入込客数は漸減していることから、伊賀市の観光はここ10年余り停滞期に入っていることがわかる。

カナダの地理学者R.W.Butler（1980）が提唱する「観光地ライフサイクル論」を引用すると観光地の成長を「開拓期」「成長期」「確立期」「停滞期」に分け、その後「維持」、「減退」、「回生」を経ていくという考え方がある。

「開拓期」では観光客や団体客が訪れ、全体的な観光客数が増える。しかし、次第にテンポが落ち「成長期」「確立期」に到達し、観光客が漸減し「停滞期」に陥る、さらにその動きが加速し「衰退期」に入るということである。

「観光地ライフサイクル論」が提唱する「維持」又は「回生」の考え方はイースタンタウンシップ地域の観光地ライフサイクルによると、観光地が持つ本質的な魅力は変化せず、時代とともに、それを観光客に分かりやすく理解してもらうための「手段」を変えていく必要がある。

過去の事例で紹介すると、伊賀市で言えば本質的な魅力が伊賀流忍者であれば、それを理解してもらうための手段としてのアクティビティが必要となる。それが伊賀流忍者博物館である。「開拓期」は、ある程度観光客の指向性も踏まえ

た上で入込客数が増加しスムーズに移行していっている。入込客数の増加により「成長期」に入り、忍者屋敷や忍者パフォーマンスも充実する。これが「確立期」である。観光客や団体客が一巡することで新たなアクティビティが派生しないと「減退期」に入る、そこで、NINJAフェスタがや忍者変身処など新たなアクティビティを創造し、「維持」、「回生」のための取り組みが行われるが、これも観光客や団体客が一巡することで、入込客数も漸減し「停滞期」に入る。

国が進める観光立国のプロジェクトがスタートした中、新たな観光戦略の目標を掲げ、全国の歴史的観光資源を活かし、国際競争力を高め、基幹産業とすることを目標に掲げ、文化財保護法や建築基準法、消防法などの改正を進め、訪日外国人をターゲットにした、さまざまな取り組みが始まっている。

「観光地ライフサイクル論」で例えれば日本は歴史的資源を活用した観光まちづくりを進める「開拓期」であるといえる。

こうした「観光地ライフサイクル論」を参考に「忍者」のみで観光を考察してみると、2017年2月22日に伊賀市は、伊賀流忍者発祥の地であることから忍者の歴史文化を継承し忍者を活かした観光誘客やまちづくりを行うとして「忍者市宣言」を行っている。

また、2017年春には、滋賀県甲賀市とともに「忍びの里 伊賀・甲賀 －リアル忍者を求めて－」として日本遺産認定も果たしている。伊賀市のシティプロモーション指針においても、忍者を十分に活用した戦略的なマーケティングや地域全体のブランディングが必要であるとしている。

同指針では、忍者をテーマとした観光を打ち出している地域が全国各地に展開し増加傾向である中において「伊賀流忍者」を伊賀市を知ってもらうきっかけと捉えている。「観光地ライフサイクル論」では、先述したとおり、観光地が持つ本質的な魅力は変化しないということである。そのため、地域資源の数により、潜在的な観光地としてのポテンシャルは高くなる。

そのため、忍者を中心に歴史・自然、文化、伝統、特産品など伊賀市の有する魅力を「手段」として活かすことで、地域資源を市外に十分にプロモーションすることができ、観光客が伊賀市の魅力を知り関心を持つことで、伊賀市に訪れるサイクルをつくり、伊賀市が持つ地域資源の洗練及びプロモーションが重要となってくる。

忍者をきっかけとした伊賀の観光プロモーション指針イメージ図

10. ICTを活用した新しい働き方

ICT の進展は、それまで人が行っていた業務をICT が代替する雇用代替効果と、ICT を利活用することによる付加価値の向上や新規事業の創出によって雇用を増やす雇用創出効果の両面を持っている。加えて、少子高齢化により労働力人口の減少が見込まれ、生産年齢人口も漸減する伊賀市でも、ICT の利活用は、供給制約への対応策として有効であると考えられる。

非ICT 企業のICT 利活用の動きが活発化することで、ICT 産業におけるICT 関連の財・サービスの供給量の増加が見込まれ、それによりICT産業の成長をもたらし、ICT 産業における雇用の増加につながると考えられる。

伊賀市の情報通信業の割合も産業の付加価値額の比較順位でも14位で全体の0.4％に過ぎず、ICTの普及が進む中、これからの成長産業のひとつとして捉えることができる。

しかしながら、近年の人工知能（AI）技術やロボティクスの急速な進歩によって、非定型的な知的業務や複雑な手仕事業務も将来的には機械によって代替される論調があり、雇用なき成長や富の集中に繋がると懸念されている。

ICT の進展は人々の働き方にも大きな変革をもたらしつつある。近年、コワーキングスペースによって場所にとらわれない働き方が可能になることに加えて、シェアリングエコノミー※1やデジタルファブリケーション※2の普及は、個人が組織に属さずオンデマンド※3的に就労する機会を拡大しつつある。

そういったICTの普及が進む中、コワーキングスペースも徐々にシェアを拡大しつつあり、三重県、大阪府、滋賀県、愛知県に多数ある。

これらのICT を活用した、時間と場所を有効に活用できる柔軟な働き方が魅力となっている。

就労者にとっては、時間と場所を有効に活用できる柔軟な働き方が可能となるため、ワーク・ライフ・バランスの向上や通勤による疲労軽減、地方における就業機会の増加などが期待されている。

こうしたコワーキングスペースは、起業家、フリーランスといった在宅勤務を行う専門職従事者などが利用することが多くこれからの新しい働き方と言える。

※1　シェアリング-エコノミー　：物・サービス・場所などを、多くの人と共有・交換して利用する社会的な仕組み。
※2　デジタルファブリケーション　：デジタルデータをもとに創造物を制作する技術のこと
※3　オンデマンド　：ユーザの要求があった際に、その要求に応じてサービスを提供すること